㊞ 平成 31 年第１回定例会

（３月５日招集）

町議会会議録

益城町議会

平成31年第１回益城町議会定例会目次

○３月５日（第１日）

出席議員 …… 2
欠席議員 …… 2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名 …… 2
説明のため出席した者の職・氏名 …… 2
開会・開議 …… 3
・諸般の報告（議席配付）
日程第１　会議録署名議員の指名 …… 3
日程第２　会期の決定 …… 3
日程第３　報告第２号　損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について …… 4
日程第４　議案第４号　益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について …… 5
日程第５　議案第５号　事務の委託に関する規約の廃止について …… 6
日程第６　議案第６号　平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号） …… 6
日程第７　議案第７号　平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第３号） …… 6
日程第８　議案第８号　平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第２号） …… 6
日程第９　議案第９号　平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第４号） …… 6
日程第10　議案第10号　平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第３号） …… 6
日程第11　平成31年度施政方針について …… 6
日程第12　議案第11号　平成31年度益城町一般会計予算 …… 6
日程第13　議案第12号　平成31年度益城町国民健康保険特別会計予算 …… 6
日程第14　議案第13号　平成31年度益城町後期高齢者医療特別会計予算 …… 6
日程第15　議案第14号　平成31年度益城町介護保険特別会計予算 …… 6
日程第16　議案第15号　平成31年度益城町公共下水道特別会計予算 …… 6
日程第17　議案第16号　平成31年度益城町農業集落排水事業特別会計予算 …… 6
日程第18　議案第17号　平成31年度益城町水道事業会計予算 …… 6
日程第19　議案第18号　益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 6
日程第20　議案第19号　益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 6
日程第21　議案第20号　益城町男女共同参画センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について …… 6
日程第22　議案第21号　益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について …… 6
日程第23　議案第22号　益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 6

日程第24　議案第23号　益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…… 6
日程第25　議案第24号　益城町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 6
日程第26　議案第25号　町道の路線認定について …… 6
日程第27　議案第26号　町道の路線認定について …… 6
散会 …… 43

○３月６日（第２日）

出席議員 …… 44
欠席議員 …… 44
職務のため出席した事務局職員の職・氏名 …… 44
説明のため出席した者の職・氏名 …… 44
開議 …… 45
日程第１　総括質疑 …… 45
散会 …… 75

○３月７日（第３日）

出席議員 …… 76
欠席議員 …… 76
職務のため出席した事務局職員の職・氏名 …… 76
説明のため出席した者の職・氏名 …… 76
開議 …… 77
日程第１　一般質問 …… 77
７番　吉村建文議員 …… 78
１　児童虐待防止の推進について
（１）現在、本町において児童虐待の事例は何件あるのか。
（２）その対応について、本町はどのように取り組んでいるのか。
（３）本町として掌握できる住民登録のある全ての子どもに対して、見守りネットワークを構築し、定期的な見守りを実施し、児童虐待の早期発見を構築すべきではないか。
２　町内の幼稚園、保育園の現状について
（１）現在、本町には保育園、幼稚園はいくつあるのか。
（２）認可外保育園はいくつあるのか。
（３）４月から新入園児が入ってくるが、その認定はどのように

しているのか。
（４）現在、本町において待機児童はどのくらいいるのか。
（５）待機児童に対して、本町はどの様に取り組みをしているのか。
３　仮設住宅の集約について
（１）仮設団地で地権者が延長を認めている団地はどのくらいあるのか。
（２）基本的な考えとして、いくつ位、集約を考えているのか。
（３）集約の時期について、現在いつ頃を考えているのか。
４　防災・減災対策強化について
（１）町内全域のハザードマップの早期配布について、その時期はいつ頃か。
（２）災害時に避難所となる小中学校体育館への冷暖房施設について本町の取り組みは。
（３）自主防災組織の拡充と防災士登録者数の増加推進について本町の取り組みは。
５　水道事業の基礎強化について
昨年12月に水道法改正案が可決されたが、本町ではこの問題に対してどの様に取り組まれるのか。
５番　榮　正敏議員 ····· 88
１　水道事業の民営化について
（１）益城町の大切なライフラインである水道事業の運営権を民間に委託する「コンセッション方式」について。
（２）水道事業の基礎強化を図るための広域連携を含め、今後の水道事業の方針について。
２　児童、幼児に対する、いじめや虐待の実態は把握できているか。
（１）今、問題になっている児童や幼児に対するいじめや親からの虐待が刑事事件にまでなっているが、早く調査できて対処していればこんな悲しい出来事は起こらなかったと思うが、本町における調査は十分なのか。また、実態は把握できているのか伺う。
（２）ネットを介した被害や、いじめに対する本町の子供たちを守るためのネット教育や施策はあるのか。
また、今後、小中学校に携帯持ち込み等はどう考えているかについて伺う。
３　「認知症初期集中支援チーム」の設置状況はどうなっているか。

高齢化社会に突入した現在、認知症対策は非常に重要な課題である。４月から全自治体に義務づけられた「認知症初期集中支援チーム」の設置条件や保健師や看護師、精神保健福祉士など、専門職の確保はできているのか伺う。
11番　寺本英孝議員 …… 98
１　復旧期の進捗状況について
益城町復興計画における復旧期の進捗状況について
２　町長の政治姿勢について
益城町復興計画における再生期にどのような姿勢で臨まれるのか。また、町長就任からこれまでの５年間の総括を伺う。
散会 …… 105

○３月12日（第４日）

出席議員 …… 107
欠席議員 …… 107
職務のため出席した事務局職員の職・氏名 …… 107
説明のため出席した者の職・氏名 …… 107
開議 …… 107
日程第１　常任委員長報告 …… 108
日程第２　議案第27号　公有財産の取得について …… 120
日程第３　議案第28号　公有財産の取得について …… 120
日程第４　議案第29号　工事請負契約の締結について …… 120
日程第５　議案第30号　工事請負契約の締結について …… 120
日程第６　議案第31号　工事請負契約の締結について …… 120
日程第７　議案第32号　工事請負契約の締結について …… 120
日程第８　議案第33号　工事請負契約の締結について …… 120
日程第９　議案第34号　工事請負契約の締結について …… 120
日程第10　議案第35号　工事請負契約の締結について …… 120
日程第11　議案第36号　工事請負契約の締結について …… 120
日程第12　議案第37号　工事請負契約の締結について …… 120
日程第13　議案第38号　工事請負契約の締結について …… 120
日程第14　議案第39号　工事請負契約の締結について …… 120
日程第15　議案第40号　工事請負契約の締結について …… 120
日程第16　議案第41号　工事請負契約の締結について …… 120
日程第17　議案第42号　工事請負契約の変更について …… 120

日程第18　議案第43号　工事請負契約の変更について ····· 120
日程第19　議案第44号　工事請負契約の変更について ····· 120
日程第20　議案第45号　工事請負契約の変更について ····· 120
日程第21　議案第46号　工事請負契約の変更について ····· 120
日程第22　議案第47号　工事請負契約の変更について ····· 120
日程第23　議案第48号　工事請負契約の変更について ····· 120
日程第24　議案第49号　工事請負契約の変更について ····· 120
日程第25　議案第50号　工事請負契約の変更について ····· 120
日程第26　議案第51号　工事請負契約の変更について ····· 120
日程第27　議案第52号　工事請負契約の変更について ····· 120
日程第28　閉会中の継続調査の件 ····· 136
閉会 ····· 136

平成31年第１回益城町議会定例会会議録

１．平成31年３月５日午前10時03分招集

２．平成31年３月５日午前10時03分開会

３．平成31年３月５日午後２時54分散会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　役場仮設庁舎別館２階本会議場

６．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　報告第２号　損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

日程第４　議案第４号　益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第５　議案第５号　事務の委託に関する規約の廃止について

日程第６　議案第６号　平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）

日程第７　議案第７号　平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第８　議案第８号　平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第９　議案第９号　平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第４号）

日程第10　議案第10号　平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）

日程第11　平成31年度施政方針について

日程第12　議案第11号　平成31年度益城町一般会計予算

日程第13　議案第12号　平成31年度益城町国民健康保険特別会計予算

日程第14　議案第13号　平成31年度益城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第15　議案第14号　平成31年度益城町介護保険特別会計予算

日程第16　議案第15号　平成31年度益城町公共下水道特別会計予算

日程第17　議案第16号　平成31年度益城町農業集落排水事業特別会計予算

日程第18　議案第17号　平成31年度益城町水道事業会計予算

日程第19　議案第18号　益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20　議案第19号　益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21　議案第20号　益城町男女共同参画センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第22　議案第21号　益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議案第22号　益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24　議案第23号　益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25　議案第24号　益城町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26　議案第25号　町道の路線認定について

日程第27　議案第26号　町道の路線認定について

７．出席議員（17名）

１番　上村幸輝君	２番　下田利久雄君	３番　冨田徳弘君
４番　松本昭一君	５番　榮　正敏君	６番　中川公則君
７番　吉村建文君	９番　宮﨑金次君	10番　坂本　貢君
11番　寺本英孝君	12番　坂田みはる君	13番　石田秀敏君
14番　中村健二君	15番　竹上公也君	16番　渡辺誠男君
17番　荒牧昭博君	18番　稲田忠則君	

８．欠席議員（０名）

９．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長　　西口博文

10．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	土木審議監	持田　浩君
危機管理監	今石佳太君	会計管理者	髙森修自君
総務課長	中桐智昭君	総務課審議員	塘田　仁君
総務課審議員	冨永清徳君	企画財政課長	山内裕文君
生活再建支援課長	姫野幸徳君	税務課長	坂本祐二君
住民保険課長	森部博美君	こども未来課長	木下宗徳君
健康づくり推進課長	後藤奈保子君	福祉課長	深江健一君
産業振興課長	安田弘人君	都市建設課長	荒木栄一君
公営住宅課長	河内正明君	復旧事業課長	増田充浩君
復興整備課長	坂本忠一君	復興整備課審議員	米満博海君
危機管理課長	金原雅紀君	学校教育課長	福岡廣徳君
生涯学習課長	吉川博文君	水道課長	森本光博君
下水道課長	水上眞一君	代表監査委員	戸塚誠司君

開会・開議　午前10時03分

○議長（稲田忠則君）　それでは、ただいまから本日の会議を始めます。

平成31年第１回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員17名です。

これより、平成31年第１回益城町議会定例会を開会します。

続きまして、閉会中における諸般の報告をします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、３番冨田徳弘議員、９番宮﨑金次議員を指名します。

日程第２　会期の決定

○議長（稲田忠則君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から３月12日までの８日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月12日までの８日間に決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、報告１件と本定例会に提案されました23議案のうち、議案第４号及び議案第５号につきましては、先に議案の説明、質疑、討論、採決を行います。次に、議案第６号から議案第10号までの５議案については、議案の説明を受けます。その後、平成31年度施政方針及び議案第11号から議案第26号までの議案の説明を受けます。明日６日は総括質疑、７日は一般質問、８日は常任委員会、９日、10日は休会、11日は常任委員会、現地視察、12日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

お諮りいたします。日程第３、報告第２号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」と日程第４、議案第４号「益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第５、議案第５号「事務の委託に関する規約の廃止について」を先に審議すること、次に、日程第６、議案第６号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）」から日程第27、議案第26号「町道の路線認定について」までを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君）　異議なしと認めます。したがって、日程第３、報告第２号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」と日程第４、議案第４号「益城町保育所条例の一部を

改正する条例の制定について」及び日程第５、議案第５号「事務の委託に関する規約の廃止について」を先に審議すること、次に、日程第６、議案第６号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）」から日程第27、議案第26号「町道の路線認定について」までを一括議題といたします。

日程第３　報告第２号　損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君）　日程第３、報告第２号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　おはようございます。平成31年第１回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げて、提案理由の説明をさせていただきます。

議員の皆様方には、本当に大変な中に活動されていることに対し、心から御礼申し上げます。また、傍聴席には早朝からお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。また、先ほど、荒牧議員、竹上議員、中村議員、坂田議員、表彰を受けられて、まことにおめでとうございます。今後ますますの御活躍を期待いたしております。

さて、今年に入りまして、１月13日に再春館製薬所体育館、さくらアリーナにおきまして成人式が開催され、男性138名、女性123名、合計261名の方が晴れて成人式を迎えられ、厳粛な雰囲気の中、成人式を行うことができました。会場を提供いただきました再春館製薬所様には心から感謝を申し上げたいと思います。また、先月２月27日に第五保育所が、今月３月２日には学校給食センターが完成し、落成式を開催しましたところ、多くの議員の皆様に御出席いただき、感謝を申し上げます。今後は子どもたちの健やかな成長のために、しっかりと運営をしてまいります。さらに、３月２日、３日には木山初市が開催されました。あいにく３日は雨模様の天気でしたが、雨の中たくさんの来場者でにぎわっており、会場いっぱい笑顔であふれておりました。多くの町民の皆さんに勇気と元気をいただいておりまして、商工会はじめ関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

それでは、早速説明を申し上げます。

報告第２号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

まず、専決第１号でございます。本件は、公用車により再春館製薬所体育館に損傷を与えた対物事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第１項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

事故の報告を受け調査しました結果、過失割合は町100％でしたので、修理費４万9,680円の全額を損害賠償として支払うことで和解することといたしました。なお、損害賠償金４万9,680円につきましては保険会社から直接相手方への支払いとなります。

続きまして、専決第２号でございます。本件は、熊本地震に係る住家の被害認定調査の際に、調査員が誤って建物の外壁に損傷を与えた事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法

第180条第１項の規定により専決処分をしましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。相手方の申し出を受け、弁護士を代理人とし相手方と協議を重ねました結果、30万円を支払うことで和解することといたしました。なお、30万円につきましては保険会社から直接相手方への支払いとなります。

以上が報告第２号となります。

○議長（稲田忠則君）　報告第２号の説明が終わりました。

これより、報告第２号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。報告第２号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第４　議案第４号　益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君）　日程第４、議案第４号「益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第４号、益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

今回提案しました条例改正は、本年３月から稼働予定の益城町立第五保育所の新築移転に伴うもので、改正点としましては、所在地の変更に伴い条例の一部を改正するものです。

落成式も無事終了しましたことから、初日に議決を求める次第でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　議案第４号の説明が終わりました。

これより、議案４号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　討論なしと認めます。

これより議案第４号「益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第４号「益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員です。したがって、議案第４号「益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第５号　事務の委託に関する規約の廃止について

○議長（稲田忠則君）　日程第５、議案第５号「事務の委託に関する規約の廃止について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第５号、事務の委託に関する規約の廃止について、御説明申し上げます。

本議案は、学校給食センターが完成し、稼働することに伴い、地方自治法第252条の14、第３項におきまして準用する同法第252条の２の２、第３項の規定に基づき、本町と熊本市との間における学校給食の実施に関する事務の委託に関する規約を廃止し、当該事務の委託を廃止するものです。なお、本議案は熊本市との同文議決となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　議案第５号の説明が終わりました。

これより議案第５号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　討論なしと認めます。

これより議案第５号「事務の委託に関する規約の廃止について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第５号「事務の委託に関する規約の廃止について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員です。したがって、議案第５号「事務の委託に関する規約の廃止について」は原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第６号　平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）

日程第７　議案第７号　平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第８　議案第８号　平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第９　議案第９号　平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第４号）

日程第10　議案第10号　平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）

日程第11　平成31年度施政方針について

日程第12　議案第11号　平成31年度益城町一般会計予算

日程第13　議案第12号　平成31年度益城町国民健康保険特別会計予算

日程第14　議案第13号　平成31年度益城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第15　議案第14号　平成31年度益城町介護保険特別会計予算
日程第16　議案第15号　平成31年度益城町公共下水道特別会計予算
日程第17　議案第16号　平成31年度益城町農業集落排水事業特別会計予算
日程第18　議案第17号　平成31年度益城町水道事業会計予算
日程第19　議案第18号　益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20　議案第19号　益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21　議案第20号　益城町男女共同参画センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第22　議案第21号　益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23　議案第22号　益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24　議案第23号　益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25　議案第24号　益城町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26　議案第25号　町道の路線認定について
日程第27　議案第26号　町道の路線認定について

○議長（稲田忠則君）　日程第６、議案第６号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）」から日程第27、議案第26号「町道の路線認定について」までを一括議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

まず、日程第６、議案第６号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）」から日程第10、議案第10号「平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第６号、一般会計補正予算（第４号）は、歳入歳出それぞれ29億4,398万8,000円増額しまして、歳入歳出総額528億1,775万5,000円とするものです。

第２表の地方債補正では、二つの事業債の追加及び２事業債の廃止、18の事業債を変更しております。

歳入歳出補正予算の主なものでは、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業負担金１億4,108万円、都市防災総合推進事業費７億3,920万円、小規模住宅地区改良事業費9,600万円、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業費29億2,800万円、津森小ブロック塀改修費550万円、いずれも国の補正予算を活用したものになります。

災害復旧費では、農業用施設災害復旧費に７億2,611万7,000円、道路・橋梁災害復旧費に１億3,150万5,000円、公立学校施設災害復旧費に45億2,470万円、公立学校施設災害復旧費は国費のつけかえに伴う益城中学校の災害復旧費が主なものとなっております。

その他、職員採用に伴う給料、時間外勤務手当の増額、中長期派遣職員負担金などの減額をしております。また、県道整備負担金を減額しておりますが、被災市街地復興推進地域内の益城中央線の事業費に係る町負担につきまして、事業費の10％から地方負担の10％にするという町負担の低減のために、県独自の取り組みによる特段の配慮をいただいたもので、大変ありがたく感謝を申し上げます。

また、特別会計関係の補正につきましては、議案第７号、国民健康保険特別会計補正予算（第３号）で2,760万円の増額補正、議案第８号、介護保険特別会計補正予算（第２号）で2,256万9,000円の減額補正、議案第９号、公共下水道特別会計補正予算（第４号）で3,970万円の減額補正、さらには、議案第10号、水道事業会計補正予算（第３号）では、収益的収入及び支出の支出を567万3,000円増額補正、平成30年度益城町水道事業会計予算、第４条に定めた資本的収入及び支出の本文、括弧書き内、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億325万7,000円を9,901万4,000円に、当過年度損益勘定留保資金１億325万7,000円を9,901万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額の収入を424万3,000円増額補正しております。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君）　企画財政課長の山内です。

私のほうからは、議案第６号から議案第10号までの補正予算の関係について説明をさせていただきます。

まず、議案第６号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）になります。

第１条で歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ29億4,398万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ528億1,775万5,000円とするというふうにしております。

と、第２条で地方債の補正をしております。６ページをお願いいたします。

第２表で地方債の補正です。

まず、１、追加で益城中央被災市街地復興土地区画整理事業債、それから、小学校施設整備事業債、２件の追加をしております。２、廃止のほうで、複合施設災害復旧事業債、それから、学校給食センター整備事業債の２件を廃止、３の変更では、18件の起債について増額変更しておりまして、増額で９件、減額で９件の変更をしております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳入です。まず、１款町税、個人、法人合わせまして３億6,602万1,000円の増額をしています。固定資産税、軽自動車税におきましても、それぞれ増額です。

12ページをお願いいたします。

12款地方交付税で、地方交付税で４億3,222万9,000円の増額で、普通交付税におきましては追加交付がされたもの、それから、特別交付税については決算見込みによる増額をしております。

14款分担金負担金です。合計しまして258万7,000円の増額で、保育料の過年度分、それから、農地等災害復旧の受益者負担金等を増額をしております。

15款使用料及び手数料です。36万1,000円で、役場庁舎の使用料、自動販売機設置料分を増額をしております。

16款国庫支出金で、まず国庫負担金です。合計で17億7,565万4,000円の増額で、主なものとしては、３目の教育費の中で、公立学校施設整備負担金4,526万9,000円の増額で益城中学校の校舎、体育館分の増築分を増額、それから、４目では、益城中学校の災害復旧に伴う国庫負担金の増額をしております。

14ページをお願いいたします。

２項の国庫補助金です。合計で15ページのほうに８億9,511万円の減額をしております。

14ページで土木費、７目土木費のところに都市防災総合推進事業の補助金、それから、小規模住宅地区改良事業の補助金、いずれも国庫、国の補正予算を活用したものとなります。住宅費の補助金につきましては29億5,117万3,000円の減額で、31年度に組み替えるものとしております。

教育費の中ではブロック塀関係の交付金、津森小学校、飯野小学校、木山中学校分の交付金、それから、益城中学校プール分を公立学校施設環境改善交付金として増額をしております。

10目の災害復旧費の補助金としましては、農業用施設災害復旧費の補助金、それから、公立学校施設災害復旧費の補助金としては、益城中学校の仮設校舎のリース料の補助金の交付金、それから、減額しておりますのが、社会教育施設災害復旧費の補助金で、文化会館の補助金を減額しております。

宅地耐震化推進事業の補助金としましては、14億6,400万円の増額で、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の補助金を増額です。

16ページをお願いいたします。

県支出金で、１項の県負担金831万9,000円の減額です。減額の主なものとしましては、災害救助費の負担金を減額しております。

２項の県補助金です。17ページのほうで、合計額で３億3,524万8,000円の減額をしております。減額の主なものは、16ページのほうで、総務費の補助金のほうで、熊本地震復興基金交付金を２億8,700万程度減額をしているところです。

５目の農林水産業施設費では、担い手確保・経営強化支援事業補助金のほうを増額をしております。農業機械の購入分の補助金となります。

18ページをお願いいたします。

18款の財産収入です。不動産の売り払い収入として、熊本高森線の町有地の売り払いの分として1,331万8,000円の増額、20款繰入金で、基金繰入金を財政調整用基金、減債基金、公共下水道建設基金、それから、平成28年熊本地震の基金繰入金のほうをそれぞれ減額をしております。

22款諸収入の雑入で、合わせまして１億3,624万7,000円の増額で、過年度分の収入としまして、公共土木施設災害復旧費の過年度負担金の増額、それから、雑入のほうでは、福富地区の防火水槽移転補償費等を増額をしております。

23款町債につきましては、20ページをお願いいたします、合計で、補正額の合計としまして、30億4,330万円の増額をしております。

続きまして、21ページからです。歳出になります。

２款総務費、一般管理費2,566万6,000円の減額をしております。

まず、３節の職員手当で、派遣職員の災害派遣手当の減額、それから、６節のほうでは、退職手当組合特別負担金のほうを増額、22ページのほうで、19節派遣職員の人件費の負担金のほうを減額をしております。４目の企画費１億1,751万7,000円の減額です。

23ページのほうで、19節地方バス特別対策の補助金の減額、それから、被災民間賃貸住宅復旧事業補助金のほうを減額をしております。防災費につきましては、デジタル無線の委託料の減額です。

24ページをお願いいたします。

２項の町税費です。187万5,000円の増額をしております。委託料で固定資産の価格評価の委託料、新築の件数が相当増えておりますので、委託料の増額となっております。

次が26ページをお願いいたします。

３款民生費、１目の社会福祉総務費で1,919万9,000円の増額です。20節のほうで障害者、障害児関係のサービスの利用の増加に伴い、扶助費のほうを増額をしております。

27ページです。２項の児童福祉費、１目の児童福祉総務費で2,485万8,000円の減額です。13節で、放課後児童健全育成事業の委託料、児童クラブの委託料ですけど、2,220万円の減額に、28ページのほうでは３項の災害救助費で13の委託料、住宅応急修理委託料のほうを減額をしております。

29ページで、２目の仮設住宅運営費で939万4,000円の減額で、13節委託料で、それぞれの業務委託料について減額、それから、19節では応急仮設団地内商業店舗等維持管理支援事業助成金のほうを増額をしております。

次に、４款の衛生費です。１目の保健衛生総務費で2,546万3,000円の増額をしております。30ページのほうの繰出金のほうで国保財政安定化支援事業繰出金のほうを額の確定に伴い増額をしております。

６款の農林水産業費、２目の農業総務費265万4,000円につきましては、３節のほうで時間外勤務手当を150万円増額、３目の農業振興費では530万4,000円の増額で、19節の担い手確保経営強化支援事業補助金、農業機械の補助金ですけど、こちらのほうを新規で計上をしております。

次に、５目の農地費です。299万9,000円の減額です。こちらのほうは19節のほうで農地水関係のほうを減額、それから、経営事業負担金の事業につきまして増額をしております。

次は、33ページをお願いいたします。

８款の土木費です。２目の道路施設改良費で１億2,725万2,000円の減額です。県道整備事業負担金で減額をしております。これは先ほど町長から話がありましたように、益城中央線の負担のほうが、事業費の10％から地方負担の10％に変更されたことに伴う減額となっております。それから、４項の都市計画費です。１目の都市計画総務費２億7,426万円の減額となっております。34ページのほうで、28節公共下水道特別会計繰出金のほうが主な減額となっております。

６目の土地区画整理費１億4,108万円です。こちらのほうは、益城中央被災市街地復興土地区

画整理事業の負担金となります。

９目が、都市防災総合推進事業、10目が小規模住宅地区改良事業につきましては、国の補正予算を活用した内容で設計委託料とか工事費関係を増額をしております。

５項の住宅費、１目の住宅管理費では621万7,000円の減額で、13節明け渡し訴訟の委託料等を減額をしております。

36ページです。２目の災害公営住宅費39億3,489万7,000円の減額をしております。未契約分で31年度に国のほうの予算がつくという形で31年度に組み替えをしております。

９款の消防費、２目の消防施設費では1,048万6,000円の増額で、工事請負費で移転補償の工事費、それから住居施設のほうで消火栓の負担金のほうを増額をしております。

37ページのほうでは、教育費の小学校費、学校管理費において852万6,000円の増額、工事請負費で津森小学校施設整備費、ブロック塀の新設、撤去関係を増額、それから、38ページのほうをお願いいたします、６項の社会教育費、１目の社会教育総務費では6,157万6,000円の減額で、19節の自治公民館災害復旧費の補助金等を減額をしております。

７項の保健体育費、１目の保健体育総務費では199万円の増額で、８節、９節で合わせて150万円、陸上競技場、テニスコート等の災害復旧の完了に伴うオープニングイベントの事業費となっております。

40ページでは、11款災害復旧費です。農業施設の災害復旧費では７億2,611万7,000円で、設計委託料、工事費等を増額、それから、41ページのほうで、２項の土木施設災害復旧費、１目の道路橋梁災害復旧費で１億3,150万5,000円で工事請負費等を増額をしております。河川の災害復旧費、公園の災害復旧費につきましても、それぞれ工事請負等を増額です。

42ページのほうでは、６目宅地災害復旧費で27億2,500万円の増額で、工事請負費等を増額をしております。大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の事業費となっております。それから、19節では被災宅地復旧支援事業の補助金、基金事業ですけど、２億円の減額をしております。それから、７目の共同墓地、それから８目の地盤改良、９目の雑種地の基金事業につきましても、それぞれ減額をしております。

４項の文教施設災害復旧費、１目の公立学校施設災害復旧費で45億2,470万円の増額、工事請負費のほうで、小中学校災害復旧費の工事請負費につきましては、益城中学校の災害復旧費について増額、それから、給食センターの解体工事について増額をしております。それから、２目の社会教育施設の災害復旧費につきましては９億4,590万円の減額で、文化会館の復旧工事費につきまして、31年度への組み替えに伴い減額をしております。

44ページです。５項のその他公用施設災害復旧費で１億1,040万8,000円の減額です。13節で複合施設新築設計委託料の減額、それから、14節のほうで仮設庁舎会議室書庫等の賃借料、それから、男女共同参画センターの解体工事費につきましては入札残に伴う減額をしております。14款の予備費のほうで6,258万4,000円の減額をしております。

議案第６号につきましては以上となります。

続きまして、議案第７号です。平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）に

なります。第１条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ2,760万円を追加し、歳入歳出それぞれ42億7,370万7,000円とするとしております。

６ページをお願いいたします。

歳入です。10款の繰入金で、一般会計からの繰入金2,510万円の増額で、国保財政安定化支援事業の繰入金の額の確定に伴う増額、それから、12款の諸収入、雑入のほうで250万円の増額で、第三者行為損害賠償金のほうを増額をしております。

それから、次の７ページです。

歳出のほうで、１款の総務費です。１目の一般管理費で第三者行為求償事務手数料を20万円の増額、それから、３款の国民健康保険の事業納付金、１目の一般被保険者、後期高齢者支援金分を278万3,000円の増額をしております。

８ページのほうでは、３項の介護納付金分382万7,000円の増額、それから、予備費のほうを3,461万7,000円増額しております。

議案第７号につきましては以上となります。

続きまして、議案第８号です。平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第２号）になります。

第１条のほうで歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ2,256万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ36億9,736万7,000円とするとしております。

６ページをお願いいたします。

歳入です。４款の国庫支出金で２項の国庫補助金、合計の466万8,000円で、保険者機能強化推進交付金、介護予防事業の自立支援の事業の取り組みに対する交付金になりますけど、496万4,000円の増額をしております。

５款の支払基金の交付金につきましては2,723万7,000円の増額で、社会保険診療報酬支払基金の交付金分になっております。

７ページからが歳出です。

２款の保険給付費、１項の介護サービスの諸費です。合計しまして2,467万2,000円の減額です。給付費の決算見込みによる減額をしております。

８ページのほうにつきましても、２項の介護予防サービス等諸費、こちらも合計しまして127万9,000円の減額、それから、９ページのほうでは、その他諸費、それから４項の高額介護サービス等費、いずれも減額をしております。続きまして、10ページのほうの５項の高額医療合算介護サービス等費、それから、特定入所者介護サービス費につきましての保険給付費につきましても減額となっております。

それから、５款の地域支援事業費、介護予防支援サービス事業費、次の２項の一般介護予防事業費につきましては、国庫の歳入の増額に伴う事業費の増という形で歳出のほうも増額をしてあります。

12ページのほうが予備費のほうで、29万6,000円の減額となっております。

以上が議案第８号となります。

続きまして、議案第９号です。平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第４号）になります。

第１条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ3,970万円を減額し、歳入歳出それぞれ25億983万5,000円とする。第２条で地方債の補正としております。

４ページをお願いいたします。

第２表で地方債の補正、１、追加で、下水道事業減収対策債のほうを３億190万円追加をしております。変更では、下水道の公共下水道事業費のほうを4,690万円減額をしているところです。

７ページをお願いいたします。

歳入で、国庫支出金です。下水道の国庫補助金として1,700万円の減額で、処理場の整備費等の更新事業を減額をしておるというところです。

５款の繰入金につきましては、一般会計の繰入金を２億7,500万円減額で、減収対策債の借り入れに伴い繰入金の減額をしております。町債としましては２億5,230万円の増額となっております。

８ページをお願いいたします。

歳出です。事業費で公共下水道費、合わせまして3,275万円の減額です。13節委託料で処理場長寿命化実施工事の委託料を3,500万円減額をしております。それから、災害復旧費のほうでは627万7,000円の減額で、主なものとしては、派遣職員の人件費の負担金が減額となっております。

９ページのほうで予備費のほうを67万3,000円の減額をしております。

以上が議案第９号となります。

次に、議案第10号です。１ページをお願いいたします。平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）になります。

第２条で収益的収入及び支出の予定額のほうの補正をしております。

支出です。益城町水道事業費を合計しまして567万3,000円の補正の予定額としております。

次に、第３条です。資本的収入及び支出のほうを定めておりまして、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億325万7,000円を9,901万4,000円に、当過年度損益勘定留保資金１億325万7,000円を9,901万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというところで、収入のほうの補正予定額の合計額として424万3,000円を補正額としております。

３ページをお願いいたします。

平成30年度補正予算実施計画明細書となっております。収益的収入及び支出の支出になります。21款の益城町水道事業費、合計で567万3,000円の補正額です。内訳としましては、電気料金の増額と、あとは固定資産の除却費の増額となっております。

次に、４ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入になります。31款益城町水道事業の資本的収入補正予定額の合計として424万3,000円で、他会計消火栓設置補助金としての増額をしてあります。消火栓の設置の増加に伴う補助金となります。

以上が議案第10号です。

以上で説明を終わります。

○議長（稲田忠則君）　日程第６、議案第６号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）」から日程第10、議案第10号「平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）」までの説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

休憩　午前10時45分

再開　午前11時00分

○議長（稲田忠則君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、日程第11「平成31年度施政方針について」。

西村町長。

○町長（西村博則君）　それでは、平成31年度施政方針を申し上げます。

まず最初に、天皇陛下におかれましては、本年１月に御在位30年を迎えられました。町民を代表して、謹んでお祝い申し上げます。

天皇、皇后両陛下におかれましては、熊本地震後いち早く本町を御慰問いただき被災者を見舞われました。そのとき両陛下が被災者の方々に優しくお言葉をかけられたお姿や、女の子が色紙でつくったゆりの花束を天皇陛下が笑顔で受け取られているお姿を私は忘れることができません。後に両陛下はそのときの様子を歌に詠まれておられますが、本町へ御慰問された両陛下が、被災した私たちに震災から立ち直り、復興への力強い勇気をいただいたことに対しまして、心から感謝をいたすものです。

今年４月30日には天皇陛下が退位され、５月１日に皇太子殿下が即位なされます。歴史的な転換期に当たり、天皇陛下への感謝の気持ちとともに、新しい時代にふさわしい、活力に満ちた豊かな益城町への創造的復興に向けて、町民の皆様と力を合わせて全力で取り組んでまいります。

それでは、平成31年第１回益城町議会定例会が開催されるに当たり、今年度の町政運営並びに予算編成、また、これに関連する議案の説明に先立ちまして、まず、私の所信を申し上げ、議員の皆様はもとより、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成28年熊本地震から３年を迎えようとしています。ここに改めて、震災によりお亡くなりになられた方々、そして、その御遺族に対しまして、心から哀悼の意をささげますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。また、今なお仮設住宅やみなし仮設住宅で多くの方々が不自由な生活を強いられており、改めて被災された方々の生活再建を加速しなければならないと決意を新たにしているところであります。

さて、本町では、第５次総合計画と熊本地震後に策定しました復興計画をもとに各種事業を進めておりましたが、復興計画の復旧期の検証に合わせて復興計画を組み込んだ第６次益城町総合計画を策定し、昨年12月の町議会で承認をいただいたところでございます。

第６次益城町総合計画では、「みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり」「活力と魅力にあふれるまちづくり」「多様な人が輝くまちづくり」及び「健全な行財政に支えられたまちづくり」の四つの基本方針のもと、町の将来像として、「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」を掲げ、分野別ごとに現状や課題を整理し、具体的な施策を展開していくこととしています。

また、本町が今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す「益城町人口ビジョン」を昨年12月に改定しました。益城町の将来人口推計は、有効な施策の展開がなければ、国の人口同様に減少していくことになっています。このため、人口減少に歯どめをかけ、2030年に３万6,000人達成に向けて、熊本地震による人口の流出を早期に収束させ、若い人の移住、定住の流れをつくるなど、多くの転入増に向けた戦略的な展開に取り組んでまいります。

さらに、昨年の町長選挙時に町民の方々にお約束しましたマニフェスト事業につきましては、35事業の継続事業及び12事業の新規事業を新年度予算に計上し実施してまいります。

私は総合計画、人口ビジョンに掲げた目標、マニフェストに掲げた約束の実現に向けて精いっぱい持てる力を傾けてまいります。そして、この益城町が真に豊かな町となり、全国から羨望されるような町を目指してまいります。

それでは、ただいまから平成31年度の主要施策につきまして述べさせていただきます。

まず一つ目は、安全で安心して暮らしやすいまちづくりについてでございます。

被災された方々の生活再建の最重要課題であります災害公営住宅の建設につきましては、町全体で671戸の建設を計画をしております。また、集落部の36戸は既に完成し入居が始まっていますが、まだ全体の一部にしか過ぎません。最終的な災害公営住宅の建設時期につきましては、来年度末までの全戸完成を目指しております。今なお3,800名を超える方が仮設住宅やみなし仮設住宅での生活を余儀なくされています。被災された方々の生活再建は、本町にとって最重要課題であり、今後も被災者の方々の思いに寄り添って、スピード感を持って取り組んでまいります。

また、新たな環境で生活を開始される入居予定者の不安を少しでも和らげるため、入居前には地域の方々と入居予定者との顔合わせ会の開催、建物の内覧会などを既に実施しており、入居後は自治会などの組織づくりにも取り組んでまいります。

次に、消防防災対策についてでございますが、町の防災力、災害対応力の強化のため、昨年４月、危機管理監の配置を行いました。また、公的機関や民間団体との災害時相互応援協定につきましても、平成30年度同様積極的に締結を図ってまいります。さらには、さまざまな訓練や研修を通じ、危機管理能力の向上を図っており、今後も組織体制強化とあわせて取り組んでまいります。

また、地域防災力強化のかなめとなる町消防団員の確保と同時に、被災した消防団詰所の復旧を加速させてまいります。あわせまして、消防積載車や小型動力ポンプの更新、現在、益城西原消防署に配備しております救助工作車及び高規格救急車の更新を行い、装備の充実を図ってまいります。

さらには、熊本地震後の状況を反映させたハザードマップを全戸に配布し、大規模災害時にお

ける日ごろからの備えや行動マニュアルなどの周知を図ってまいります。また、自主防災組織の設立支援に加え、町単独での防災士養成講座を開催し人材育成を行うなど、実践的な活動支援を行います。あわせまして、災害拠点施設などに防災倉庫を計画的に配置し、地域における防災力の向上を図ってまいります。

雨水浸水対策につきましては、熊本地震の影響により一部の地区で地盤沈下や排水不良箇所が発生し、町民の生活を脅かしている状況にあります。平成31年度は、平成30年度に策定しました雨水管理総合計画に基づき、傷んだ排水路の補修、河川へのフラップゲートの設置を行います。また、早期のゲートポンプ場の建設を目指し、浸水被害軽減へ向け具体的な対応策に取り組み、災害に強い町、災害に負けない町を目指してまいります。

次に、環境対策についてでございますが、貴重な資源である熊本の地下水を未来につなぐ取り組みとして、雨水浸透施設などの推進をはじめ、冬季湛水事業、冬水田んぼも平成30年度に引き続き、企業と連携して実施してまいります。

一般廃棄物であるごみとし尿等の処理につきましては、本町及び周辺町村で構成されている一部事務組合で行っておりますが、現有処理施設は建設後相当の年数が経過し、老朽化が顕著になっています。施設の更新に当たり、より効率的、効果的な処理を行うため、上益城郡５町及び３組合で構成する熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会を設置し、さらなる広域的な処理施設の整備を目指し、取り組みを重ねているところです。平成30年度には新たな処理施設の候補地も決定し、現在測量業務を進めており、新施設の着実な整備を目指し、さらに取り組みを進めてまいります。

次に、二つ目、いきいきと健やかに暮らせるまちづくりについてでございます。

町民一人一人が自分の健康に関心を持ち、自分の健康は自分で守るという意識が培われるよう、定期的な健康づくり事業の普及啓発、健康の維持増進に努めます。その方策の一つとしまして、健康ポイント事業に取り組みます。歩いて、測定して、健診を受診して、また、イベントに参加してポイントをため、町内でつかえる商品券と交換できるようにします。

また、安心して生き生きと暮らせる町、誰も自殺に追い込まれない町を目指して、平成31年３月に、益城町自殺対策計画を策定しました。震災後、日常生活が戻り始め、被災者が生活の立て直しへ向かい始める再生期におきましても町民の心のケアが必要です。被災後２年から３年後に自殺者が増加するとも言われているため、全庁的に生きることの包括的支援を推進し、心の健康対策を講じてまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、益城町国民健康保険事業計画に基づき、出前健康講座の実施や特定健診受診率及び保健指導率の向上に取り組み、生活習慣病の予防と病気の早期発見、治療につなげるなど、医療費適正化に向けて一層取り組んでまいります。

後期高齢者医療につきましては、後期高齢者を対象としました健康づくりのため、疾病予防、早期発見を目的としました人間ドックや高齢者健診、また、歯科口腔健康診査事業を引き続き実施してまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、平成28年４月から、地域包括支援センターを東部圏域、西

武圏域にそれぞれ設置し、高齢者や家族の困り事などに対応しております。高齢化社会に対応するため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターを中心に関係機関が持つ課題などを共有し、ともに解決を図るための体制づくりを推進してまいります。

さらには、平成29年４月から開始しました介護予防・日常生活支援総合事業により、訪問・通所型サービスをはじめとする介護予防事業を拡充してまいります。

認知症施策の充実につきましては、医療、介護の関係者で構成します認知症初期集中支援チームによる支援を積極的に行い、認知症の早期発見、早期治療に取り組む支援体制を充実してまいります。

次に、障害者福祉につきましては、障害を持つ人が住みなれた地域で安心して生き生きと暮らせるように、障害福祉サービス、障害児通所支援について、利用者やその家族のニーズに応える適切な給付に努めますとともに、地域の実情に合わせた地域生活支援事業を実施してまいります。

介護保険事業につきましては、第７期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる2025年に向けて、２カ所の地域包括支援センターと連携し、地域包括ケアシステムの進化、推進及び介護保険制度の持続可能性確保のため、保険者機能の強化等による自立支援、重度化防止に向けた取り組みの推進、医療、介護の連携推進、また、介護予防事業や認知症予防事業を推進してまいります。

子育て支援につきましては、益城町子ども・子育て支援事業計画、すくすくえがお益城っ子プランに基づき、安心して子育てができる支援策の推進に努めてまいります。

まず、熊本地震で被害を受けました町立第五保育所の落成式が２月27日に無事終了しました。保育所の待機児童につきましても、本年４月に認可保育所１カ所の開設を予定しており、待機児童の削減に寄与するものだと思っております。引き続き、今後の保育需要などの状況を見きわめながら計画的に施設などを整備し、待機児童の解消に努めてまいります。あわせて、仕事と子育ての両立ができる環境を整備するとともに、中学校３年生までの子ども医療費助成をはじめ、つどいの広場事業やひとり親支援なども引き続き進めてまいります。

一方、社会問題となっております児童虐待やいじめにつきましては、要保護児童対策地域協議会におきまして、関係機関との連携をより強化し、迅速な対応と防止に取り組んでまいります。

地域福祉の推進につきましては、震災により疲弊した地域コミュニティの再生も重要課題の一つと考えております。そのため、町としましては福祉部門の組織体制の強化を図り、社会福祉協議会と協働のもと、各種支援の相談窓口や見守り活動、コミュニティづくり支援などの事業を実施し、被災者の悩み解消や孤独死を防ぐとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

さらには、住まいの再建が進み、応急仮設住宅を退去される方が増加している一方で、身体面、経済面などさまざまな問題により早期の生活再建が困難な方もおられます。引き続き、益城町地域支え合いセンターを中心に、各種団体やＮＰＯ、関係機関と連携を図りながら、一人一人に寄り添った支援を継続してまいります。

次に、三つ目、個性と創造力を育むまちづくりについてでございます。

教育関係につきましては、平成27年度に新教育委員会制度がスタートし、同時に総合教育会議

の設置及び教育大綱の策定を行ったところでございます。また、平成30年度に国が策定しました第３期教育振興計画や熊本地震からの復興を目指した第６次益城町総合計画との整合性を図るため、益城町教育大綱の見直しを行いました。この大綱は平成30年度から平成33年度までの４年間の本町教育振興の基本計画であり、平成31年度は、この教育大綱に沿った教育行政を進めてまいります。

学校教育につきましては、熊本地震により被害を受けた学校のうち、益城中学校以外の学校は既に改修が終了しております。今後は益城中学校の建設に全力で取り組むとともに、子どもたちにとって安全で安心できる教育環境づくりに努めます。

子どもの心理面におきましては、過去に発生した大災害では被災後１年以上経過した後にも、フラッシュバックなどにより恐怖がよみがえったりする事例が報告されており、引き続き、子どもの心のケアにも努めてまいります。

さらには、本町では先進的な取り組みとしまして、小中学校の第１学年の学級に補助教員を配置し、スムーズな学校生活がスタートできることを目的とした「いきいき益城っ子育成事業」、そして、各小中学校におきまして学習指導や生徒指導などを支援するための補助職員を配置する「ドリーム益城っ子事業」を行っております。このことは学校関係者や保護者の皆様から、きめ細かで行き届いた教育につながっているとの高い評価をいただいており、今後もより効果的な事業展開を図ってまいります。また、特別支援教育の充実のために各小中学校に配置しております特別支援教育支援員につきましても、平成31年度も引き続き配置し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

次に、教育環境の整備につきましては、各小学校において、熊本地震の御支援などにより、電子黒板や大型テレビなどが多く活用できるようになりました。また、全職員にノートパソコンを備えるとともに、通知表や指導要録などを電子化する町独自の校務支援システムを導入して、作業の効率化を図っております。さらには、ＩＣＴ支援員を配置しており、今後とも引き続きＩＣＴ教育の充実に取り組んでまいります。

次に、学校給食につきましては、学校給食センターが熊本地震により大きな被害を受け、熊本市御船町の御協力により給食の提供を行ってまいりました。町の新しい学校給食センターが完成しましたことから、本年４月から町内全ての小中学校に新しい給食センターで、益城産の安心安全でおいしい米、野菜などを中心に調理した給食の提供を開始し、子どもたちの心身の健やかな成長につなげます。

次に、コミュニティ・スクールの推進につきましては、本町では平成30年度に、全ての小中学校をコミュニティ・スクールに指定しました。各学校では、学校運営協議会を設置するとともに、あわせて、各校の学校運営協議会の代表者などで組織する益城町コミュニティ・スクール推進協議会を設置しました。平成31年度は、この組織を十分に生かしながら、教育委員会と学校、家庭、地域などが連携して、子どもたちが楽しく安全に生活できる学校、さらには、家庭や地域社会に開かれた学校を中心としたコミュニティづくりを推進します。

次に、生涯学習につきましては、熊本地震発生以前に実施していました公民館主催講座は、実

施可能な講座を中心にまず再開するとともに、単発講座の実施により多様なニーズに応えるべく、学習機会の提供と活動支援に努めます。

さらには、学校支援、家庭教育支援などを通して、益城町の学校、家庭、地域の教育力の向上、並びに学校、家庭、地域の連携、協働の推進を目指します。

交流情報センターミナテラスでは、復旧工事を進めながら平常どおりの運用を行い、図書やインターネット利用をはじめとした町民の交流と情報、学習の場を提供してまいります。また、図書館の新たな業務として、熊本地震についての震災資料を収集し、後世に伝え、防災・減災のための資料として活用できる環境づくりを進めていくとともに、子どもの読書環境の整備、充実を図ります。

次に、スポーツ振興につきましては、今月末、陸上競技場、テニスコート、益城町町民グラウンドが完成します。さらに、現在復旧工事が進んでおります総合体育館をはじめ、体育施設の復旧を着実に進め、スポーツのできる環境の整備を図ります。また、町体育協会など関係団体と協力し、イベント、大会などを地震前の水準まで引き上げ、町民の皆様が健康維持、増進できる機会を提供してまいります。

文化財保護につきましては、被災文化財の早期復旧に取り組みます。また、杉堂地内に所在します潮井自然公園内におきまして、地方創生拠点整備交付金を活用して、被災した四賢婦人記念館を新たに建設しました。今後、益城町を代表する観光拠点となるよう整備し、雇用の創出や交流人口の拡大を図れる施設整備を進めてまいります。

次に、四つ目、自然と調和した活力に満ちたまちづくりについてでございます。

震災後の町のあるべき姿を住民の皆様にお示しするため、町の土地利用の指針となる新たな都市計画マスタープランや立地適正化計画を策定してまいります。また、益城中央市街地復興都市区画整理事業につきましては、今年６月の第１期仮換地指定を目指し換地設計が行われております。地区内の権利者の皆さんが１日も早い住宅の再建ができるように、県と町が一体となって事業の推進を図ってまいります。

都市計画道路益城中央線街路事業、県道熊本高森線につきましては、用地交渉の進捗率が既に３割以上の地権者の方々と契約が進んでおり、昨年末には、広崎、安永地区で３カ所をモデル地区として工事の発注がなされました。今後も、用地の契約が完了し発注可能となった地域から順次着工される予定です。なお、道路の設計に関しましては、熊本大学ましきラボより具体的な提案をいただいており、益城町の顔づくりとして、歩行者に配慮しながら道路沿線のまちづくりに配慮した設計を取り入れていくこととなります。

町で取り組む横町線、東西線、南北線、第二南北線の都市計画道路４路線につきましては、既に実施設計に入っており、今後は復興事業により移転を余儀なくされる方々が継続して本町に住み続けられるよう、新住宅エリアや整備された災害公営住宅に関連する路線を優先的に整備してまいります。

震災復興に資する地域の身近な課題の解決に向け、地域住民により組織されましたまちづくり協議会は現在24の地区で組織されており、協議会からは、避難道路、避難地、緑地の整備が提案

されております。提案された箇所につきましては、既に優先度の高い箇所から着工しており、今後も引き続き事業を進めてまいります。

公共土木施設の復旧につきましては、町民の皆様の生活に密接に関係することから、復旧工事に当たっては早期完成を目指しており、道路、河川につきましては、約90％の工事契約が完了しております。橋梁につきましても４橋の橋が復旧しており、現在、木山川、秋津川にかかる橋梁につきましては、河川堤防の復旧工事にめどが立ったことから、本格的な復旧期に入っております。また、国の補助によらない里道、水路などの災害復旧につきましては、平成31年度内に復旧見込みです。また、一定の高さなどの条件に合致したがけ崩れ対策事業は、現在全ての箇所の工事契約を締結し、早期完成を目指しております。

平成31年度におきましては、災害復旧事業の早期完成をさらに加速し、また、本町が復興するために必要な道路整備など、まちづくりには欠かせないインフラの機能充実に向けた取り組みも行ってまいります。

被災宅地の復旧支援としまして、宅地耐震化事業による擁壁の復旧工事を行う大規模盛土土地滑動崩落防止事業を重点的に進めてまいります。また、基金事業としまして、壊れた擁壁や宅地復旧に加え、新たに創設しました宅地の地盤改良工事で生活再建の後押しをしてまいります。建物耐震化事業では、戸建て木造住宅耐震診断、耐震設計、改修事業に対して、補助金などによる支援、さらには民間のブロック塀の撤去、新設の補助を行い、安心安全なまちづくりを進めてまいります。

水道事業につきましては、地震で被災しました水道施設などの復旧において、一部橋梁部分の工事を残し、災害復旧工事を終えています。今後は、県道熊本高森線の４車線化、木山地区の土地区画整理事業、新住宅エリアなどの各種事業に伴う水道管の新設、移設工事を着実に進めてまいります。また、耐用年数を経過した老朽管や水道施設につきましても、計画的に耐震化による改修を進めてまいります。

次に、公共下水道事業につきましては、現在着実に復旧工事を進めているところでございます。管渠は町内の22.4キロが被災しておりましたが、現在まで98％の工事が発注済みであり、平成31年度中には全ての復旧工事が完了する予定です。また、特定環境保全公共下水道区域の整備としましては、津森処理区の上陳、下陳地区の環境整備を実施いたします。あわせて、災害公営住宅の建設予定地の一つである益城第一土地区画整理西地区の整備はもとより、将来的に人口増加が見込まれております新住宅エリアの取り組みも視野に入れた対応をいたします。

次に、浄化センターにつきましては、熊本地震に伴う復旧工事も完了しており、平成31年度は供用開始から25年が経過していることから、施設の長寿命化計画にのっとった処理場整備の経済的、効率的な更新を行ってまいります。

公共交通につきましては、交通不便地域における公共交通の見直しや災害公営住宅、新住宅エリアなど新たなまちづくりの動きとあわせて、地域の特性に合った交通手段の検討を行っております。また、整備予定の交通結節点の活用も含めた町の交通のあり方について、現在策定中の都市計画マスタープランとあわせて検討してまいります。

済みません、ちょっと水を飲ませてください。

○議長（稲田忠則君）　どうぞ、どうぞ。

○町長（西村博則君）　済みません。

次に、五つ目、地域力により創出する活気あるまちづくりについてでございます。

まず、商工業の活性化につきましては、震災後のまちづくりとして、町のにぎわいづくりを図ることが重要課題の一つと考えております。その施策として、中心市街地活性化事業による中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を図ってまいります。特に、中心市街地活性化事業では、商工会と連携し、市のにぎわいづくりの拠点となるまちづくり会社の設立に向け鋭意努力してまいります。さらには、平成30年度から始めました生産性向上特別措置法における先端設備等導入計画事業も引き続き取り組み、中小企業の皆様の負担軽減を図ります。

また、企業誘致と雇用の確保につきましては、第６次総合計画に示しています産業拠点など都市計画に基づく産業ゾーンへの誘致を図りながら企業誘致を推進してまいります。

観光面では、震災の経験を継承するため、国天然記念物布田川断層帯の震災遺構を核とした観光ルートを確立し、観光客や教育旅行を呼び込み、益城プログラムなどを活用し、地震の脅威、地震発生時の初動対応、身を守るための行動など、語り部を通して熊本地震を風化させないよう取り組んでまいります。さらには、例年開催しております益城町みんなの夏まつりにつきましては、益城町民グラウンドの復旧工事も完了しましたことから、震災前のように益城らしい夏まつりを開催してまいります。

次に、農業政策につきましては、被災しました農業者が農業経営を維持していくために必要な農業用倉庫や農機具などの修繕、再建に係る経費を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業の申請は約1,100事業、金額にして約36億円にのぼっており、まずはその早期完成を図ります。また、農業施設関係におきましては、昨年の大雨により新たな被害を受けましたが、現在、その復旧もあわせて進めており、件数ベースで90％の契約率となっております。今後とも農業経営の安定を図るため、１日も早い災害復旧に取り組んでまいります。

それから、新たな農作物の推進のうち、平成29年度より試験的に転作事業の一環として健康飲料、青汁の原料である大麦若葉の栽培の取り組みを進めております。その栽培面積は、平成29年度６ヘクタール、平成30年度43ヘクタールと大幅に増加をしており、平成31年度においても栽培面積を増やし、益城町の特産品化を目指しますとともに、農業所得のアップにつなげていきたいと考えております。

次に、六つ目、誰もが主役になれる個性的なまちづくりについてでございます。

第６次総合計画基本構想におきまして、まちづくりとは地域づくりであり、町民全員がまちづくりの主体となり、町や町議会、民間、大学など関係する人々もまちづくりの主体となることが重要とまちづくりの基本理念にうたっています。今後も、この基本理念にのっとり、町民の皆様や町議会議員の皆様、大学など、関係する方々とともにまちづくりを進めていくこととします。

特に、各地域の課題解決やコミュニティ形成、町外からの誘客を含む交流人口の増加や地域経済の向上につながるにぎわいづくりを進めるためには、そこに住んでいる方や関係する方々の知

恵や行動が必要であり、重要であります。各地域で設立されていますまちづくり協議会、以前から活動をされている、または震災以降活動を開始されたまちづくり活動団体など、みずから自分たちの地域のことを考え、盛り上げていこうとする思いや活動を町としては全面的に支援してまいりたいと考えています。

ほかにも、行政だけでなく町民の皆様とともに将来の町の姿やまちづくり活動などを考えるデザイン会議、これは仮称ですが、の開催を検討しているところです。あわせて、本町の将来を考える、どのような町を目指すかなど、まちづくりに資する人材育成について町民の皆様と町職員がともに検討する新ふるさと総合研究所を現在実施しており、今後も新ふるさと総合研究所を含むまちづくりの人材育成についても継続して取り組んでまいります。

また、総合的な人権の啓発、障害者などの社会参加や就労機会の確保、政策、方針決定の場合の女性の参画など男女共同参画社会の実現につきましても、町民の皆様や企業、関係団体などと連携しながら各種施策に取り組んでまいります。

特に、基本的人権が尊重されることは、明るい住みよいまちづくりの基盤です。各種関係団体と連携し、部落差別解消推進法制定の趣旨をはじめ、人権教育及び人権啓発の推進に努め、差別のない明るい社会を目指します。

このように、益城町の活力回復や価値を高める施策、男女、障害者などがともにその能力を発揮できる施策などを行政だけではなく、町民の皆様や関係機関などと検討し実施すること、いわゆる協働のまちづくりを強力に推進することが益城町の活力の向上になり、そして、交流人口、関係人口の増加や地域経済力の向上、ひいては本町への移住、定住の促進につながり、あわせて、企業に選ばれる町にもつながると考えております。

次に、七つ目、まちの魅力を伝えみんなに選ばれるまちづくりについてでございます。

災害時における対応の課題の一つに情報発信がありました。これは、町民の皆様に必要な情報が届いてない、正確な情報が町外に伝わっていないなどであり、本町のこれまでの取り組みの中で最も弱いところでありました。

この反省を踏まえ、まずは町民の皆様が必要とする情報が確実に伝わるような仕組みづくりに取り組んでまいります。さらに、人口減少社会を迎えるに当たって、若い世代の移住、定住はとても重要な施策であることから、まずは壊滅的な被害を受けた町というイメージを払拭し、町に対する安心感とプラスイメージを全国の方々に持ってもらわなければなりません。そのためには、本町を訪問してもらい、興味を持ってもらうことから始める必要があります。

その方策としまして、農産物をはじめとする益城町の資源を磨き上げ、教育力を含めた、来町者が安心して訪問していただけるような体制づくりなどを進めますとともに、町の情報を外に向けて積極的に発信していくことがとても重要になります。

震災前の町の情報発信の取り組みは、町ホームページや広報紙が主でした。しかし、震災後はソラシドエア様の御協力のもと、航空機内での本町の動画放映を実施したり、ふくおかフィナンシャルグループ様の協力のもと、グループ内及び取引先に配布されるＦＦＧ調査月報へ本町記事が掲載されました。来年度以降もこのような取り組みを積極的に進めるとともに、本町の皆様や

関係者の皆様一人一人も、益城町の情報を町外に向けて発信していただくような取り組みを広げてまいりたいと考えております。

次に、八つ目、効果的で効率的な行政運営を図るまちづくりについてでございます。

町の財政は大変厳しい状況にありますが、熊本地震からの復旧・復興を着実に推進していくため、町税や住宅使用料などの未収金対策、使用料、手数料の見直しや新たな財源確保対策及び事務事業の見直しなどによる歳出削減などを行い、持続可能な財政運営となるよう取り組みを行います。

住民サービス向上につきましては、町民の皆様の利便性向上を図るため、マイナンバーに対応しましたコンビニエンスストアでの各種証明書発行サービスを継続して実施してまいります。熊本地震での教訓を生かし、個人情報の保護に最大限配慮しながら、今後さまざまな災害に対応できるよう、ソフト面及びハード面の体制強化に努めてまいります。さらには、転出入の届け出などに関する煩雑な手続が可能な限り早く、分かりやすく、ワンストップで済ませることができるよう、窓口業務の業務委託を視野に入れた町民目線の窓口サービスづくりを行ってまいります。

新庁舎の整備につきましては、木山地区土地区画整理事業との連携を図りながら、平成34年３月の完成を目指し、基本設計、実施設計を着実に進めてまいります。また、複合施設は仮設庁舎周辺の住宅エリア内での整備を進めるための適地選定を行い、基本設計、実施設計に取り組みます。

最後になりますが、今年は冒頭でも申し上げましたとおり、新しい天皇陛下が即位され、同時に、新元号が施行されるという歴史的な転換期に当たり、私たちも新たな時代に足を踏み入れることとなります。

益城町におきましても、復興計画において発災直後から３年間の復旧期を終え、平成31年度からの４年間を再生期として、その後の発展期へとつないでいく期間と位置づけており、新たな段階に入ります。

再生期とは、復旧されたインフラと住民の力をもとに、震災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間と定義されており、インフラの復旧とあわせ、町民の皆様の力を回復することが町の再生には欠かせません。

苛酷な環境に置かれた町民の皆様に少しでも思いを寄せたいと私は今年の漢字として「想」、「想い」と、想像するの「想」と書いて「想う」という漢字を上げさせていただきました。これからも被災者の生活再建を第一に掲げ、被災者の皆様の思いに常に寄り添い、対話を重ねながら、さまざまな施策の推進に努めてまいります。

町の完全復興にはまだまだ時間がかかり、長い道のりではあります。しかしながら、新たな時代への船出とともに、少しずつ町の姿を取り戻し、さらに魅力ある町へと発展を遂げていくことで、「住みたい町、住み続けたい町、次世代に継承したい町」の実現に向け、着実に一歩一歩、歩みを進めていく覚悟でございます。

復興の主役はあくまでも町民の皆様です。今後とも皆様のお知恵とお力添えをいただきながら、オール益城の強い決意のもと、町議会や関係団体の皆様と一体となって復旧・復興に、そして、

復興後の町の豊かな姿を見据えて、総力を挙げて取り組んでまいります。引き続き温かい御支援と御協力を皆様にお願い申し上げ、平成31年度の施政方針といたします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　日程第11「平成30年度施政方針について」が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は１時30分から会議を開きます。

休憩　午前11時50分

再開　午後１時30分

○議長（稲田忠則君）　午前中に引き続き、会議を開きます。

続いて、日程第12、議案第11号「平成31年度益城町一般会計予算」から日程第18、議案第17号「平成31年度益城町水道事業会計予算」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　それでは、議案第11号から議案第17号につきまして、御説明をいたします。

平成31年度予算につきましては、平成31年度予算編成要領に基づき予算編成に当たっており、施政方針で述べました各種事業を推進すべく、予算計上をしております。

なお、平成30年度予算は、４月に町長選挙が執行されたため、新規事業等の政策的経費を極力抑えた骨格予算での編成となっております。

まず、議案第11号、益城町一般会計予算の規模は296億5,809万9,000円で、前年度当初予算に比べ、44億2,865万3,000円、率にしまして17.6％の増となっています。

歳入における町税、分担金及び負担金、繰越金などの自主財源は21.1％、地方交付税、国県支出金、町債等の依存財源は78.9％となっています。

町税が約２億円増加し、熊本地震前の水準に戻りつつありますが、平成31年度予算も熊本地震からの復旧復興事業の財源となる国県支出金及び町債が大きいため、依存財源の占める割合が大きくなっています。

予算計上しています各種事業につきまして、被災者の生活再建に関する予算では、災害公営住宅の155戸の購入費に37億2,000万円、被災者転居費用助成に１億5,000万円、公営住宅入居費用助成に7,000万円、被災民間賃貸住宅復旧支援事業補助に１億円などを計上しています。

また、魅力あるまちづくりの復興事業では、益城中央線整備事業に３億1,500万円、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に9,988万6,000円、東西線や横町線などの街路整備事業に６億7,437万円、農免道線、広崎田原線などの道路整備事業に２億1,470万円などを計上。

にぎわいを創出する事業では、商店街にぎわい復興支援事業に720万円、にぎわい復興ビジョンに80万円、復興イベント補助に500万円、町ＰＲ特産品開発製造に556万2,000円、防災力を向上させる事業では、避難路、避難地整備事業に２億5,130万円、益城防災塾、防災士の養成に144万円、避難所への公衆無線ＬＡＮ整備事業に3,172万7,000円などを計上しています。

さらに、災害公営住宅における新たなコミュニティ形成の支援には、コミュニティ支援員の配置、健康づくり事業としまして、益城健康ポイント事業をスタートさせる予定にしております。

また、復興基金を活用しました被災宅地復旧支援事業を含む28事業、復興基金創意工夫分を活用しました地盤改良工事補助を含む９事業を予算計上しています。

平成31年度も、熊本地震からの復旧復興事業が大半を占め、予算規模は熊本地震前の３倍程度で、通常時と比較した場合、大きく膨らんでいる状況です。

次に、特別会計につきましては、議案第12号、国民健康保険特別会計予算は総額を36億242万3,000円。

議案第13号、後期高齢者医療特別会計予算は、総額を３億8,759万1,000円。

議案第14号、介護保険特別会計予算は、総額を32億9,591万7,000円。

議案第15号、公共下水道特別会計予算は、総額を20億3,930万6,000円。

議案第16号、農業集落排水事業特別会計予算は、総額を8,944万4,000円。

議案第17号、水道事業会計予算の収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益を４億7,995万6,000円、水道事業費用を４億7,995万6,000円。

また、資本的収入及び支出の資本的収入を３億535万6,000円。資本的支出を４億1,772万9,000円とするものでございます。

それでは、平成31年度の会計ごとの当初予算につきましては、予算書によりまして企画財政課長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君）　企画財政課の山内です。

議案第11号から17号までの予算関係について、説明をさせていただきます。

まず、１ページをあけていただきたいと思います。

議案第11号、平成31年度益城町一般会計予算。第１条で、歳入歳出予算です。歳入歳出それぞれ296億5,809万9,000円としております。

第２条で債務負担行為。第３条で地方債。それから、第４条で一時借入金、第５条で流用を定めております。

次に、７ページをお願いいたします。

第２表で債務負担行為の補正です。定住促進以下、５つの事業をですね、債務負担行為として設定をさせていただいております。

一番下の窓口業務民間委託料のほうがですね、新たに追加をしているような事業となっております。

次に、８ページをお願いいたします。

第３表、地方債です。

臨時財政対策債を含みます34の事業の地方債の限度額を定めております。

額の大きなものとしましては、８ページのほうでは、緊急防災減災事業債３億7,270万円。消

防本部のシステムの費用、それから、救助工作車、救急車等の購入費用に充てる財源としております。

それから、９ページのほうでは、災害公営住宅の建設事業債を９億3,000万円。

それから、10ページのほうでは、宅地耐震化の事業債で29億7,980万円を計上額というふうにしております。

次に、13ページをお願いいたします。

ここからが歳入になります。

まず、１款の町税です。１項の町民税で、個人、法人合わせまして13億3,554万円としております。前年度比が２億3,877万3,000円の増額となっており、個人住民税、法人それぞれですね、増額となっております。

固定資産税におきましては、2,079万円の減額としております。

それから、15ページをお願いいたします。

地方譲与税です。譲与税のほうにつきましては、ここから17ページまで、１項の地方揮発油譲与税、それから２項の自動車重量譲与税、５項の航空機燃料譲与税、３款の１項の利子割交付金、それから、16ページのほうで配当がある交付金、それから株式等譲渡所得割交付金。

そこまでは、大体30年度の決算見込みをもとにですね、計上させていただいております。それから、６款の地方消費税交付金につきましては、30年度同額を計上をしております。

平成31年、今年の10月から８％から10％に消費税のほうが上がる予定になっておりますけれども、交付金としては少しずれてですね、入ってきますので、前年同額を計上をしているというところです。

それから、７款のゴルフ利用譲与税の交付金、それから、８款の自動車取得税交付金、それから10款、11款につきましても、前年度の、30年度の決算見込みをもとに、予算計上をしております。

それから、18ページ、地方交付税につきましては、１億7,985万1,000円の増額で、特別交付税を増額をしております。

それから、14款の分担金負担金です。

１目の民生費負担金で、3,352万5,000円の増額をしておりますが、私立保育園のほうが、一つ、新しく４月から開園しますので、そこの私立保育園の保育料のほうが増額となっております。

15款使用料です。土木使用料のほうでは、950万7,000円の増額ですが、一番下の災害公営住宅使用料が増額になっております。

20ページです。

教育使用料です。総額で2,255万4,000円の増額となっております。

町民運動場の中の陸上競技場とかテニスコートが４月からオープンしますので、四賢婦人記念館の入場料までがですね、新たに追加をされております。

21ページの16款の国庫支出金です。

国庫負担金で、１目の民生費国庫負担金３億3,234万3,000円の減額になっておりますが、平成30年度の当初予算では、私立保育園給付費に係る負担金につきまして、この負担金のほうで計上しておりましたが、今年度、31年度につきましては、国庫補助金のほうに移しておりますので、保育園の給付費に係る負担金が減額になっているということです。

次は、22ページをお願いいたします。

３目の教育費負担金です。１億4,866万9,000円を計上しております。公立学校施設整備国庫負担金で、飯野小学校の増築分、益城中学校校舎体育館の増築分を計上しています。

と、４目の災害復旧費国庫負担金では、10億8,821万7,000円の計上で、公共土木施設災害復旧費負担金になっております。橋梁、道路、河川等の災害復旧費分となっております。

次が、２項の国庫補助金です。

23ページのほうで、２目の民生費国庫補助金２億9,429万5,000円の増額です。こちらは、そこの四つ目の子どものための教育保育給付費交付金のほうが、先ほど言いましたように、負担金から補助金のほうに移しましたので、その関係で増額となっております。

衛生費の国庫補助金につきましては、332万2,000円。風しん抗体検査事業の補助金が新規で入っております。

７目土木費国庫補助金は、25億4,073万8,000円で、24ページのほうで、住宅費補助金が増加の主な原因となっております。

それから、25ページで、10目災害復旧費補助金は35億4,306万7,000円で、宅地耐震化推進事業補助金が大きく増加をしております。

26ページです。

17款県支出金の県負担金１目の民生費県負担金です。1,725万5,000円の増額になっております。

次は、３節の子どものための教育保育給付費県負担金です。こちらのほうが私立保育園のほうが１園増えますので、県負担金のほうも増えております。

27ページです。

２項の県補助金１目の総務費県補助金です。４億459万3,000円の減額になっております。熊本地震復興基金交付金のほうが４億程度減額になってるということです。

２目の民生費県補助金につきましては、7,464万7,000円の減額です。こちらは１節の地域支え合いセンター設置運営の補助金のほうが減額となっております。

それから、28ページのほうでは、放課後児童クラブ整備補助金885万4,000円ですけど、広安小学校分の補助金となっております。

29ページです。

７目の土木費県補助金で、1,419万6,000円の増額で、コンクリートブロック耐震化補助金が新規で入っております。

30ページです。

10目の災害復旧費県補助金です。１億5,743万5,000円の減額で、平成30年度は第五保育所等の

保育所関係の災害復旧費補助金が２億円程度入っておりましたので、そちらのほうが影響して減額となっております。

次が、３項の県委託金です。総務費委託金で4,507万6,000円の増額となってます。選挙委託金の中の県知事選挙、それから県議会議員、参議院議員選挙が計上されておりますので、そこが影響して増額となっております。

次、32ページのほうです。

20款の繰入金、基金繰入金ですけど、１億5,581万3,000円の減額となっております。

３節の公共施設整備基金の繰入金が２億2,200万円の減額。それから、公共下水道建設基金の繰入金が5,000万の減額。復興基金の繰入金につきましては、１億1,600万程度の増額となっております。

次に、34ページのほうをお願いいたします。

22款諸収入です。雑入で6,524万9,000円の増額となっております。

35ページのちょうど真ん中ぐらいのですね、空港周辺環境整備事業助成金3,600万円。こちらは、消防署の救助工作車、それから、ジョギングフェアへの助成金となっております。

それから、36ページの一番下です。文化会館災害復旧費工事の事前着工分の補助金として4,246万7,000円を計上してます。

詳細につきましては、先ほどの内容になりますけども、復興計画として38ページのほうで、68億7,320万円の計上をしております。

39ページからが歳出になります。

41ページをお願いいたします。

２款の総務費１項の総務管理費１目の一般管理費で、１億1,889万5,000円の増額をしております。

44ページをお願いいたします。

13節委託料の中で、下のほうで、震災記録誌等作成支援業務委託料に3,597万円。窓口業務等民間委託料に1,713万6,000円を新規で計上をしております。

それから、45ページのほうの18節町有車の購入費916万1,000円、マイクロバスの買いかえ費用を計上をしております。

それから、48ページをお願いいたします。

３目電子計算機運用費です。2,780万8,000円の増額。

49ページの13節の部分で、一番下のほうに、公衆無線ＬＡＮ配線機器据え置き業務委託料1,070万円。それから、18節のほうに公衆無線ＬＡＮの機器購入費として990万円。避難所関係の公衆無線ＬＡＮを整備する費用で、財源としては、緊急防災減災事業債を活用するというふうにしております。

次が、50ページをお願いいたします。

４目の企画費です。１億8,125万8,000円の減額となっております。

13の委託料のほうで、イメージ図の作成とかですね、人口ビジョンの改訂等とそれからまちづくりアドバイザーの委託料等を計上をしております。

それから、53ページです。

19節の部分で、被災民間住宅の補助金のほうが１億円ですけど、昨年３億円計上しておりましたんで、ここで２億円の減額となっております。

それから、54ページです。

６目の防災費。6,258万7,000円の増額になります。

11節のほうで、災害備蓄用消耗品2,327万円。

それから、13節では、益城防災塾、防災士の養成の業務委託に100万円。デジタル無線化に1,200万円の計上をしております。

それから、56ページの備品購入では、18節では、災害拠点の施設資機材等の購入費、創意工夫分を活用したもので、2,427万7,000円を計上してます。

次が、67ページをお願いいたします。

選挙費です。４目の参議院選挙1,802万円。財源としては、県支出金を財源としております。

68ページのほうが、５目の県知事選挙1,402万4,000円。こちらのほうも、特定財源のみとなっております。

６目の県知事選挙1,269万5,000円。こちらのほうも特定財源のみです。

70ページのほうで、８目町議会議員選挙、1,200万9,000円を計上をしております。

それから、73ページです。

３款民生費１項の社会福祉費１目の社会福祉総務費で、6,448万1,000円の増額となっております。増額の主なものとしましては、77ページ、20節、一番最後の障害児施設給付費が5,000万程度伸びておりますので、この扶助費がほとんど増加の要因となっております。

次、79ページです。

４目の老人福祉費2,412万9,000円の減額となっております。

こちらのほうは、81ページ、28節介護保険特別会計への繰出金のほうが2,100万円程度減額になっております。

次、83ページです。

２項の児童福祉費１目の児童福祉総務費2,018万2,000円の増額です。こちらは、87ページ、15節工事請負費の中で、放課後児童クラブ建設工事費4,750万の計上です。広安小学校での建設を予定をしております。

次、91ページになります。

３項の災害復旧費１目の災害復旧費で、4,137万7,000円の減額となっております。住宅の応急修理等が終了しておりますので、こちらのほうで減額になっております。

それから、93ページで、２目の仮設住宅運営費1,837万3,000円を計上をしております。

新たなものとしましては、94ページ、14節テクノ仮設商店街店舗再リース料321万2,000円。そ

れから、19節の応急仮設団地内商業店舗等維持管理支援事業助成金211万6,000円を新規で計上をしております。

97ページが４款の２目の予防費です。１億5,425万2,000円を計上をしております。

新規の事業としましては、99ページ、13の委託料の中で、風疹抗体検査、風疹予防接種の費用を759万5,000円計上をしております。

それから、101ページ、５目の健康増進事業費1,082万3,000円の増額となっております。

こちらのほうでも新規事業としまして、102ページのほうに、13の委託料の中の一番最後、健康ポイント事業の業務委託料として947万円。それから、備品のほうでも、18節のほうでも、健康ポイントの備品購入費として、16万円計上をしております。

次が、109ページをお願いいたします。

６款農林水産業費の３目農業振興費1,249万1,000円増額をしています。

新たな事業としましては、111ページ、19節と一番最後のほうです。経営体育成支援事業補助金、被災農業者経営体のほうが公共事業でできなかったという方についての対応する費用となっております。

それから、農業ハウス強靭化緊急対策事業補助金を200万円。これは23節のほうで、指定農業者向け経営体育成支援事業の補助金の返還金を686万5,000円計上をしております。

その下の４目畜産業費4,898万円の増額につきましては、112ページ、13の委託料、15の工事請負費のほうで、畜産団地の解体関係の工事費等を計上をしております。

５目の農地費については3,697万4,000円の減額となっております。

19節負担金関係の中での経営事業負担金の減少に伴う減額となっております。

次は、118ページをお願いいたします。

７款商工費の２目の商工業振興費です。412万6,000円の増額となっております。

13の委託料の部分で、益城町中心市街地活性化事業設計業務委託料に220万円。

それから、14節に、木山店舗再リース料で132万9,000円。それから、19節の一番最後に中心市街地活性化基礎調査事業補助金として500万円を計上をしております。

それから、３目の観光費です。914万6,000円の増額で、120ページ、13節町ＰＲ特産品開発製造委託料を432万円を計上。それから、19節のほうで、益城町復興イベントの補助金として500万円の計上をしております。

４目の企業誘致費25万1,000円の増額につきましては、９節で、企業訪問旅費を計上をしているところです。

次に、125ページの８款土木費です。

道路維持費3,197万3,000円の増額をしております。こちらにつきましては、11節の修繕料、それから、126ページの14節の道路整備等機械借り上げ料、それから、15節の路面等補修工事費等をそれぞれ同額をしております。

２目道路新設改良費、３億2,335万1,000円を計上しておりまして、主なものとしましては、19

節県道整備負担金で３億1,500万円。益城中央線の整備費の県に対する負担金になっております。

次が６目社会資本整備総合交付金事業２億1,470万円を計上してます。13の委託料、設計委託料、それから、15節で工事請負費として１億8,350万円。農免道線、広崎田原線等の工事請負費。それから、128ページでは、17節公有財産購入費として、広崎田原線の用地取得費を計上してます。

129ページです。

４項の都市計画費１目の都市計画総務費で、２億8,810万8,000円の減額となっておりますが、中長期派遣の職員の方の負担金分の減額が主なものとなっております。

それから、131ページのほうで、繰出金のほうで、下水道特別会計繰出金のほうが、１億2,000万程度減額となっております。

130ページのほうでは。13節委託料で、用途地域見直し業務の委託、それから、立地適正化計画策定業務の委託として、新規で計上をいたしております。

19節のほうでは、コンクリートブロック塀の耐震化補助金に5,700万円。まちづくり活動の支援の補助金として100万円を計上してます。

次が、132ページです。

５目の公園費2,658万円の増として、133ページ、工事請負費として潮井自然公園の整備工事に2,400万円の計上。６目の土地区画整理費では、9,825万5,000円の増で、134ページの19節益城中央土地区画整理事業の負担金9,988万6,000円、県への負担金になっております。

それから、８目では、街路事業の整備費、東西線、横町線との整備費に６億7,437万円。それから、都市防災総合推進事業費に１億2,280万円。それから、10目の小規模住宅改良事業に１億5,850万円で、避難路、避難地等の整備費用になります。

次が、５項の住宅費１目の住宅管理費、491万3,000円の増額です。

137ページの15節のほうで、フェンス設置工事に300万円。福富団地の建設整備費を計上してます。

２目の災害公営住宅費に38億3,221万円。

138ページ、13節に災害公営住宅団地会の設立支援業務委託料に4,235万円。それから、災害公営住宅の購入費に37億2,000万、155戸分。その災害公営住宅に伴う上水道の加入金、下水道受益者負担金を計上してます。

９款消防費です。２目の消防施設費３億3,105万2,000円の増額で、140ページです。13節委託料で、常備消防の委託料で、7,000万程度の増額。それから、工事請負費では、消防詰所の建設費8,000万円。４カ所分。備品のほうでは、小型ポンプ、消防団ポンプの積載車。それから、消防署車両購入費として、救助工作車、救急車等を予定をしております。

３目水防費では、248万円の増額で、３節の時間外勤務手当を254万円計上。

142ページです。

10款の教育費２目の事務局費では、4,512万3,000円を計上をしております。１節で、地域おこ

し協力隊の報酬を新規で249万6,000円計上。

それから、145ページの13節のほうで、公衆無線ＬＡＮの業務委託料。それから、18節の備品購入で公衆無線ＬＡＮの機器購入に1,017万7,000円。こちらのほうは、学校関係の避難所になる校舎の部分、校舎の廊下、それから体育館のほうに無線ＬＡＮとして整備するというものです。

次が、146ページです。

語学指導費で、417万9,000円の増となっています。１節の外国青年語学指導報酬のほうが、昨年の当初予算の時点では、１人体制の予算でしたが、現在、昨年の６月補正で、２人体制の補正が認められて、２人体制になっておりますので、そこの増加分が増えているというところです。

が、２項の小学校費１目の学校管理費１億5,622万7,000円の増加となっております。

150ページのほうで、13節の委託料になります。小学校施設の整備設計監理委託料。これ、飯野小学校と西小学校の分、350万円。屋内運動場非構造部材の改修工事の設計業務が778万7,000円で小学校５校分。15節の工事請負費が飯野小学校の整備費１億1,990万円、校舎増築分です。西小の施設整備費500万円、校舎の雨漏りの修繕工事となります。

２目の教育振興費、1,112万円につきましては、152ページ、20節扶助費のほうの要準要保護扶助費のほうを増額。

それから、３項中学校費学校管理費で、２億2,091万円の増額です。

155ページの工事請負費15節です。益城中学校の整備費２億1,126万2,000円、校舎体育館の増築分、仮設トイレ設置工事費800万円、木山中学校のトイレ改修に伴う仮設トイレの設置分となっております。２目の教育振興費は844万1,000円で、156ページの20節の扶助費の要準要保護の援助費が増額となってます。

159ページです。６項の社会教育費１目の社会教育総務費、6,042万4,000円の減額となっております。

こちらは、163ページの一番上です。

自治公民館災害復旧費補助金のほうが6,500万程度減額になっているところです。

それから、165ページの一番下です。

５目の四賢婦人記念館運営費249万4,000円。８節の記念館の説明案内人の謝礼162万2,000円。それから、166ページのほうでは、13節で、学習漫画の制作委託料、四賢婦人記念館、四賢婦人の物語の分で、販売用に制作するということで、194万4,000円。

それから、18節で、震災ミュージアムのパネル購入費が445万6,000円となっております。

６目の文化財の対策費では、2,406万7,000円の減額となっておりますが、平成30年度には布田川断層の仮保存の費用等が入っておりましたので、その分が影響して減額となっております。

168ページのほうの19節の一番最後では、平成28年熊本地震指定文化財等災害復旧の補助金、３カ所分で１億293万3,000円を計上しております。

次に、172ページです。

７項の保健体育費１目の保健体育総務費で、329万1,000円の増額となっております。

13節の委託料、ＪＦＡこころのプロジェクト、夢の教室実施委託料ということで、新規で240万円の計上をしております。

それから、174ページのほうには、２目の体育施設費で1,053万3,000円の増で、13節の一番最後、町民グラウンド芝管理委託料が町民グラウンドが復旧しますので、新規でまた上がっております324万円。

それから、176ページの一番上で、18節施設器具費541万7,000円。陸上競技場の人工芝の管理用のトラクターの購入費。３目の学校給食費については、970万7,000円の減額。１節から４節までの人件費関係では、3,500万程度の減額。それから、13節の委託料のほうでは、学校給食調理業務民間委託費9,039万円等が入っておりますとともに、あとは機械設備関係の保守点検等が入っておりますので、委託料のほうが8,500万程度増額となっております。

179ページからが11款災害復旧費です。

農林水産業農林水産施設災害復旧費の１目の農業施設災害復旧費としては、１億6,138万7,000円を計上し、主なものとしては、11節の修繕料、13の委託料の設計関係の委託料。それから、180ページの15節として、工事請負費として、5,640万円を計上をしております。

180ページの下のほうでは、２項の土木施設災害復旧費１目の道路橋梁災害復旧費として、12億7,646万5,000円の計上で、13節委託料のほうに、被災橋梁災害復旧業務委託料として９億4,811万1,000円。それから182ページのほうでは、15節のほうに、工事請負費として、１億7,000万円を計上をしております。

２目の河川の災害復旧費には、１億1,042万5000円、修繕料、工事請負費を計上。

それから、３目の公園災害復旧費には7,080万円。それから、がけ地災害復旧費に6,222万6,000円。それから、宅地の災害復旧には66億7,010万9,000円。

で、184ページの一番下に工事請負費として、宅地耐震化復旧工事費に57億3,918万4,000円で、大規模盛土滑動崩落防止事業の工事費を計上しております。

185ページの19節では、被災宅地復旧支援事業の補助金を７億円、基金を活用した事業となります。それから、７目の共同墓地の復旧費。それから、８目の地盤改良の補助金。９目の雑種地等の災害復旧費につきましては、いずれも復興基金のルール分、創意工夫分を活用した事業を計上しているところです。

186ページをお願いいたします。

４の文教施設災害復旧費の２目の社会教育施設災害復旧費で、10億700万円。15節の工事請負費の中では、文化会館の災害復旧費。それから、中央公民館の解体費を計上してます。

187ページのほうで、その他公共施設・公用施設災害復旧費で、２億1,910万4,000円。13の委託料で複合施設の基本実施設計の業務の委託料。それから、旧役場庁舎の残存物の移設管理委託料。それから、複合施設の測量設計業務委託料などを計上しているものです。

188ページの工事請負費の中では、消防団詰所の工事請負費に対して6,800万円。

12款の公債費では、元利償還、元利合わせた額で、８億9,705万5,000円を計上してます。

14款予備費は、8,208万3,000円を計上しているところです。

以上が一般会計の議案第11号になります。

続きまして、議案第12号です。平成31年度益城町国民健康保険特別会計予算です。

第１条で、歳入歳出予算、歳入歳出それぞれ36億242万3,000円と定めております。第２条で一時借入金の最高額を３億円と定めているところです。

208ページをお願いいたします。

歳入です。

１款の国民健康保険税です。１目の被保険者の一般被保険者の国民保険税。それから、２目で退職被保険者の国民保険税。合わせまして７億7,875万8,000円。平成30年度と比較しますと、１億1,187万5,000円の減となっております。平成30年におきましては、補正で8,800万程度の減額をしておりますので、平成30年度の見込みがですね、少し多い状態になったという状況ではなかろうかと思います。

210ページをお願いいたします。

６款の県支出金です。１目の保険給付費等交付金ということで、23億6,173万6,000円で、比較して４億6,272万6,000円の減額となっております。こちらは、歳出のほうの保険給付費に見合う分の交付金となっておりますので、歳出の給付金のほうが減額に伴って、県支出金のほうも減額になっているというところでございます。

10款の繰入金です。一般会計からの繰入金として、２億9,887万1,000円。1,909万6,000円の増となっております。こちらのほうは、１節の保険基盤安定繰入金のほうが増額になっておりまして、県のほうから示していただいた額を計上をしているということです。

11款が繰越金で１億5,000万円。

諸収入として、一般被保険者の延滞金に６万円。諸収入としての雑入のほうで、一般被保険者の第三者納付金として1,000万円。それから、一般被保険者の県納付金として150万円を計上をしております。

213ページからが歳出になります。

１款の総務費です。１目の一般管理費1,444万8,000円で事務費関係になっております。

主なものとしは、12節の通信運搬費、電算共同処理費手数料等。それから、13節でいくと、レセプト点検関係の委託料を計上しているところです。

２目の連合会負担金174万4,000円につきましては、214ページのほうで、国保連合会の負担金等を計上してます。

次に、２項の徴税費です。賦課徴収費で、186万5,000円につきましては、印刷製本費とか口座振替窓口収納手数料等を計上。それから、運営協議会費のほうにつきましては、33万2,000円で、国保運営協議会委員の報酬等が主なものとなってます。趣旨普及費については、51万3,000円で印刷代。

２款の保険給付費。ここからが給付費関係の分となります。218ページまでですね。

１項が療養諸費。それから、２項の高額療養費。４項の出産育児諸費。５項の葬祭諸費。５項の葬祭諸費まで、ここまでが保険給付費関係の計上となっておりまして、平成30年度の実績をもとに見積もって計上をしているということになります。

218ページの３款の国民健康保健事業費納付金につきましては、１項が医療給付費分、２項が後期高齢者支援金分、３項が介護納付金分。こちらの３款の分につきましても、県の仮算定に基づく額を計上をさせていただいているというところです。

219ページの一番下の保健事業費です。

保健衛生復旧費として1,710万9,000円を計上をしております。

220ページをお願いいたします。

13節委託料で、主なものとしては、人間ドック検診の委託料が主なものとなっております。

それから、２項の特定検診の事業費につきましては、3,035万2,000円の計上で、こちらも13節の特定検診関係の人間ドック、益城検診ワンコイン関係の事業費が主なものとなってます。

221ページの９款の諸支出金の一般被保険者の保険税の還付金300万円の計上。それから、予備費として２億6,905万4,000円を計上をしております。

国民健康保険につきましては、以上です。

次に、議案第13号、平成31年度益城町後期高齢者医療特別会計予算です。

第１条で、歳入歳出予算、歳入歳出それぞれ３億8,759万1,000円と定めております。２条で、一時借入金の最高額を定めているところです。

228ページをお願いいたします。

２の歳入です。１款の後期高齢者医療保険料です。特別徴収分、普通徴収分、合わせて２億5,968万6,000円となっております。平成30年度と比較しますと120万程度増額となっているところです。

229ページの繰入金です。

一般会計からの繰入金として１億2,404万円の計上。保険基盤のほうが1,600万程度増額となっております。繰越金として280万円、諸収入として保険料還付金に101万円。

231ページからが歳出になっております。

１款の総務費１目の一般管理費で251万4,000円として、通信運搬費等を計上してます。徴収費として、186万7,000円は印刷費、通信運搬費等を計上。

232ページでは、後期高齢者医療広域連合への納付金としまして、３億7,934万7,000円を計上してます。

それから諸支出金として、保険料の還付金に101万円。予備費のほうに285万3,000円を計上しております。

後期高齢につきましては、以上です。

続きまして、議案第14号、平成31年度益城町介護保険特別会計予算です。

第１条で、歳入歳出予算、歳入歳出それぞれ32億9,591万7,000円としております。第２条で、

一時借入金の最高額。第３条では、歳出予算の流用について定めております。

239ページをお願いいたします。

歳入です。

１款の保険料です。介護保険料です。７億3,403万1,000円。比較しまして、1,111万5,000円の増額となっております。

241ページをお願いいたします。

国庫支出金です。介護給付費の負担金になります。５億4,197万6,000円で、比較すると2,268万7,000円減額となっております。歳出のほうの給付金の減額に伴い、減額となってるというところです。

それから、国庫補助金のほうです。調整交付金、それから２目の地域支援事業交付金の介護予防日常生活支援総合事業の分。それから、３目のほうでは、包括的支援事業２事業分。合わせて２億2,980万2,000円の計上をしております。

次に、241ページのほうでは、５款の支払基金の交付金で、介護納付金の交付金分。それから、地域支援事業の交付金分。合わせて８億3,966万4,000円。県支出金のほうでは、介護納付金分として、４億3,059万7,000円の計上。県の補助金としましては、地域支援事業の交付金が介護予防日常生活支援総合事業分。それから、２目のほうで、包括的支援２事業分、合わせて2,647万2,000円を計上してます。

242ページのほうでは、10款の繰入金で、一般会計からの繰入金４億4,270万6,000円。2,139万9,000円の減となっております。

11款の繰越金では、5,000万円。これは雑入のほうで、通所サービスの利用者負担として36万円の計上をしております。

244ページからが歳出になります。

１款の総務費です。１目の一般管理費です。670万2,000円は事務費関係になっております。

１節のほうでは、介護保険の非常勤職員の報酬208万4,000円。それから、12節のほうで、通信運搬費。19節のほうでは、介護保険の低所得者対策事業の補助金等を計上。

２項の徴収費のほうでは、１目と３目合わせて185万3,000円の計上をしております。口座振替の手数料、印刷代等の計上になります。

246ページです。

介護認定審査会費で、介護認定審査会費、認定調査費合わせて2,700万7,000円の計上。19節のほうで、広域連合への負担金。それから、１節のほうでは、認定訪問調査員の報酬。それから、12節のほうで、主治医の意見書作成の手数料等を計上しております。

247ページの２款保険給付費からが保険給付費関係の計上になっております。250ページまでです。

247ページのほうでは、１項で介護サービスの諸費、それから、２項のほうで、介護予防サービス等諸費。それから、３項でその他の諸費。４項で高額介護サービス諸費。それから、５項で

高額医療合算介護サービス諸費等を、それから、７項のほうで、特定入所者介護サービス費を計上をしております。

こちらのほうも、平成30年度の実績をもとにですね、見積もって計上をさせていただいてるといったところです。

それから、251ページからが地域支援事業費になります。

１項の介護予防生活支援サービス事業費、１目、２目合わせて１億599万1,000円の計上をし、介護予防事業、ケアマネジメントの委託料等を計上をしております。

252ページのほうでは、一般介護予防事業費として1,067万円。介護予防の普及啓発事業とか地域サロンの助成金を計上してます。

３項の包括的支援事業・任意事業につきましては、１目の包括的支援事業で、5,232万円。13節のほうで、地域包括支援センター運営委託料に2,943万円。生活支援コーディネーター委託料として、1,400万円などを計上してます。

254ページのほうでは、３項の包括的支援事業の任意事業費906万円。訪問看護師の報酬、それから、13節のほうでは、在宅高齢者等安心確保事業。20節のほうで、家族介護用品の支給事業等を計上。

４項のその他諸費では、審査支払手数料として42万円。

５項の高額総合事業サービス費のほうでは、15万6,000円を計上。

７款の基金の積立金で、11万円を計上をしております。

256ページのほうでは、第１号被保険者の保険料還付金として100万円。で、予備費に8,798万1,000円を計上しております。

介護保険特別会計は以上です。

続きまして、議案第15号、平成31年度益城町公共下水道特別会計です。

第１条で、歳入歳出予算、歳入歳出それぞれ20億3,930万6,000円としております。２条で債務負担行為。３条のほうで、地方債。第４条で一時借入金の最高額を定めております。

260ページのほうが、第２表のほうで債務負担行為の設定をしております。益城町公共下水道に伴う水洗便所等の改造のための借り入れた金融機関に対する損失保障ということで、契約期間、限度額を定めているというところです。

それから、第３表で地方債です。

公共下水道債４億8,260万円。それから、下水道の災害復旧事業債で１億4,500万円を計上しております。

264ページをお願いいたします。

歳入です。

使用料手数料の使用料です。下水道関係の使用料になります。３億8,288万3,000円で、4,229万3,000円の増額となっております。

２款の分担金負担金のほうでは、2,502万9,000円で、869万1,000円の増となっております。

国庫支出金のほうは、下水道関係の整備に対する国庫補助金で４億1,660万円。繰入金のほうは、一般会計からで５億8,600万円。繰越金として100万円。

266ページのほうで、雑入で、指定工事店の登録手数料等14万4,000円。町債としては、合わせて６億2,760万円を計上してます。

267ページからが歳出です。

１款の事業費。公共下水道費として10億2,370万8,000円で、３億6,283万1,000円の増額となっております。

13の委託料のほうで、処理場長寿命化実施工事委託料１億6,000万円。それから、一番下のほうに、下水道浸水対策業務の委託料で、１億9,200万円。それから、ストックマネジメント計画策定業務の委託として6,920万円等が主なものというふうになっております。

これは、15節のほうでは、管渠の工事費に３億5,700万円。場所としましては、区画整理の西地区、上陳、それから浸水対策の工事費等になっております。

17の公有財産購入費につきましては、1,330万円で、安永福富の内水対策の用地代というふうになってます。

それから、270ページです。

施設費で１億8,178万5,000円で、1,245万5,000円の増額となっております。

職員の人件費のほうが、再任用から職員のほうに変わっておりますので、こちらのほうが少し増額となっております。これは委託料等も消費税の関係とかでですね、多少増額になっております。

272ページのほうで、２款の災害復旧費になります。

１億6,044万8,000円の計上です。13節の委託料、下水道災害復旧支援業務委託料3,800万円。それから、15節のほうでは、管渠の請負工事費として１億円。これは単独事業費分を計上をしております。

274ページのほうでは、公債費として、元金利子合わせて６億6,966万9,000円。予備費のほうで、369万6,000円の計上をしております。

以上が下水道の特別会計となります。

続きまして、議案第16号、平成31年度益城町農業集落排水事業特別会計予算です。

第１条で、歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ8,944万4,000円としております。第２条では一時借入金の最高額を定めてあります。

284ページをお願いいたします。

歳入になります。

使用料関係で、下水道の使用料です。1,914万3,000円で、34万9,000円の増となってます。

２款の分担金負担金では、30万円で受益者分担金の計上。

４款の県支出金では、300万円。農業集落排水施設整備事業補助金として計上をしてます。

繰入金としては、6,600万円。一般会計からの繰入金。前年同額。繰越金が100万円。

286ページをお願いいたします。

歳出になります。

１款の事業費。農業集落排水の事業費611万6,000円。主なものとしましては、13の委託料、処理場機能診断調査費業務委託料300万円。全て県支出金の財源で行うものになっております。

それから、２節２目の施設費2,922万4,000円で、施設の管理費関係を計上をしております。

288ページのほうで、３款で公債費、合わせて、元金利子合わせて5,023万4,000円。予備費が387万円の計上をしております。

以上が農業集落排水事業の特別会計となります。

次に、議案第17号です。平成31年度益城町水道事業会計予算になります。

１ページをお願いいたします。

第２条のほうで、業務の予定量を定めております。給水戸数が１万3,000戸。それから、年間の総排水量320万立方メートル。それから、１日の平均排水量が8,700立方メートルとしております。

２ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の予定額を定めております。

まず収入のほうとしては、益城町水道事業収益合計の４億7,995万6,000円。支出のほうが、益城町水道費用合計の４億7,995万6,000円となっております。

次、資本的収入及び支出です。第４条のほうで、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりとすると。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億1,237万3,000円は当過年度損益勘定留保資金１億1,237万3,000円で補塡するものとするというふうにしております。

収入として、益城町水道事業の資本的収入合計額の３億535万6,000円。支出として、益城町水道事業、資本的支出合計額の４億1,772万9,000円としております。

24ページをお願いいたします。

平成31年度当初予算実施計画明細書になります。

まず、収益的収入及び支出の収入です。

11款益城町水道事業収益予定額として４億7,995万6,000円。１項の営業収益が４億1,184万5,000円。２項の営業外収益が6,811万1,000円となってます。１項のほうでは、水道料金が３億8,500万円。手数料としては、工事検査手数料と雑収益としまして、下水道使用料等の徴収の事務委託料等を計上してます。

２項のほうでは、預金利子10万円。それから、他会計からの補助金として一般会計からの補助金を550万2,000円。それから、固定資産の減価償却差額として、6,250万8,000円を計上しているところです。

25ページ、お願いいたします。

支出です。

21款益城町水道事業費用合計額の４億7,995万6,000円で、１項の営業費用が４億3,250万2,000

円。内容としましては、委託料としては、水質検査、それから修繕料等を計上。２目の配水及び給水費につきましては、委託料として、電気保安、メーター取りかえ機等の計上。それから、修繕料等の送配水管の修繕料等を計上しております。

総係費につきましては、１億5,128万1,000円で、職員関係の人件費関係。

それから、26ページのほうにいきまして、12節のほうで、光熱水費関係に4,804万円。それから、通信運搬費に636万8,000円。委託料としましては、電算システムの改善の委託料等で、1,733万4,000円。使用料関係では、電算システムの賃借料等で915万6,000円。

それから、27ページのほうにいきまして、保険料としまして204万円、機械設備損害保障等も含むようになっております。

それでは、５目の減価償却費としては、２億2,033万円の有形固定資産の減価償却費を計上。資産消耗費として、1,841万3,000円で除却費を計上してます。

営業外費用として、3,485万4,000円で、企業債利息、利子分を3,385万4,000円。これは消費税として、100万円を計上してます。特別損失としまして、760万円。水道施設の災害復旧費として740万円で、職員の時間外勤務手当、応急箇所の修繕費等を計上。予備費のほうが500万の計上をしております。

29ページからが資本的収入及び支出の収入になります。

31款の益城町水道事業の資本的収入。合計額として、３億535万6,000円で、企業債１億6,640万円。それから、工事負担金のほうが、9,745万6,000円で、水道加入の申し込み金等になっております。補助金のほうが4,150万円で、一般会計からの補助金、それから、災害復旧に伴う国庫補助金となってます。

そして、31ページのほうが、支出のほうで、41款の益城町水道事業資本的支出で、合計額が４億1,772万9,000円。

１項の建築改良費で２億7,741万円。３目の改良事業費で２億990万円で、16節の委託料で、設計業務等の委託料。それから、34節の工事請負費で２億210万円。総合団地内の配水管の布設がえ工事、それから、水道センターの電気設備の更新費用等を計上をしてます。

それから、４目の固定資産購入費1,701万円では、量水器の購入費を計上。

それから、５目の災害復旧の事業費として5,050万円。16節の委託料で、設計業務の委託料。それから、34節の工事請負費のほうで、水道センターの災害復旧の工事。それから、上水道地区の配水管の災害復旧工事、畑中橋の工事費と。

31ページのほうでは、高遊原地区の潮井地区の配水管の災害復旧の工事費などを計上をしております。

企業債の償還費としまして、１億4,031万9,000円の元金分の償還費を掲載をしているところです。

以上が益城町水道会計の予算書になります。

以上で、予算関係の、本案件の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君）　日程第12、議案第11号「平成31年度益城町一般会計補正予算」から日程第18、議案第17号「平成31年度益城町水道事業会計予算」までの説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。２時45分から再開します。

休憩　午後２時34分

再開　午後２時45分

○議長（稲田忠則君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、日程第19、議案第18号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第26号「町道の路線認定について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第18号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定から議案第26号、町道の路線認定についてまで、一括して説明をいたします。

まず、議案第18号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

今回提案しました条例は、労働基準法の一部改正に伴い、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容としましては、月60時間を超える時間外勤務に対して支給率を割り増しするものでございます。

通常は、時間外勤務１時間につき、勤務１時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給しますが、60時間を超えた時間外勤務時間に対しましては、時間外勤務１時間につき、勤務１時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することとなります。

次に、議案第19号、益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回提案しました条例は、労働基準法の一部改正に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容としましては、時間外勤務命令の上限を規則で定められるようにするものと月60時間を超える時間外勤務に対する割り増し分の時間外勤務手当の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定し、職員に休息を与えることができるようにするものでございます。

次に、議案第20号、益城町男女共同参画センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、御説明申し上げます。

本条例は、益城町男女共同参画センターの解体が終了し閉鎖することに伴い、条例を廃止するものです。

次に、議案第21号、益城町防災会議条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

益城町防災会議の委員につきましては、現在、県知事部内職員、町長部内職員、公共機関の職員、警察、消防、自衛隊など定数30名以内と条例で規定されておりますが、熊本地震の経験を踏まえ、防災会議委員の充実を図るため、委員定数を５名増員し、35名以内とするものです。

なお、今後委員として加わっていただく機関につきましては、医師会などの医療関係機関、ボランティア関係などを想定しております。

次に、議案第22号、益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、町の諮問機関であります益城町使用料等審議会の答申などに基づき、町民グラウンドの使用料などの改定を行うものでございます。

主な改正内容は、まず第４条におきまして、他の体育施設同様、原則として月曜日を休業日に設定しております。管理者不在時の利用を原則禁止するものでございます。

次に、第８条の使用料の改正についてでございますが、各校区グラウンドにつきましては、これまで町内者の利用を免除としておりましたが、町の財政状況を鑑み、免除の範囲を当該校区住民の利用までとしております。

また、区分ごとの使用料につきまして、町民グラウンド全面の使用料を400円から600円に変更し、あわせて各校区グラウンドにつきましても、利用状況に応じた使用料をそれぞれ設定しております。

使用料変更の詳細につきましては、別表のとおりとなっております。

なお、益城町町民グラウンドにつきましては、平成31年７月１日からの利用再開となります。

次に、議案第23号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

今回提案しました条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴うものです。

主な改正点としましては、放課後児童支援員の基礎資格などについて、対象を拡大するものです。

次に、議案第24号、益城町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

今回提案しました条例改正は、介護保険法施行規則などの改正に伴うもので、その主な内容は本条例第２条に規定する職員に係る基準及び当該職員の人数のうち、第１項第１号の保健師に準ずる者の要件に、高齢化の進展を見据えて、高齢者に関する公衆衛生業務経験を１年以上有する者が追加されたものです。

また、同条同項第３号の主任介護支援専門員の定義が改められたものです。

次に、議案第25号、町道の路線認定について、御説明申し上げます。

今回、町道の路線認定をするのは、路線番号414の益城町公民館福田分館線です。

起点が福原字園田1960番１地先、県道益城矢部線。終点は福原字園田1967番１地先、益城町公

民館福田分館の延長71メートルの道路となります。

この道路は、県道益城矢部線から益城町公民館福田分館へ侵入する道路となります。福田分館は福田地区の避難場所にも指定しており、避難体制の向上を図るためにも、地元からの要望を受け、また、隣接する地権者の御協力もいただき、整備した道路です。

路線認定の位置などにつきましては、議案の後ろにつけております参考資料をごらんください。

次に、議案第26号、町道の路線認定について、御説明申し上げます。

今回、町道の路線認定をするのは、路線番号415の外豊住宅線です。

起点が馬水字外豊438番３地先、ましき野線。終点は馬水字外豊413番１地先。五楽安永線の延長263メートルの道路となります。

この道路は、起点となりますましき野線から北側に伸びております農道外豊線と西側から終点五楽安永線までの農道西原外豊線の一部を馬水地区災害公営住宅地の整備に伴い、農道からの管理外道路路線として、今回町道として路線認定をするもので、今後は現在の道路付近約４メートルを６メートルに拡幅し、改良整備していくこととしております。

路線に認定する位置などにつきましては、議案の後ろにつけております参考資料をごらんください。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会　午後２時54分

平成31年第１回益城町議会定例会会議録

１．平成31年３月５日午前10時03分招集

２．平成31年３月６日午前10時00分開議

３．平成31年３月６日午後２時12分散会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　役場仮設庁舎別館２階本会議場

６．議事日程

日程第１　総括質疑

７．出席議員（15名）

１番　上村幸輝君	２番　下田利久雄君	３番　冨田徳弘君
４番　松本昭一君	５番　榮　正敏君	６番　中川公則君
７番　吉村建文君	９番　宮﨑金次君	10番　坂本　貢君
11番　寺本英孝君	12番　坂田みはる君	14番　中村健二君
16番　渡辺誠男君	17番　荒牧昭博君	18番　稲田忠則君

８．欠席議員（２名）

13番　石田秀敏君　　15番　竹上公也君

９．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長　　西口博文

10．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	土木審議監	持田　浩君
危機管理監	今石佳太君	会計管理者	髙森修自君
総務課長	中桐智昭君	総務課審議員	塘田　仁君
総務課審議員	冨永清徳君	企画財政課長	山内裕文君
生活再建支援課長	姫野幸徳君	税務課長	坂本祐二君
住民保険課長	森部博美君	こども未来課長	木下宗徳君
健康づくり推進課長	後藤奈保子君	福祉課長	深江健一君
産業振興課長	安田弘人君	都市建設課長	荒木栄一君
公営住宅課長	河内正明君	復旧事業課長	増田充浩君
復興整備課長	坂本忠一君	復興整備課審議員	米満博海君

危機管理課長	金 原 雅 紀 君	学校教育課長	福 岡 廣 徳 君
生涯学習課長	吉 川 博 文 君	水 道 課 長	森 本 光 博 君
下水道課長	水 上 眞 一 君	代表監査委員	戸 塚 誠 司 君

開議　午前10時00分

○議長（稲田忠則君）　皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、13番石田秀敏議員、15番竹上公也議員から欠席する旨の届け出があっております。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日説明を受けました議案の総括質疑を行います。

なお、質疑に先立ちまして申し上げます。会議規則に従い、発言は簡明にし、自己の意見は差し控えられますようにお願いいたします。

日程第１　総括質疑

○議長（稲田忠則君）　それでは、日程第１、総括質疑を行います。

初めに、議案第６号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）」から、議案第10号「平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）」までの質疑を行います。

これより、質疑を許します。質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君）　皆さん、おはようございます。14番中村です。

どなたもいないということで、３点ほどちょっとお伺いと質問をさせていただきたいと思います。

１点目は、議案第６号の平成30年度益城町一般会計補正予算書中、22ページの企画費の中で23ページの19節負担金補助及び交付金の中で、地方バス等運行特別対策補助金の減額、1,656万2,000円の減額があっておりますが、これは運行変更で便数が減らされた分なのか。多分そうだろうと思いますが、その分なのか。それで、現在、この補助金についてはどれくらい補助、今の額がどれくらいなのか、その補助額をちょっと教えていただきたいと思いますが。

それから、34ページ。34ページの９目都市防災総合推進事業の中の17節公有財産購入費、避難路等用地購入費で３億2,059万円上がっておりますが、これは広崎地区と言われたような気がしましたけど、広崎地区のことなのか。これはまちづくり協議会で決定された避難所の用地確保のためなのか、その辺をちょっと詳しくお伺いしたいと思います。

それから、43ページ。43ページの２目の社会教育施設災害復旧費の中で、この文化会館災害復旧工事費で、15節の工事請負費ですね。９億2,000万が31年で組みかえになっていますが、これは何か今年度で30年度分に国の補助が決定するから、30年に工事を行うということで、これは前年度から繰り越してきた分がまた組みかえになるのかな。今年は最初組んだもんかな。その辺がちょっと、文化会館の修理については補助が決定してからになるからということで繰り越したよ

うな気がしとったもんですから、そうでなくて、新年度予算で組んだ分だったかな、これは。その辺をちょっとあれだったもんですから、ちょっとお尋ねしようと思ってですね。これは結局そのまま国に返還してあるんで、国の補助は何か減額してあるんで。結局来年度、31年度に引き延ばすということになるわけですかね。その辺をちょっとお伺いします。

以上、３点です。

○議長（稲田忠則君）　山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君）　おはようございます。企画財政課の山内です。14番中村議員の１回目の質問のほうに答えさせていただきます。

ページが23ページになります。議案第６号ですね、の23ページです。２款１項４目の企画費の中の19節地方バス運行等特別対策補助金の減額についての内容の分と、それから県の補助はどれくらいあるのかというようなお尋ねだったかと思います。

地方バスの減額の内容につきましては、路線の統合とか、戸島線あたりの廃線、それから減便等が主な理由となっております。

当初予算では8,000万円組んでおりましたが、1,600万程度減額をしているというところです。

それから、補助の金額につきましては、620万円程度補助金として県のほうからいただいているという形になっております。補助の割合としては、大体１割程度ですね、県補助をいただいているということです。

その残りの９割程度の部分につきましては、特別交付税のほうで見ていただくという形になっております。

それから、43ページです。11款の４項２目の社会教育施設災害復旧費の文化会館の工事について減額されているがというようなお尋ねだったかと思います。文化会館につきましては、予算計上が当初だったのか、補正だったのか、ちょっと覚えておりませんが、予算計上、現年度予算として30年度の現年度の予算のほうで計上をした分になります。その予算につきまして、こちらにつきましては、債務負担行為のほうも設定をしております。工事あたりも進捗しているような状況にありますが、国の災害査定を受けて、交付決定のほうが31年度で交付決定をしていただくということで、31年度のほうの予算のほうに組みかえるということで、今回は減額をさせていただいているというところです。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君）　おはようございます。復興整備課長坂本でございます。よろしくお願いいたします。14番中村議員の２点目の御質問にお答えいたします。

議案第６号、益城町一般会計補正予算書（第４号）中、34ページの９目都市防災総合推進事業、この中の17節公有財産購入費の３億2,059万円、説明の中で避難路等用地購入費ということでお伝えしてございます。この内訳はということでございます。今回補正予算で計上させていただいた分については、ほかの部門、小規模とか、そういうのも全て補正予算でいただいたものでございまして、実はこの分につきましての詳細と言いますか、場所は広崎の北。広崎地区がですね、

南側と北側にございまして、広崎の北地区、それから福富、惣領、安永、宮園、辻団地、木山、こういう地区の当然まちづくり協議会から提案されたもの、それを専門委員会で協議いたしまして、その分の道路用地ということでございます。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　中村議員。

○14番（中村健二君）　地方バス運行費については、了解しました。県の補助は１割ぐらいということで、総額で8,000万ぐらい組んであったけど、1,656万2,000円の減額と、今回はということで、大体分かりました。

便数が減らされたということで、減らされたではなくて、減ったということで、あんまり利用が少なかったのでその分が減りましたという話をちょっと聞いとったもんですから。そうかなと思って、確認をしたところです。

それから、公有財産購入費のほうの、これは地区数としては何地区になったかな。今、ずっと聞いてたけど、広崎北地区と福富、惣領、辻団地とかいろいろ言われてるけど、広崎だけで、広崎は南と北とあって、北のほうだけということになるわけですね。はい、分かりました。

あと、まだ残された地区というのもあるのかな、幾つか。まちづくりだから、まだいっぱいいろいろなところから上がってきとると思うけども、その辺についてはこの後ということになるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思いますけど。今のところ、これ、ちょっと聞いておけばよかったけど、何カ所だったかな。教えていただきたい。

それと、文化会館の災害復旧工事費については、31年度で交付決定ということだったけども、29年度でもそういうようなことで30年度に回したような気がするんだけども、そういう、何だったか分からんけども、交付決定が30年度になりますので、工事は発注は30年度になりますというような話だった。また今度は31年度に変わったから、私の勘違いがどうか知らんけど、その辺がちょっと、そういうふうになっとらせんかなと思って、一応、また交付決定が遅れたのかなという思いだったものですから。その辺をちょっとお伺いしたいなと思った次第でした。

以上です。２回目の質問です。

○議長（稲田忠則君）　坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君）　復興整備課長坂本でございます。14番中村議員の２回目の御質問にお答えいたします。

補足的な説明になりますが、まずですね、広崎北、それから福富、それから惣領、それから安永、それから宮園、それから辻団地、それから木山。道路に関しましては、とにかく地権者の方の同意が得られないとできませんので、用地交渉を行いながら、順次やっていくというような形になっていくかと。

（「今から用地交渉」と呼ぶ者あり）

はい。以上です。

○議長（稲田忠則君）　吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川博文君）　生涯学習課長の吉川です。14番中村議員の２回目の御質問にお

答えします。

文化会館の災害復旧工事に関しまして、平成29年度は、平成30年の１月に国の査定を受けておりまして、それから30年度の当初予算に復旧工事の予算を上げたところですが、30年度には国の予算がつく見込みがないということで、31年度に国への補助申請を行うことになりました。それに基づいて、昨年の９月の第３回の議会定例会において、一般補正予算において31年度の債務負担行為を計上させていただいて、承認をいただいたということになります。

本事業につきましては、31年度に改めて予算を計上させていただいているということになります。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

７番吉村建文議員。

○７番（吉村建文君）　おはようございます。それでは、平成30年度の益城町一般会計補正予算書の中で、ページ数で26ページ、民生費１項社会福祉総務費20節の障害児施設給付費が893万2,000円ということで、これは来年度は１億3,889万2,000円計上されてあるんですけども、多分今年度もそれ相当数の金額が計上されてたと思うんですけども、なぜこの893万2,000円が増額されているのか、その理由をお聞きしたいと思います。

それから、基本的な考え方として、障害児施設と書いてありますけども、益城町には障害児施設とは何カ所あるんでしょうか。それもあわせてお聞きしたいと思います。

次に、29ページ、３款民生費、災害救助費２項、それと仮設住宅運営費のうち19節の負担金補助及び交付金の中で、応急仮設団地内商業店舗等維持管理支援事業助成金で150万6,000円、また計上されてありますけども、これもきのうの説明でちょっと聞き漏らしたもんですから、具体的な場所をお教えください。

それから、36ページ、９款消防費１項消防費の19節負担金補助金及び交付金の消火栓維持管理負担金が424万4,000円計上されております。これも基本的なことなんですけども、消火栓は本町に何カ所あって、この負担金も多分来年度もあると思うんですけども、なぜ424万円が計上されたのかお聞きしたいと思います。

それから、41ページ、11款災害復旧費２項土木施設災害復旧費で、公園災害復旧費の11節の需用費で公園施設災害復旧費、修繕費で330万計上されてありますけども、これはどこのことなのかお教え願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　深江福祉課長。

○福祉課長（深江健一君）　おはようございます。福祉課長の深江でございます。７番吉村議員の質問にお答えいたします。

まず、一般補正予算の26ページ、３款１項４目20節中、一番最後の障害児施設給付費が増えたわけですね、についてお答えいたします。まず、全般としましては、利用者及び障害児の通所給付費が増加したというのが一番の理由になります。また、さらにきめ細やかになっておりまして、

医療ケア児とか、そういった制度のほうもどんどん進んでおりまして、そういった関係で、どんどん利用者のほうが増えているというのが現状です。

益城町のほうにはですね、こういった障害児施設給付費というのは今、熊東園２カ所になります。あとは、ほかの熊本市とか、郡内何カ所かで連絡協議会を結びながら、そちらのほうと取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君）　おはようございます。７番吉村議員の質問にお答えいたします。

補正予算の29ページ、災害救助費の中の仮設住宅運営費の負担金補助及び交付金。この中で応急仮設団地内、商業店舗等維持管理支援事業助成金110万6,000円がどこの分かというお話ですけど、こちらはですね、テクノ仮設団地内のスーパーの仮設店舗ということになります。12月補正においてですね、259万2,000円の予算計上を行っておりましたが、その後、事業者のほうからですね、助成金申請を受け付けしたところ、その内容をですね、確認したところ、110万6,000円が不足することがですね、今回判明しましたので、その分を計上させていただいております。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　金原危機管理課長。

○危機管理課長（金原雅紀君）　危機管理課の金原でございます。

７番吉村議員の消火栓についての御質問、９款消防費２節消防施設費19節の消火栓維持管理負担金についてでございますけれども、消火栓の維持管理につきましては、水道課のほうにお願いしまして、毎年650万計上しまして、維持管理の委託を行っているところでございますけれども、震災関係の復旧関係でですね、今年度はかなりの数の復旧工事があっておりまして、町内一円で16基分が工事されております。その分で追加分としまして、424万4,000円を補正で上げさせていただいたところでございます。

消火栓の数につきましては、大体おおよそ630基程度町内に存在しております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　荒木都市建設課長。

○都市建設課長（荒木栄一君）　おはようございます。都市建設課長の荒木です。７番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第６号、平成30年度益城町一般会計補正予算書（第４号）中、41ページ、11款２項２目11節需要費についての御質問にお答えいたします。

場所が２カ所ございます。木山城址公園と飯田山自然公園でございます。まず、木山城址公園の手すりがですね、シロアリが食べておりまして、もうぼろぼろ状態ですので、手すりの復旧が一つです。そうして、外灯がですね、支柱が腐食しておりまして、その修繕費に200万計上させていただいております。

そしてあと１カ所、飯田山自然公園のですね、管理用道路がですね、大雨でちょっと路肩が崩

れておりまして、その補修130万円を今回計上させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

９番宮﨑金次議員。

○９番（宮﨑金次君）　おはようございます。９番宮﨑でございます。私は、議案第６号、平成30年度益城町一般会計補正予算書（４号）について、３点質問させていただきます。

まず１点目は、９ページの町債の一番下の項なんですけども、そのところに今年の町の平成30年度の補正予算で修正されて上がった合計額の町の町債が計152億250万円、こういう額が載ってございます。この約152億円について、当然国から地方交付税等の処置がなされますけれども、我が町としては、この中の幾らぐらいを自前で独自に支払わなければならないのか。概算で結構ですので、教えていただきたいと思います。つまり、152億円のうち、自前で払うのは幾らなのか。これが１点目であります。

２点目は、42ページ、11款災害復旧費２項土木施設災害復旧費６目宅地災害復旧費の19節以降でございますけども、その中で、被災地被災宅地復旧支援事業補助金２億円、その下に続いて、共同墓地復旧支援事業補助金4,000万円。地盤改良工事補助金１億2,000万円。雑種地等復旧支援事業補助金9,000万円等が、それぞれ減額をされています。この減額の理由と、これが平成31年度にはどういう形で反映されていくのか。これについて教えていただきたいと思います。

続いて３点目は、今回の補正後の基金の状況でございます。つまり、平成30年度末の益城町の基金、特にこの中ではですね、財政調整基金、減災基金、公共施設整備基金、この三つの基金の状況について教えていただきたいと思います。これは、新しい31年度の当初、金のやりくりをするとき、どうしても基金が必要になってまいりますので、年度末どれくらいの基金が残っているのか。これを教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君）　企画財政課の山内です。９番宮﨑議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、議案第６号、９ページです。町債の補正後、約152億円の実質的な町の負担はどうなっているのかという御質問かと思います。152億円の借り入れにつきましては、いろいろ起債の区分が分かれております。臨時財政対策債、それから災害の補助の災害復旧事業債、それから単独の災害復旧事業債、それから国の補正予算でつけていただいたものの補正予算債とかですね、そういうものにつきましては、大変有利な起債となっておりまして、町の負担としても相当少なくなっているような状況です。また、災害公営住宅あたりが公設地がありませんので、丸々借り入れた分、丸々町負担となってしまうというような状況にあります。そこで、概算ではありますが、152億中、約70億ぐらいが町負担になってくるかと思います。大体46％ぐらいが町負担となっております。その70億の町負担の中で、災害公営住宅のほうが49億ぐらいありますので、災害公営住宅がですね、大きな町負担の割合を上げているような状況になっているところです。

それから、基金の状況のお尋ねですけれども、基金につきましては、18ページですかね。今回、18ページのほうで基金のほうの減額の補正をさせていただいております。合わせて約16億ほどですね、減額をしておりまして、財政調整基金、それから減災基金、公共下水道建設基金と復興基金のほうを減額をさせてと思ってます。

その中で、宮﨑議員のお尋ねにつきましては、財政調整の基金、それから減災基金と今回は補正をしておりませんが公共施設の基金という形になっております。基金の29年度末の残高につきましては、財政調整基金と減災基金、それから公共施設基金、３基金で約27億4,000万円ぐらいの残高でありました。

今回、それを残高のうち、当初予算で計上をさせていただき、今回減額をさせていただいているというところです。今回の補正後の残高としましては、３基金合わせて23億2,000万円ぐらいで、４億程度ですね、今のところは減ったような状態になっているというところです。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君）　復旧事業課長の増田でございます。９番宮﨑議員の御質問にお答えいたします。

議案第６号、平成30年度益城町一般会計補正予算書（第４号）中、ページ数になりますが42ページ、11款災害復旧費２項土木施設災害復旧費６目宅地災害復旧費から７目共同墓地復旧費、８目地盤改良補助費、９目雑種地等災害復旧費のうち、19節負担金補助及び交付金についての今年度減額する理由と新年度以降の計画をというお尋ねだったかと思います。

まず、全体的な話としましては、申請見込みですね。当初考えておりました申請見込みに対しまして、まだ申請が少なかったということの減額でございます。この事業につきましては、６目から９目、全て平成31年度も継続して支援を行います。

平成31年度の現在の計上予算としましては、６目宅地災害復旧費のほうが７億円。それから、共同墓地復旧費が4,500万円。地盤改良補助費、こちらのほうが１億3,000万円。雑種地等災害復旧費につきまして2,500万円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　９番宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　３問の質問に対しては明確な答えをいただきましてありがとうございました。

特に、まず１点目のですね、町債の話につきましては、今お聞きしましたように152億中70億、これが大体町の自前で払わなきゃいかん分。こういうことでございました。よく分かりました。

それから、２点目のですね、要は今年この４事業について減額をされているんですが、さらに来年度は減額より多い額が新たにつけられる、もしくは、若干減額されるところもあるみたいなんですが、同じ事業が同じようにして計上されていくと。何でそうなるのかというやつがちょっとよく分かりづらかったので、もう１回、これは事故繰越か何かで、もうこれでこれ以上この金額は置いとけられないと、こういう話なのか、申請が確かに少なかったから、もう一旦これで切

ると、こういう話なのか、このあたりをもう１回、再度答弁をお願いしたいと思います。

それから、３点目はですね、基金の状況で、大体例年30億前後なんですけども、29年度はこの３基金で27億。これが今のところ今年度末は23億と。４億円は目減りしたけどもという話でした。大体23億あれば、31年度の年度当初にいろいろな事業をやるのにやりくりはつくのかなと、こういうふうな感じを持ってます。これはありがとうございました。特に質問はありません。

それで、２点目のところだけですね、何で今年上げたやつを減額をして、来年また新たに上げなきゃいかんか。このシステムだけ、もう一度お答えをしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君）　９番宮﨑議員の２回目の御質問にお答えいたします。

なぜ平成30年度の基金事業ですね、こちらのほうを落として、新年度で計上するのかというお話でございますけれども、一応、財政上、基金上につきましても、基本的には単年度予算ということになりますので、今回不要と言いますか、まだまだ需要はありますけども、今年度、30年度一度落とさせていただきまして、31年度に計上させていただいている次第でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　ないようですので、議案第６号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）」から、議案第10号「平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）」までの質疑を終わります。

次に、議案第11号「平成31年度益城町一般会計予算」から、議案第17号「平成31年度益城町水道事業会計予算」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

１番上村幸輝議員。

○１番（上村幸輝君）　おはようございます。１番の上村です。ちょっと内容確認のために、幾つか質問させていただきます。

まず、平成31年度益城町一般会計予算書中、44ページ、２款総務費１項総務管理費の中の13節委託料。この中で窓口業務民間委託料ということで1,713万6,000円。これが計上してあるんですが、一般的にですね、窓口業務の民間委託が導入されることの一番のメリットとされているものがコスト削減、そして、住民に対する窓口業務、窓口サービスの向上、こういったことがメリットとされております。非常に魅力的なことではありますが、この益城町の窓口業務の民間委託の場合、コストの削減にはつながるのかということで、事前にですね、資料として益城町の益城町窓口業務民間委託基本方針というもので説明がありました。この基本方針中ですね、11ページ。投入工数から見る費用比較ということで、この表を見ればですね、確かに平成31年度から平成34年度までの４年間でですね、1,539万9,000円が費用的なものは削減されるということではあるんですが、この削減においては、実際に窓口業務に当たっている職員、もしくはこの人員ですね、

人数、これが職員を削減するということなのか、どうなのか。ほかの項目ではですね、取り組みの効果ということでが、現在配置している職員を復旧・復興の業務に配置転換することができるということになっているんですが、そうやった場合に、果たして費用的なものがコスト削減につながるのか。この辺をですね、ちょっとどういうふうに理解していいのか説明をお願いしたいと思います。

そしてですね、同じこの項目中なんですけど、今度は職員の方がですね、委託業者、委託の職員に対してが指示を出せない。また、同じ窓口に座ることもできない。委託者分野については、全く対応できない。町民の方がいらっしゃっても、対応ができない。こういったことがあります。俗にですね、偽装請負ということなんですけど、この偽装請負を防ぐための対策、これについてはちゃんと考えてあるのか。この基本方針のほうでもですね、少し触れてはあるんですけど、ちょっと内容のほうが見えないので、内容のほうを説明をお願いします。

それとですね、委託した場合、マイナンバーの入った住民票関係だとか、戸籍関係もその委託の業者さんが扱うことになるわけなんですけど、これまではですね、私たちは役場職員の権限で扱っておられるということで、非常に安心しておりました。ですが、民間の扱いとなれば、個人情報の保護というものは絶対的に約束ができるのか。「多分大丈夫です」ということではこれは済まないと思います。そういった約束ができるのか。その対策は講じられているのか。これについてがまた１点。

そしてですね、今度は役場職員の方のですね、窓口業務のスキルだったり、ノウハウだったり、これが後々身につかないという現象も起きてきます。その対策はどうやっていくのか。

そして、この問いの最後が職員のモチベーションの低下につながっていく。これはやっぱり窓口職員というのは、住民の方の顔が見えて仕事をやっております。それが今度は住民の方の顔が見えない場所での仕事となれば、これまで取り組まれている自治体、こういったところからの話ではですね、やっぱり職員のモチベーションの低下につながっている。こういったことになっておりますので、この対応策は何か考えておられるのか。これについてお願いします。

それとですね、続いて、77ページ、３款１項１目の19節、その中でですね、被災者転居費用助成金１億5,000万円。それと、被災者民間住宅入居支援助成金6,000万円。それと、応急仮設住宅移転費用補助金400万円。それと、公営住宅入居費用助成金7,000万円が見てあります。例えば、民間賃貸住宅に入居する場合だと30万円の補助、そういったものだったり、引っ越し費用が10万円というものもありましたが、結構ですね、助成金の内容がいろいろあるみたいですので、この内容をですね、今一度ちょっと説明をお願いいたします。

それとですね、今度は130ページ、８款４項１目の13節用途地域見直し業務委託料700万円。それと、立地適正化計画策定業務委託料1,800万円が計上してあります。これは、今回用途地域を見直すために、立地適正化計画、これを策定して、それにより見直しを行うということなのか、どうなのか。これも説明をお願いします。

あとはですね、131ページ、同じ目の19節中にですね、まちづくり協議会運営補助金125万円。これは恐らくまちづくり協議会１団体に対して５万円の補助金を支払うということなんだと思い

ます。その下のほうにですね、まちづくり活動支援補助金ということで100万円が計上してあります。この100万円についてですけど、171ページのほうにですね、やっぱり一つ委託としてまちづくり活動支援センター委託料ということで見てあるんですが、これと何か関係しているものなのか。それとも別のまちづくり活動に対しての補助金なのか。それも一つ説明をお願いいたします。

それとですね、最後の問いなんですけど、138ページ、８款５項２目の13節委託料ということで、災害公営住宅団地会設立支援等業務委託料ということで4,435万円が計上されております。これは恐らく災害公営住宅で各自治会を設立するための支援業務の委託料ということだと思うんですけど、その期間についてはどうなんでしょうか。設立してもうそれで終わってしまうのか。１年間ぐらいはそれに対してずっとサポートをしていくのか。その辺の内容をですね、ちょっと説明のほうをお願いいたします。

それと、もう１個ありました。185ページ、11款２項８目19節の地盤改良工事補助金１億3,000万で、この１億3,000万、この地盤改良工事補助金については、県からの地盤改良工事復興基金を活用してのそうなのか、それとも町独自の地盤改良工事も入っているのか、どうなのか。町独自のやつが入っているんであればですね、12月にちょっと一般質問したんですけど、内容・要件の見直しというものは行われたのか、どうなのか。それもちょっとあわせて説明のほうをお願いいたします。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君）　総務課長の中桐でございます。１番上村議員のほうの御質問にお答えさせていただきます。

平成31年度益城町一般会計予算書の中の窓口業務、44ページの13節の委託料の一番最後ですかね。窓口業務等の民間委託料についての御質問が数点ございました。それについてお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、窓口業務等の民間委託についての目的については、先ほど上村議員のほうが言われましたので重ねることになるかもしれませんけれども、一番は、住民サービスの向上というのが一番になります。そのあと経費削減、そして職員の適正配置。この３本柱というふうに考えております。

まず、メリットにつきまして何点か御説明のほう申し上げたいと思います。まず、経費削減の観点でございます。本町におきましても非常に財政状況が厳しい中、今回民間委託ということで上げさせていただいております。上村議員が言われましたとおり、平成31年度から34年度で約1,500万円の削減が図られるということで、今現在こっちのほうは査定をしております。

一般職員につきましてはですね、通常の給与ですので何の問題もないのですけど、問題は非常勤のほうでございます。今非常勤として住民保険課の窓口に７名の方がおられます。今度大きな制度改正がございます。来年の４月からこの非常勤制度がなくなります。これに基づいて、会計年度任用職員制度という新しい制度が始まります。これを簡単に申し上げますと、働き方改革の

同一労働同一賃金制に基づきまして、給与待遇が、要するに一般給与並みになるという形になります。俗に言いますと、給与につきましては職員の給与表を適用すると。手当等についても、期末手当あるいは等々の諸手当についても職員同様になるというような形になります。現在、本町のほうには約300人程度の非常勤職員の方がおられます。その方々が全て、仮にですね、全て会計任用職員ということで移行となると、相当な人件費の増額という形になります。それを含めましてですね、まず民間委託のほうに移行して、少しでも緩和したいということが大きな経費削減の一つになります。一応、1,500万円の中にもその分も含んだ形という形になっており、今の７名の職員の分のという形になります。

あと、委託業者が指示ができないんじゃないか、偽装請負ということでございます。これは労働基準等の問題でございます。これはほかの自治体も一緒です。請負になっている場合は、委託業者が職員に対して、職員に指示を受けてはいけないという形になります。しかし、業務外においてはですね、当然マネジャーとか、委託業者のほうにマネジャーとかおられますので、その方々と職員との情報交換、あるいはこういうことに対してどういうふうに対応するという、当然そういう定期的な会議を設けながらですね、その辺は対応したいというふうに考えております。

あともう一つ、マイナンバー制、マイナンバーの活用についてでございますけれども、これはほかの自治体も一緒でございます。個人情報の観点から、当然その辺については厳格にしないといけないという形になりますので、委託業者に対しても個人情報の守秘義務は当然生まれてきます。その形で契約をちゃんとしていきたいというふうに思っております。

あと、役場職員のスキルが低下するんじゃないかと、窓口業務のですね、というお話でございました。窓口業務というのはある程度定型的な業務という形です。要するにマニュアル化してもいいような業務という形で考えておりますので、当然、例えば業者が引き上がったという形でも当然マニュアル化をしておりますので、その中で対応はできるというふうに考えております。

あと一つ、職員のモチベーションが下がるんじゃないかというお話でございました。職員のモチベーションについては、その個人個人をさしますので、なかなか言いづらいところがございますけれども、当然配置転換ということが考えられます。当然委託すれば、当然その分の職員を削減させて、今復旧・復興業務あるいは政策的な業務、要するに本来町がやらないといけない、力を入れないといけない業務のほうに職員のほうを配置したいというふうに考えておりますので、モチベーションについては、当然私としては個人的には上がるんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。

休憩　午前10時52分

再開　午前11時10分

○議長（稲田忠則君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君）　生活再建支援課の姫野です。

議案第11号、益城町一般会計予算の１番上村議員の質問にお答えいたします。ページが77ページです。４点質問があったと思いますけど、いずれもですね、熊本地震復興基金の基本事業分になります。被災者の生活再建にですね、一人でも多くの被災者の生活再建につながるよう、多くのメニューが準備されているところです。一つずつちょっと説明をいたします。

まず、被災者転居費用助成金１億5,000万ですけど、こちらはですね、発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内で新築購入もしくは補修する住宅、または県内の賃貸住宅・公営住宅等へ転居に伴う荷物の移動に要する費用を定額で助成するものです。定額とは一律10万円ということになります。

次に、被災者民間住宅入居支援助成金6,000万ですけど、こちらはですね、発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の住宅を賃貸する場合に必要となる契約に伴う費用を定額で助成するものです。定額というのは一律20万円ということになります。

次に、応急仮設住宅移転費用補助金400万です。こちらはですね、仮設住宅の集約・撤去や、みなし仮設住宅の貸主不同意の場合の自己都合ではない転居費用の負担の軽減を図るため、その費用を支援するものです。こちらは10万円を上限とした助成になります。

次に最後です。公営住宅入居費用助成金ですけど、こちらがですね、今朝の新聞でですね、報道されていたところですけど、まだ要綱あたりもできておりません。こちらは、先ほど民間賃貸住宅ということでしたけど、公営住宅入居者に対してもですね、やっぱり同じような負担軽減をする必要があるということで、新たにメニューとして追加される分です。こちらは10万円が予定されているところです。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　持田土木審議監。

○土木審議監（持田　浩君）　土木審議監の持田でございます。平成31年度益城町一般会計予算書の130ページ、これの委託費の中の用途地域の見直し業務委託料、それから立地適正化計画策定業務委託料に関します１番上村議員の質問に答えさせていただきます。

御質問の趣旨は、この委託料に用途の見直しと立地適正化計画の策定業務費が載っているので、用途地域の見直しを行うために立地適正化計画を策定するのかということだったですか。答えとしてはですね、立地適正化計画を策定した結果、用途地域の見直しもあり得るということになります。と申しますのは、今現在、益城町のほうでは平成10年に策定しました都市計画マスタープラン、こちらが20年を経過しましたので見直しの時期を迎えております。ただ、この都市計画マスタープランは、いわば町によるまちづくりの意思表示、基本的な方針になりますので、そういったものをどういうふうに実現していくのかということで、町のほうではこの立地適正化計画とともに、あとこの前の災害復興特別委員会でも御説明させていただきましたが、中心市街地の活性化を図る中心市街地活性化の基本計画、それと、それと同様に重要な周辺部の活性化を図りま

す地域再生計画、こういったものを来年度以降策定することにしております。特に、来年度からは復旧期から再生期に入るということで、いろんな計画に位置づけがなってまいりますので、そういったものをですね、誘導して、土地利用をそういった計画に合わせた形で誘導を図るというのが、用途地域の都市計画になりますので、当然、こういった諸計画の策定に当たって用途地域の見直しが出てくるであろうということで、この委託料に、ここでは立地適正化計画の策定委託料と用途の見直しの委託料を計上させているというところでございます。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君）　復興整備課の坂本でございます。１番上村議員の４点目の御質問にお答えいたします。

議案第11号、平成31年度益城町一般会計予算中、８款４項の都市計画総務費の中のページが130、131ページの中の19節まちづくり協議会運営補助金、それとそこの一番下にまちづくり活動支援補助金ということで、この２点について内容についての御質問だったかと思います。

まず、125万のですね、まちづくり協議会運営補助金は、今年度同様にですね、１団体５万円を補助しておりましたが、31年度もですね、予算を計上させていただいておるということで、今24団体なんですけども、一応25団体分計上をさせていただいております。

それから、一番下のまちづくり活動支援補助金、これはですね、31年度から新しい制度設計をしてですね、今度やっていきたいということでございますが、171ページのほうのですね、分とは全然違うものでございまして、まちづくり活動をですね、今まちづくり協議会を中心に盛んに行っていただいておりますが、さらなる活性化ということで、地域の新しいにぎわいづくりの創出とか、そういうものを提案していただいた団体に１件10万円の10件分を計上させていただいておりますが、詳しいですね、制度設計については、現在検討しておりますが、新年度になってですね、詳しい制度設計ができれば町民の皆様にですね、情報の提供をさせていただきたいというふうに考えております。財源的にはですね、地方創生交付金事業というものでですね、対応しようかということで考えております。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君）　公営住宅課の河内です。１番上村議員の質問にお答えをさせていただきます。

議案第11号、平成31年度一般会計予算中、138ページです。８款５項２目13節委託料、災害公営住宅団地会設立支援等業務委託4,435万円についてのお尋ねですけども、まず、どういった業務をお願いするかということについてお答えをさせていただきますと、次年度は650戸ほどの入居が予想されて、団地としましては18団地ほどの数ができていきます。これにつきまして、まず入居前のですね、顔合わせ会の企画開催。恐らくこれは20数回に及んでいくかと思いますけども、そういったことの企画開催。それから、入居直前には入居の説明会、建物の内覧会、こういったことについての企画。あと、団地会の設立支援の策定ということで、入居時期を踏まえて団地会

の設立、運営自立に至るまでの支援計画の策定と。団地会の設立・運営についてもですね、団地の規約であったり、共同で利用する集会場の利用の規約とか、こういったことの案を作成すると。当然、団地会を設立した後にもですね、運営支援に携わっていくと。あと、情報誌の発行と。団地会等で対応した際にどういった内容の会議が開催されたということのですね、情報誌を発行していきたいということで、業務としては考えております。

当然ですね、業者さんに全てお任せするということではなくて、町も一緒にやっていこうということで考えております。

予算につきましては4,435万ですけども、復興基金のほうで対応をしていくということで予定をしております。

期間についてのお尋ねで、設立して終わりなのかということでお尋ねがありましたけども、当然団地会を設立してですね、31年度中はもちろん支援をしていきますし、翌年度もですね、団地会の今度は実質的な運営が出てきますので、その辺の運営支援もですね、次年度の、32年度のですね、予算のほうで対応していけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君）　復旧事業課長の増田でございます。１番上村議員の五つ目の御質問にお答えいたします。

平成31年度益城町一般会計予算書11号中、ページ数が185ページになります。11款災害復旧費２項道路施設災害復旧費８目地盤改良補助費、19節負担金補助及び交付金の１億3,000万の件についてお尋ねです。御質問の内容としましては、まず町独自の基金かということと、12月の定例会におきまして、上村議員さんのほうから要件緩和の見直しを行っていただきたいという御質問があったと思います。その件について、お答えいたします。

まず、この基金につきましては、町独自ですね、町の創意工夫分という形でやっております。こちらのほうですけども、従前の要綱ですと、もともとあった、益城町にあった土地の家が建っとって、それを解体して、新たにそこの土地に家を建てようとしたときに、軟弱地盤ということで地盤改良が必要というときだけが対象となっておりました。これにつきましてはですね、今年の１月に要綱を見直しまして、益城町において、平成28年熊本地震により被災し、解体した住宅を町内の土地に再建される場合、地盤改良工事が必要と判断された際の地盤改良工事費用の一部補助しますということで、補助対象事業費の上限は40万円と。それで、その２分の１、最大で20万円という形で現在この申請受付をやっております。

今お話しました別の土地からという方は数件申請が上がってきているということでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　１番上村議員。

○１番（上村幸輝君）　答弁ありがとうございました。

まずですね、44ページの窓口業務についてはですね、内容のほうはほぼ分かりました。ただ、最初の、何ていうか、要は非常勤職員が今度来年度４月の改正で職員になるということですよね。

非常勤職員が先ほど全体で300名いるとおっしゃられまして、住民保険課の７名のことを取り上げられたんですけど、その７名以外二百数十名のこの非常勤職員についてはこれはどうなるんでしょうか。

それを１点とですね、あとは偽装請負、こういったことについては分かりました。ノウハウ、こういったことについてもですね。

あとは、やっぱり個人情報についてなんですけど、あくまでやっぱ業者任せではなくて、業者のほうにもしっかりあれせにゃいかんですけど、町のほうでもですね、この対策はしっかりとやっていただきたいと思います。でないと、やっぱり委託業者のほうもですね、そこの社員が来るのかといえば、恐らく違うと思います。どこの自治体に行ってもですね、取り組んでおられるところは派遣社員だったりとか、パートの方だったりがやっぱり委託のこういった窓口に入っておられるということですので、その辺が徹底できるのかどうかということではきちんと対策を考えていただきたい。そういうふうに思います。

ですので、その300人、７名を外したそれ以外の非常勤職員について、ちょっともう１回お願いします。

それとですね、77ページの入居支援金だったり、転居費用、これについてはよく分かりました。やっぱり一番心配しておりました災害公営住宅への入居者に対する助成金、これを何とかですね、つくっていただきたいなと、そういうふうには思っておりましたが、今回ですね、10万円ずつどうにかできるということですので、非常にありがたいなと思います。

続いてですね、130ページの用途地域の見直しや立地適正化計画、これについては都市計画の制定から20年がたち、今回見直し、その立地適正化計画、これをやった上で必要があれば用途地域を見直すということですね。これについても内容は分かりました。

続いてですね、131ページのまちづくり協議会運営補助金、これの５万円については分かりました。あと、まちづくり活動支援補助金100万円、これについてが10万円ずつですか、活動団体に対して。これをもう１回ですね、今度、例えばその協議会、同じ団体でこの10万円のほうも何か計画すれば補助金がつけてもらえるのか、それとも、あくまで一つの補助金に対してはその団体はもうだめですよということなのか。それをですね、ちょっともう１回お願いします。

それとですね、138ページの災害公営住宅の団地会設立支援業務委託料についてもよく分かりました。やっぱりちょっと心配しておりましたが、運営にもですね、設立だけ、それで終わりというわけではなく、設立後の支援・サポートにも携わっていくということで伺いましたので、これについても安心いたしました。

あと、最後の185ページの地盤改良工事、これについてもですね、取り組んでおられる、数件申請も上がっているということで伺いまして、非常にありがたく思います。本当、ありがとうございました。

あとは、さっきの44ページの窓口委託の件と、131ページのまちづくり、これの件についてもう１回ちょっとお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君）　総務課長の中桐でございます。１番上村議員の２回目の御質問に対してお答えをさせていただきます。

窓口業務の非常勤についての待遇、今後の対応の仕方というような形でお答えをさせていただきたいというふうに思います。先ほど申し上げましたとおり、一般職の非常勤職員制度のほうがもう今年度で終了すると。今年度というか31年度で終わって、会計年度任用職員制度のほうへ移行するということでお話をさせていただきました。言葉のとおり、会計年度任用職員ということになりますので、一会計、要するに１年間の契約という形になります。要するに、今も非常勤と言ってもそうなんですけど、それがずっと継続して勤務していたという状況でございますので、今回の場合につきましては、会計年度職員として採用する場合は、必ず公募をかけなさいと。公募をして面接あるいは試験をしなさいという形で制度のほうが変わります。そういう形で今後も対応、要するに来年の２月、３月にそういう形で、今おられる方が希望されれば当然そういう形で公募あるいは試験をさせていただいて、継続されるかどうかを判断させていただきたいというふうに思います。

ここで一番大きな問題になるのが扶養の壁、103万、130万の壁がございます。当然、会計年度任用職員になりますと給与が上がります。一般職員の１級、２級程度の職員並みになるわけですので、それが一番大きなところです。今の非常勤職員の方々の多くとは申しませんけれども、要するに扶養の範囲内で働いておられるという形になりますので、そこが一つネックになります。あとは、各給与体系につきましては、各自治体のほうでそれが決められます。となると、ほかの自治体との職員の取り合いになります。要するに、もしかしてフルタイムで働いて給与が多いところのほうに移られるという場合もございます。これは公募をかけますので、当然給与体系も全部分かります。だから、今現在非常に人員が不足しているところの中で、自治体間競争が生まれるという状況もございます。非常にそこが危惧しているところでございますけれども、その辺は周りの自治体の状況を把握しながらという形になります。そういう場での対応は今のところどうするかというのは非常に難しいところで、そういう形で粛々と進めていかないといけないという状況になっております。

あとは、各課が当該非常勤職員を抱えているという状況ですので、本当に必要なのかどうか、その辺をまず１から見直さないといけないということがあります。当然、その中で非常勤じゃなくて、賃金のほうでですね、対応できればそちらのほうで対応させていただくというような形で、極力非常勤職員として会計年度任用職員については削減の方向では今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君）　復興整備課の坂本でございます。１番上村議員の４点目の２回目の御質問にお答えいたします。

まちづくり協議会の運営補助金とまちづくり活動の支援補助金、これが二つ19節の中にありますけども、まずまちづくり協議会の補助金につきましては、今ある団体には５万円補助すると、まず。

あとですね、その下の活動支援補助金というものについては、先ほどもちょっと御説明申し上げましたが、この制度の目的、どういう団体を対象にするのかとか、そういうことをですね、まず事業の対象の期間、それからこういうことをしたいということで提案があったときに、ふさわしい活動かどうかというのがございまして、そういうのも審査する必要があるのかなということがございますので、まちづくり協議会の５万円とはこれは完全に別なものでございますので、支給するということに関しては両方可能であるということでございます。まずですね。

あと、制度的なものがですね、町の中には別メニューでそういうものがございまして、まちづくりに関するですね、先ほどおっしゃいました別の課でやっているのもございますので、それとの整合性もありますので、今後そういうものを制度の設計をやりながら、やっていきたいなというふうに考えておりますので、５万円、10万円というのは支給は可能であるということになります。

以上でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

９番宮﨑金次議員。

○９番（宮﨑金次君）　９番宮﨑です。

私は、議案第11号、平成31年度益城町一般会計予算書について３点。それから、議案第15号、平成31年度益城町公共下水道特別会計予算について１点。計４点質問させていただきます。

まず、質問に入る前に、町長から今年度の施政方針について御説明がありました。今回は文書配付でされていましたので、非常によく理解ができました。ありがとうございました。

できたら、来年度はその施政方針に対するですね、質問等も含めていただくように検討していただきたいと思います。

では、議案第11号、平成31年度益城町一般会計予算書の３点から、まず第１点目は、11ページでございます。歳入歳出の当初予算の事項別明細書の中の総括表、ここからですね、特に町の自主財源と依存財源、これをちょっと心配をしているものですから、今、今年度、この31年度は町の自主財源がどのくらいになっているのか。当初、町長の説明でもございましたけれども、その自主財源の割合と、本来我が町が大体どれくらいが一番理想的なのか。これについて説明をしていただきたいと思います。

２点目は、44ページ２款総務１項の総務管理費１目一般管理費13節窓口業務の民間委託料、今同僚議員の質問にありました窓口業務の話でございます。これについて、現在話を聞くところによりますと、熊本県内でも山鹿市とか上天草市等ではもう既に行われているということで、大体こういう方向で行くのかなという気もしますが、今我が町は災害の復旧・復興のために全精力を上げなきゃいかんこの時期に、なぜこの民間委託、これを取り上げられるのか。これについてなぜ今やるのか。また、なぜ今やらなければならないのか。この２点についてですね、質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

それから３点目は、109ページ、６款農林水産業費１項農業費３目農業振興費の中で、この項

目の中に有害鳥獣買い上げ費、有害鳥獣捕獲隊補助金、有害被害防止対策（推進）事業補助金、特定鳥獣適正管理事業補助金、狩猟免許取得助成金、有害鳥獣被害防止対策事業補助金と６つの項目で有害鳥獣に対する町の施策が出てます。事業が出てます。これの内容と補助金の財源、これは町が出しているのか。県が出しているのか。これについて教えてほしいと思います。これが３点目。

最後の４点目は、議案第15号、平成31年度益城町公共下水道特別会計予算の中の最後のページでございます。277ページ、この地方債の調書に関する事項でございますけども、ここで地方債の残高、例えば、平成31年度末の現在高の見込み額が76億6,034万7,000円となっております。この額を国からの支援は期待できるのか。全額とも町が払うのか。これについてお答えをいただきたいと思います。

以上４点、よろしくお願いをします。

○議長（稲田忠則君）　山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君）　企画財政課の山内です。９番宮﨑議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第11号の11ページです。総括表の中で自主財源等の比率は何％ぐらいか。また、理想的な割合としてはどれくらいかというような御質問だったかと思います。平成31年度におきます自主財源、町税とか、繰越金とかですね、そういうところの割合ですけど、21.1％になっております。依存財源のほうが78.9％ということで、災害関係の復旧事業、それから復興事業等に伴う国庫支出金とか、町債あたりが大きくなっておりますので、どうしても依存財源のほうが大きくなっているというような状況です。ちなみに、27年度の決算、地震前の決算で行きますと、自主財源のほうが40.3％ぐらいを占めてたという形になります。益城町の普段の姿としましてはですね、大体40％前後ぐらいが、通常の時期であればですね、自主財源の比率になるのではないかというふうに考えております。

理想としましてはですね、町税が当然増えれば自主財源が多くなりますので、この割合がどんどん増えることに越したことはないという形になろうかと思います。町税が増えるような取り組みをさらに続けていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君）　総務課長の中桐でございます。９番宮﨑議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほどの上村議員のほうにお答えした分と若干かぶる点があるところがあると思いますので、その点は御了承いただきたいというふうに思います。

御質問は議案第11号、平成31年度益城町一般会計予算中、44ページ、窓口業務等委託料に関する御質問でございました。まず、窓口業務等の民間委託につきましては、先ほど上村議員のほうにもお答え申し上げたとおり、目的につきましては、行政サービスの向上と経費削減、職員の適正配置を目的とするということでお答えしたところでございます。

実際、国におきましても、多様な行政事務委託の推進というのを掲げておりまして、これまでなかなか取り組みが進んでいない窓口業務での専門性が高いが定型的な業務につきましては、官民が協力して大胆かつ適正な外部委託を目指すことということでうたわれております。

本町におきましても、実は平成28年、震災前におきまして、旧庁舎の１階フロアを改築するということで、ワンストップ化を図ることで、一応予算のほうを計上させていただきまして、28年度にその工事にかかる寸前で震災にあったという状況でございました。そのとき、あわせてですね、民間委託についても行政改革大綱をもとに検討を行っていたところでございます。震災により中止せざるを得なかったのを、今回また再度新庁舎開設に伴うことを含めながら、再度検討して、こういう形で予算を上げさせていただいたというところでございます。

まず、御質問のなぜ今なのか、また、なぜやらなければならないのかという２点について、あわせた形で御対応させていただきたいというふうに思います。何点かございます。まず１点目は、先ほど申し上げましたとおり人員不足に対する対応でございます。震災が起きまして、復旧・復興に取り組んでいる本町におきましては、議員さん御存じのとおり、その業務に当たる人員が非常に不足している状況にあります。実際のところ、平成31年、来年度におきまして、全国の自治体に対しまして74名の派遣職員の依頼を行いました。しかし、現実的には41名の方に来ていただくと、不足が33名という状況に陥っているところでございます。今回、このようなことも含めましてですね、窓口業務等の民間委託を行うことで職員の適正配置を行いながら、本来復旧・復興の業務、あるいは本来町がやるべき施策等の業務のほうに職員を配置転換できればというふうに考えております。

２点目は、経費削減の観点でございます。これは先ほど申し上げたとおりでございます。会計年度任用職員制度が始まるということで、非常に大きな人件費の増が見込まれます。その辺を少しでも緩和するということで、今回民間のほうへ、民間でできるところから民間のほうに委託するということで上げさせていただいたところでございます。

３点目は、新庁舎の観点でございます。現在、新庁舎完成時にですね、業務がスムーズに移行するためには事前に業務委託を開始する必要があるというふうに考えております。また、現在の新庁舎においてもですね、基本設計に入っておりまして、要するにフロア関係ですね、についても、この民間委託をするかどうかというところで、フロアのほうも若干設計のほうが変わる可能性がございますので、その辺を含めてというところでございます。

４点目につきましてはですね、地方交付税の反映についてでございます。これはまだ確定しているわけではございません。今国のほうが検討している段階でございますけれども、国におきましては、歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方自治体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する、要するに俗にトップランナー方式というふうに言われていますけれども、が検討されています。もしこの方式が導入されますと、地方交付税の業務改革を行っている自治体に対しては傾斜配分がされるということで、増額が見込まれるという形になります。これもまだ確定ではありませんので、なかなか幾らとか、そういうのも言えませんけれども、31年度中かあるいは32年度中か、まだ自分も分かっていないところで

すけど、国としてはそういう動きをしているというところで、それも見据えながらというところでございます。

以上の理由により、今回民間委託については、平成31年度から始めたほうが一番最適ではないかなという考えのもとに今回予算のほうを上げさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　安田産業振興課長。

○産業振興課長（安田弘人君）　産業振興課長の安田でございます。９番宮﨑議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町の有害鳥獣被害防止対策はどうなっているか。その内容と財源についてのお尋ねですが、平成31年度の有害鳥獣被害防止対策につきましては、議員のおっしゃるとおり６事業予定しております。31年度の益城町一般会計予算書の109ページをお開きください。

まず、第１点目ですが、６款１項８節の有害鳥獣買い上げ金ですが、37万5,000円につきましては、これはイノシシ駆除に対して１頭2,500円を補助し、150頭を見込んでおります。

次に二つ目ですが、同じページの19節負担金及び交付金の有害鳥獣駆除隊補助金の40万5,000円です。現在、有害鳥獣駆除隊につきましては、25名ほどの方がいらっしゃいます。銃が15名です。罠が10名。そのうち両方ともが７名いらっしゃいます。その人たちの駆除隊に対しての補助金でございます。

三つ目は、開けていただきまして、110ページをお開きください。同じく19節の鳥獣被害防止対策推進事業の15万ですが、これは年２回、３月と９月に九州地区で一斉に駆除をします。そのときの駆除隊の日当と言いますか、報酬でございます。これにつきましては、同額の15万円も国から支給されますが、町の会計は通っておりませんので計上しておりません。

四つ目でございます。特定鳥獣適正管理事業補助金10万円でございます。これは鹿の捕獲に対して2,000円の補助で、50頭を計上しております。この補助の内訳につきましては、県が２分の１、町が２分の１でございます。

続きまして五つ目としまして、111ページの狩猟免許取得助成金５万円を計上しております。これは、狩猟免許試験初心者講習会補助金としまして、6,500円掛けるの５名分と、同じく申請書につきましては、3,500円の５名分で、合計５万でございます。

最後の６点目でございます。有害鳥獣被害防止対策事業補助金600万でございますが、これは平成29年度から始めた事業でございまして、１カ所当たり電気柵の設置と言いますか、をした場合、２分の１、上限10万円を補助する事業でございまして、60カ所を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君）　下水道課長の水上でございます。９番宮﨑議員の御質問にお答えをいたします。

議案第15号、平成31年度益城町公共下水道特別会計予算中、277ページになります。こちらに

地方債に関する調書を載せております。議員の御質問は、起債につきまして、国からの支援は期待できるのか。また、町が全額負担するのかの御質問でございましたが、下水道特別会計における地方債につきましては、大きく普通債、特別債、災害復旧債に分けられておりまして、当該年度末の現在高見込みが76億6,034万7,000円でございます。これら起債に関しましては、国からの交付税措置がございまして、普通債につきましては、下水道事業債が約44％。特別措置分が70％。それから、減収対策債が40％。また、特別債につきましては、約44％。それから、災害復旧債につきましては、50％の措置がございますので、これにより、実質的な町の負担分につきましては、約50％から55％になると思われます。概算の金額で申し上げますと、約38億円から40億円ほどになるかと思われます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　９番宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　１回目の答弁ありがとうございました。４問についてそれぞれ回答していただきました。

まず、最初の１番目の平成31年度益城町一般会計の収入の自主財源・依存財源の話なんですが、今年度は21.1％自主財源と、こういうことでございました。地震前は大体40から45％の自主財源ということところでございましたので、今非常に国に復旧・復興のためにお世話になってるんで、非常に自主財源は落ちてるなと、こういうことであります。できましたら、将来的にはですね、自主財源が依存財源を若干でも上回る、ここらあたりがやっぱり理想なんだろうなと、こういうふうに考えます。よく分かりました。１番については終わります。

それから、２番目のですね、44ページの２款の総務費の要は窓口業務の民間委託の話なんですが、今総務課長からいろいろ答弁がございました。確かに理由はですね、人員不足に対する対応とか、経費の削減、新庁舎に向けての準備、それから地方交付税、これが今度改定されるかも分からん、こういうことでございましたけれども、ただ、今町は、先ほどから何回も言いますように、災害の復旧・復興に全力をですね、つぎ込んでいます。ですから、ほかの係累でその災害の復旧・復興がですね、滞ったり、そこに力がかけられないようなもし状況になるのが、やっぱり我々としては一番心配するところにあるんです。

ですから、ほかの地方自治体はこういう施策をどんどんやってみて、こういう問題点もある、こういう問題点もあるというのが大体洗いざらい出て、何とかこれは益城町としてもやっていける。こういうきちっとした裏づけが出ればですね、本当にこういうのに挑戦してやっていくということについては私も賛同するんですけど、まだ今の段階ではですね、いろんな心配事がいっぱいあって、そして、国の法律もまだ決まっとらん。庁舎の移転までにはまだ少し時間がある。こういう観点から言うと、何で今この早くですね、この時期にバタバタとしてやらなきゃいかんのか。これがちょっと私には理解ができないところがあります。私はそういう感じなんですが、総務課長、もう１回自分なりに何かお考えがあるんだったら教えてください。

それから、有害鳥獣についてはよく分かりました。それで非常に町としても努力をされているんですけども、ただ、全般的にはですね、今の有害鳥獣が非常に益城団地のほうにどんどん入っ

てきてます。この状況から見ると、もう少し金額を上げていかないと、多分有害鳥獣を阻止できないんじゃないかなと、こういうふうに心配をします。特にこの有害鳥獣に対応しておられる人たちからよく聞くのはですね、やっぱり狩猟中に動物にかみつかれたり、こないだはスズメバチに10カ所刺されたそうです。救急車で運ばれたと。こういうこともあって、要はこの人たちに対するけがの場合の補償をですね、これが非常に心配されていましたんで、町としてどういう取り組み方をするのか、これについて２回目の答弁をしていただければありがたいと思います。

それから、４点目の特別会計の予算の中でですね、公共下水道の特別会計の中で、地方債の調書についてはよく分かりました。大体50から55％ぐらいだと。金額にすると38億から40億ぐらいは町の持ち出しだということでございますので、ここらあたりをよく考慮しながらですね、町の財政面を当たっていかなきゃいかんのかなと思います。

２回目の答弁は、もう時間になりましたけども、できたら窓口業務の話と、それから有害鳥獣の話、２点だけ回答していただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君）　総務課長の中桐でございます。９番宮﨑議員の２回目の御質問のほうにお答えをさせていただきます。

恐らく議員の御質問の趣旨は、県内では山鹿と上天草ですかね、の２自治体しかしてない。そのような状況で大丈夫か、裏づけがちゃんとあるのかというような御不安の件の御質問だというふうに思っております。

確かに県内におきましてはですね、本町が今回行おうとしている窓口業務の民間委託を実施している自治体は山鹿市と上天草しかございません。今のところは。しかし、福岡県内の自治体におきましては、私が知る範囲におきましては、春日市、大野城、粕屋、篠栗など、12団体がもう既にこういう窓口業務のほうに入っているというふうに聞いております。

また、本町におきましても、この窓口業務の委託をするに当たりましては、窓口のサービス分科会を職員のほうで11名、窓口に関係する職員を分科会の委員としまして、山鹿市や上天草市に実際視察に行って、向こうのほうの直接話を伺っております。両市のほうからはですね、説明から住民サービスが向上する、あるいは業務の繁忙期、特に業務の４月５月等々６月ですかね、住民の窓口が非常に住民の方がいっぱい来られます。その中でも、委託業者のほうが柔軟に人員の対応をされる、要するに多く人員を配置したり等々で、窓口の待ち時間の短縮ができていますよというような話も伺っております。全国の窓口業務民間化を実施している自治体の事例集がございますけれども、それの中にも同様な意見が挙がっているという状況でございます。

いずれにしましても、今回なぜ今年度にするかというような先ほども御回答のほうはさせていただきましたその理由は、幾つかの点をということでございます。いずれにしましても、現在委託業務の開始につきましては10月からを予定しております。要するに半年間は準備期間ということで、よくこちらのほうも細部について検討していきたいというふうに考えておりますし、国のほうにも推進の窓口がございます。総務省行政管理局公共サービス推進室というところが窓口で

ございます。そちらのほうとも十分と連絡・連携をとりながら、あるいは、全国の先進地の自治体等の意見も聞きながらですね、課題等を一つ一つ潰していって、益城らしい窓口業務のほうの民間委託利用ができればなというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　安田産業振興課長。

○産業振興課長（安田弘人君）　産業振興課長の安田でございます。９番宮﨑議員の２回目の御質問にお答えをさせていただきます。

有害駆除隊が駆除中にけがした場合は、補償につきましては町がどのように考えているかという御質問ですが、益城町有害鳥獣駆除隊の全員が大日本狩猟会共済保険、これは補償額が4,000万円でございます。それと、チャブ損害保険、通称ハンター保険と言いますが、それは補償額の上限が１億円のところがございます。その二つに加入しておりまして、万が一に備えているところでございます。ということでございます。

○議長（稲田忠則君）　午前中はこれで終わります。午後は１時30分から会議を開きます。

休憩　午後０時05分

再開　午後１時30分

○議長（稲田忠則君）　午前中に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

７番吉村建文議員。

○７番（吉村建文君）　７番吉村でございます。

まず、平成31年度益城町一般会計予算書から、それから益城町国民健康保険特別会計から。

まず、一般会計予算書から86ページですね。民生費、児童福祉費13節委託料で、放課後児童健全育成事業委託料として7,798万8,000円が計上されております。これは具体的にどういうことなのか。たしか、９クラブ、学童保育のやつだと思うんですけども。クラブ数の変化があってるかどうか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、101ページ、４款衛生費１項保健衛生費３目環境衛生費の19節負担金補助及び交付金で、スズメバチの駆除補助金が25万円計上されております。これは昨年、私がスズメバチの駆除を言ったと思うんですけども、昨年の実績件数を踏まえて、多分今回は増額したものと思われますので、その具体的な内容をお知らせください。

それから、102ページ、衛生費、保健衛生費13節の委託料、健康ポイント事業業務委託料で947万円、18備品購入費で健康ポイント事業備品購入費で16万円と。この健康ポイント事業は、町長の昨日の施政方針で健康ポイント事業をやると。私は健康ポイント事業については一般質問で何回もお聞きしたと思うんですけども、なぜこれが委託されなくちゃいけないのか。自前でできないのではないかという思いがしますので、この理由をお知らせください。

それから、110ページ、６款農林水産業農業費の19節負担金補助及び交付金で、これは本当わずかで申しわけないんですけども、そのうちの菊池農業高校後援会会費が１万円計上されているんですよ。益城町とどういう関係があるのか。この１万円の趣旨をお知らせください。

それから、127ページ、８款土木費道路橋梁費の社会資本整備総合交付金の委託料で2,600万。機械借り上げ料で20万。工事請負費で１億8,350万。たしか、これは農免道路の改良だと思うんですけども、具体的にもう１回説明をしてください。

それから、133ページ、土木費都市計画費の15節工事請負費で潮井自然公園整備工事が2,400万。具体的にどこをどうするのか。これは先日熊本大学のましきラボで研究発表会があって、そこで学生諸君たちが潮井公園についていろいろ研究発表してたんですけども、そういった意見も聞いてるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、183ページ、災害復旧費、土木施設災害復旧費、公園災害復旧費で、今回も公園災害復旧工事費が7,000万計上されております。具体的な場所をお知らせ願いたいと思います。

以上が一般会計予算で、続きまして、これ、いいんですか。

（自席より発言する者あり）

ここまで。

（自席より発言する者あり）

いいですか。はい。

益城町健康保険特別会計の議案第12号ですね。12号の221ページ、特定健診委託料、人間ドック分で765万9,000円。特定健診料が1,385万2,000円。特定健診委託料がワンコインが295万7,000円計上されてあります。これは去年の７月の広報ましきで、町としては健診受健率を60％を目指しますというふうに昨年言ってて、あと1,560人が健診されたら達成ですということを書いてあったんですけども、もしも昨年度の実態が分かればお教え願いたいと思います。

それから、議案第14号、31年度介護保険特別会計予算の中から、ページ数が253ページ、地域支援事業費、一般介護保険事業費13節委託料、地域包括支援センター運営委託料が2,943万円計上されておりました。これは東部と西部の包括支援センターの運営委託料と思うんですけども、現在、東部・西部人員は何名ずついらっしゃるのか。その実態をお教え願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　木下こども未来課長。

○こども未来課長（木下宗徳君）　こども未来課長木下です。よろしくお願いします。７番吉村議員の御質問にお答えをいたします。

議案第11号、平成31年度益城町一般会計当初予算中、86ページ、３款２項１目13節の放課後児童クラブについての御質問でございます。放課後児童健全育成事業委託料としまして、クラブ数は変わっておりません。９クラブでございます。積算としましては、883万3,000円８クラブ、732万4,000円が１クラブとなっております。これは補助基準の最大値で予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　森部住民保険課長。

○住民保険課長（森部博美君）　こんにちは。住民保険課長の森部でございます。７番吉村議員の２番目の御質問にお答えします。

議案第11号、平成31年度益城町一般会計予算の101ページになります。４款１項３目環境衛生費の19節スズメバチ駆除補助金25万についての質問でございます。スズメバチ駆除補助につきましては、今年度新設しまして、６月の補正予算で20件の20万提案させていただき、御承認いただきました。内容としましては、町内においてスズメバチの駆除業者に委託してその巣を駆除した場合の要する経費に対し、駆除費用の２分の１、上限１万円の補助を交付するものでございます。

本年度の実績は、現在14件の９万4,000円です。今年度、20件の20万を、31年度は25件の25万を計上しましたのは、補正成立後、14件あっていること。昨年４月からの問い合わせが多かったこと。スズメバチの被害は人命にかかわるような重大な事故を起こすおそれがあることなどから、今年度は25件の25万を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　後藤健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（後藤奈保子君）　健康づくり推進課長の後藤でございます。７番吉村議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第11号で102ページ、103ページになります。健康ポイント事業の業務委託ということで、なぜ業務委託かということになりますが、本町の健康ポイント事業は平成27年度に制度設計に着手し、28年度当初予算に計上を行っておりましたが、震災で中断という経緯がございます。

それから数年が経過しまして、周辺自治体の導入状況や、スマートフォンの普及などを踏まえ、多くの住民が参加しやすい制度となりますように再度検討いたしました。また、本町の低迷している特定健診受診率の向上をポイント対象とするなど、従来よりも事業内容を充実させた結果、今回の予算規模となりました。

それから、議案第12号の国民健康保険特別会計の221ページになります。特定健診を60％を目指すということでございますが、データヘルス計画を策定しまして、35年度までに一応60％を目指すということにしております。平成30年度の健診率はまだ出ておりませんが、平成29年度は36.8％となっております。その前の平成28年度は31.3％となっております。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　安田産業振興課長。

○産業振興課長（安田弘人君）　産業振興課長の安田でございます。７番吉村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

予算書の中の110ページをお開きください。６款１項３目の中の19節、真ん中ほどですけども、菊池農業高校後援会会費１万円を計上させていただいております。なぜ計上するのかという御質問なんですが、本町から菊池農業高校には３名在籍しております。その３名の在籍に伴いまして、後援会活動がありますので、その後援会の活動に対しての会費でございます。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　荒木都市建設課長。

○都市建設課長（荒木栄一君）　都市建設課の荒木です。７番吉村議員の御質問にお答えします。

127ページの平成31年度益城町一般会計予算書中の８款２項６目13節の委託料についてお答えさせていただきます。設計委託料2,600万は、現在グランメッセから左に曲がりまして、一番最初のボックスのところが非常に朝夕、広安西小学校生徒さんの交通に非常に危険ということで、ネクスコ西日本さんと協議を重ねまして、今のボックスの南側にですね、３メーター３メーターの自転車歩行者専用道路をですね、ネクスコさんと協議しまして、いい方向に進ませていただいて、今回詳細設計費の2,600万を計上させていただいております。

14節の賃借料は、これは道路の整備の20万円の借り上げの計上でございます。

15節工事請負費ですけども、農免道線の、日赤グラウンド前の農免道線の道路改良工事に約50メーター１億3,000万円。それに、広崎田原線改良工事、木山中の横の橋が落下してる場所ですけども、あそこの広崎田原線の改良工事226メーターに3,650万円。先ほど申しました農免道線に上水道の飛行場への送水管が入っておりますので、道路が二、三メーター高くなりまして、水道管の維持管理ができないということで、移設工事の予算を1,700万計上させていただいております。

そして、133ページになりますけども、８款４項５目の公園費の中の15節工事請負費の2,400万円でございます。これはですね、潮井自然公園整備工事と言いますか、駐車場のところに現在トイレがございません。新たに四賢婦人のトイレとは別にですね、屋外にトイレを建設させていただくものです。これにつきましては、先ほど吉村議員のほうから話がありましたけども、大学との打ち合わせちゅうか、その打ち合わせあたりは行っておりません。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君）　復旧事業課長の増田でございます。７番吉村議員の御質問にお答えいたします。

御質問は平成31年度益城町一般会計予算書中の183ページになります。11款災害復旧費２項土木施設災害復旧費３目公園災害復旧費15節工事請負費、これはどこをやるのかという御質問ですけども、こちらのうち6,000万円は総合体育館、今新しくつくり直しておりますが、従前の体育館にエントランスから西館の駐車場に向かって、幅２メーターほどの屋根つきがあったと思いますけども、あれが今回災害査定で認められてなかったということで、今回それをつけると。もとのような形に、ちょっと形状は変わるかもしれませんけどもつけるということと、あと1,000万円はですね、木山城址公園、災害復旧工事をやっておりますが、こちらが予算査定の段階でどうも終わるかどうか分からないということが出てきました。今のところ何とか終わりそうなんですけども、それが予算がないと引き続き工事ができないということで、1,000万円上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　深江福祉課長。

○福祉課長（深江健一君）　福祉課長の深江です。７番吉村議員の質問にお答えします。

議案第14号、平成31年度益城町介護保険特別会計予算書中、253ページ、５款３項１目13節の中の地域包括支援センター運営委託料のうち、地域包括支援センターの人員はそれぞれ何人いるかということでよろしいでしょうか。東部圏域のほう、西部圏域のほう、それぞれ３名です。職種については、社会福祉士、保健師またはそれに準ずる看護師が１名、それから主任介護専門支援員が１名のそれぞれ１名ずつで、合計それぞれ３名ということになります。

また、包括支援センターによっては管理者を別に置くこともあります。ただ、うちの算定といたしましては、一人頭400万円掛けるの３掛けるの基礎額100万円に人口割りを足した金額で、それぞれ東部のほうでですね、1,424万円。西部圏域のほうで1,519万円。合計が2,943万円というふうになっております。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　７番吉村議員。

○７番（吉村建文君）　31年度一般会計予算で、菊池農業高校の後援会会費が３名の職員というのは。

（「高校生が在籍」と呼ぶ者あり）

高校生が。

（「３名。益城町から」と呼ぶ者あり）

益城町からいる。

（「はい。在籍」と呼ぶ者あり）

在籍してる。で、その公平性に係る。

（「これ、元卒業生も大分いらっしゃいますので、卒業生と在籍者が３名いらっしゃって」と呼ぶ者あり）

基本的には１万円と言ってもですね、うちの町の予算から出してるわけですから、この菊池農業高校だけ何で、第二高校はどうなんだという、ほかの高校はどうなんだということになると思うんです。これが去年も後援会会費で計上されてたんです、見たら。またその前年度もなってるのかどうか分かりませんけども、これは行政上ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけども、その辺の見解をまたお伺いしたいと思います。

それから、健康保険事業の221ページの健康受診率を60％目指しますと言ってて、27年度が31.3％。28年が36.8％。５％ずつぐらいしか上がってないんですね。それを35年度で60％を目指すのは非常に難しいんではないかと思うんですけども、これは国からのお金の算段もあると思うんですけども、今回の健康ポイントもこの人間ドックとか、そういったのを受けられた分はまたポイントしますということなんですけども、そのほかにですね、何か方策とか考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　安田産業振興課長。

○産業振興課長（安田弘人君）　産業振興課長の安田でございます。７番吉村議員の２回目の御

質問にお答えをさせていただきます。

菊池農業高校の後援会の会費につきましては、私どもも30年ぐらい前から農政課におりまして、ずっと執行していたような状況でございます。ただ、今回の件につきましては、一旦保留という形で計上だけして、適切なことがなければ、要は保留をして執行しない、そういうのも一考かと思います。ただ、正直申し上げまして、卒業生がいらっしゃる市町村にはほとんど全てのところに後援会の会費として１万円とか、人数に応じましてそういったのを菊池農業高校のほうから来ております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　後藤健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（後藤奈保子君）　吉村議員の２回目の御質問にお答えをさせていただきます。

60％を目指すということであるが、受診率のアップに対する方策はということでございますが、健康ポイント事業も関係してまいりますが、現在集団健診のみでの特定健診とましき健診等を行っております。それを個別健診と言いまして、各町の医療機関でも受けられるような形をとりたいと思って、今医療機関と交渉を重ねているところでございます。

それから、人間ドックの委託機関が現在日赤、済生会、高野病院、総合保健センターの４カ所になっておりますが、来年度からＪＡ厚生連を１カ所追加いたしまして、皆様に受けやすい形をとっております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　７番吉村議員。

○７番（吉村建文君）　先ほどの菊池農業高校後援会会費については、計上しているけども、保留すべき分は保留するという回答を得ましたので、益城町で農業高校は菊池農業高校だけではなく、またいろいろな高校に行ってるわけですから、高々１万とは言えども、公平性を期するためにも、ぜひ保留にしていただければと思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君）　14番中村です。

議案第11号、31年度益城町一般会計予算の中から、２点と言いますけども１カ所からになりますが、140ページの18節ですね。前のページの139ページの２目の消防施設費の中の18節、この中でですね、15節の工事請負費、消防団詰所建設費というのが8,000万組んであります。これ４カ所分と言ったかな。それと、この消防詰所建設費、188ページですね。これ187ページの11款災害復旧費の中の１目その他公共施設、公共施設災害復旧費の中で、188ページの15節。ここでも消防団詰所建設、ここでは工事費となっております。この二つに分かれておりますが、建設費で二つに、工事請負費が二つに分かれておりますが、188ページのほうは造成工事の工事費と書いてあるけど、造成工事なのかな。それとも両方とも詰所の建設なのか。その辺ちょっとどちらなの

かですね。30年度で組んだ消防詰所の建設費というのは１棟が670万ぐらいしか予算を計上しなかったと思うんですが、今回は４棟で8,000万ということは、１棟2,000万ということになりますが、そこ辺の違いがどうなのか。ちょっとその辺をお教え願いたいと思います。

それから、同じ140ページの18節の備品購入費で、常備消防のほうの益城消防署車両購入費１億6,654万とありますが、この消防車両の、これ１台なのか。そして、もし１台とすれば相当大きな、大型の消防車になるのかですね。普通消防車は１億ぐらいするでしょうけども、１億6,600万ちゅうとどういう車両なのか、その辺をちょっとお教え願いたいと思います。

その２点です。

○議長（稲田忠則君）　金原危機管理課長。

○危機管理課長（金原雅紀君）　危機管理課長の金原でございます。14番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、一般会計の予算書ですけれども、140ページですね、最初がですね。最初、140ページの工事請負費、消防団の詰所の建築費8,000万円ですけれども、この件につきましては、詰所４カ所でございまして、広崎、木山、寺迫、堂園の４カ所分でございます。この建てかえにつきましては、災害復旧ではございませんで、緊急防災・減災事業債を活用した建てかえの分となっております。１カ所2,000万円掛けるの４カ所ということで、最近工事費がかなり高騰しておりまして、前年度600。

（「670万」と呼ぶ者あり）

はい。計上しておりましたけれども、現在の状況を見ましてですね、１件2,000万円で計上させていただいているところです。

続きまして、188ページの詰所の工事請負費でございますけれども、こちらは災害復旧費で対応します工事費でございまして、東無田、小池、惣領が詰所の建てかえで2,000万円掛けるの３カ所分。それと、平田につきましてが格納庫の建てかえということで、こちらが600万円ということで、6,800万円計上させていただいております。

続きまして、戻りまして140ページですかね。140ページの備品購入費。益城西原消防署の車両の購入費でございますけれども、こちらにつきましては、救助工作車ですね。救助工作車が１億2,990万円ほど計上させていただいております。あとがですね、高規格の救急自動車、救急車ですけれども、これが3,663万円ほど計上させております。両車両とも緊急防災・減災対策事業債で対応する予定にしております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　14番中村議員。

○14番（中村健二君）　140ページの15節の分と188ページの15節、工事請負費は両方ともこれは消防詰所の建設ということで、両方とも１棟が2,000万見てるということですけども、昨年度予算計上された小峯の消防詰所についてはまだ建設に至ってませんが、これは670万だったと思います、予算計上は。それで建つのか。建たなければ補正を組んどかないかんのじゃなかろうかと思うんですけど、その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（稲田忠則君）　金原危機管理課長。

○危機管理課長（金原雅紀君）　危機管理課の金原です。中村議員の２回目の御質問にお答えいたします。

確かに昨年度ですね、１件当たり670万円で消防詰所の建てかえということで予算計上させていただいておりますけれども、現在までのところですね、地元の要望ですとか、どこに建てるとか、あとは４車線化で立ち退きにかかるとか、そういった事情で今のところまだ建てかえの工事は１件も終わってない状況でございます。一応予算計上してあります分で３カ所分はですね、建てかえが可能になりますので、その分の今設計を行っておりまして、来年度に予算を繰り越して工事は行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　14番中村議員。

○14番（中村健二君）　３カ所分を予定してるというような話だったんですが、何か建設が困難で、またどっちが道路にかかるとかいろんな問題があるとかって言ったんですが、小峯の場合は設計も出して、設計がもう終わってるんじゃなかろうかと思うんですがね。ただ、その辺はもう設計出してるとか、まだ戻って。設計でももう補正で随分早く組みましたんでね。30年度の予算の。何月だったかな。何月かで組んで、建設費も組んでですね。その辺で、これもこの３棟と４棟の７棟分も30年度では全体で8,000万、11棟8,000万ぐらいの予算を組んどったと思うんですよ。それが今度はここで組みかえてあるということですけども、そっちの分、今３棟建てかえようとかしてる部分に対しては、その辺の予算の変更はなくても、どうなんですかね。その辺が予算がまだ補正も組んでないというんであれば、それはいつできるやら。こっちはもう組みかえで組んであるから、31年度でやるということになるわけですけども、その30年、本年度で、もうあと日にちも少ないですけども、その辺がどうなっているのか。設計がまだ終わっとらんのかどうなのか。その辺もちょっと伺いたいと思いますが、一応30年度ではもう建設に至りますということで、一度はちゃんとあそこ測量じゃないけども、はかりには来てますもんね。そういうこともあるもんですから、ちょっとどうなってるのかなと。その辺の予算の都合もちょっとお聞かせください。

○議長（稲田忠則君）　金原危機管理課長。

○危機管理課長（金原雅紀君）　危機管理課の金原です。中村議員の３回目の御質問にお答えさせていただきます。

小峯の分についてお尋ねされましたけれども、小峯の分につきましてはですね、これも30年度で予算を組んでおりまして、一応31年度に繰り越しをして工事をするような形で今進めておるところでございます。

あと、今設計をしている段階ですけれども、設計をですね、早目に終わらせまして、工事につきましては、未契約という形になるかと思いますけれども、未契約での繰り越しをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　ないようですので、議案第11号「平成31年度益城町一般会計予算」から議案第17号「平成31年度益城町水道事業会計予算」までの質疑を終わります。

次に、議案第18号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第26号「町道の路線認定について」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。ないようですので、議案第18号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第26号「町道の路線認定について」までの質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第６号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）」から議案第26号「町道の路線認定について」までの21議案については、お手元に配付してありますとおり常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）」から議案第26号「町道の路線認定について」までの21議案につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の日程を全部終了いたしました。これにて散会します。

散会　午後２時12分

平成31年第１回益城町議会定例会会議録

１．平成31年３月５日午前10時03分招集

２．平成31年３月７日午前10時00分開議

３．平成31年３月７日午後２時05分散会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　役場仮設庁舎別館２階本会議場

６．議事日程

日程第１　一般質問

７番　吉村建文議員

５番　榮　正敏議員

11番　寺本英孝議員

７．出席議員（17名）

１番　上村幸輝君	２番　下田利久雄君	３番　冨田徳弘君
４番　松本昭一君	５番　榮　正敏君	６番　中川公則君
７番　吉村建文君	９番　宮﨑金次君	10番　坂本　貢君
11番　寺本英孝君	12番　坂田みはる君	13番　石田秀敏君
14番　中村健二君	15番　竹上公也君	16番　渡辺誠男君
17番　荒牧昭博君	18番　稲田忠則君	

８．欠席議員（０名）

９．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長　　西口博文

10．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	土木審議監	持田　浩君
危機管理監	今石佳太君	会計管理者	髙森修自君
総務課長	中桐智昭君	総務課審議員	塘田　仁君
総務課審議員	冨永清徳君	企画財政課長	山内裕文君
生活再建支援課長	姫野幸徳君	税務課長	坂本祐二君
住民保険課長	森部博美君	こども未来課長	木下宗徳君
健康づくり推進課長	後藤奈保子君	福祉課長	深江健一君

産業振興課長	安　田　弘　人　君	都市建設課長	荒　木　栄　一　君
公営住宅課長	河　内　正　明　君	復旧事業課長	増　田　充　浩　君
復興整備課長	坂　本　忠　一　君	復興整備課審議員	米　満　博　海　君
危機管理課長	金　原　雅　紀　君	学校教育課長	福　岡　廣　徳　君
生涯学習課長	吉　川　博　文　君	水 道 課 長	森　本　光　博　君
下水道課長	水　上　眞　一　君		

開議　午前10時00分

○議長（稲田忠則君）　皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程、一般質問に入る前に、昨日の総括質疑において、７番吉村議員の質疑について、福祉課長から答弁を訂正したいとの申し出があっておりますので、発言を許します。

深江福祉課長。

○福祉課長（深江健一君）　おはようございます。福祉課長の深江でございます。

昨日３月６日の総括質疑におきまして、７番吉村議員の議案第６号、平成30年度益城町一般会計補正予算書（第４号）中26ページ、３款１項１目20節の扶助費について、障害児施設給付費が増加した理由と、町内に施設は何カ所あるかの質疑につきまして、改めてお答えさせていただきます。

まず、給付費が増加した理由については、きのうと同様、利用者及び障害児通所給付費が増加したためです。

次に、現在、町内にある障害児施設は、ピアサポートぴあすまいる、それからピアサポートきっずぴあ、それから障害児通所支援事業所あすでい、それから子ども支援室みらい益城教室、多機能型事業所キッズキングダムの５カ所でございます。この５カ所で放課後等デイサービスを行っております。

また、障害児通所支援事業所あすでい、それから子ども支援室みらい益城教室、それと多機能型事業所キッズキングダムでは、児童発達支援のほうも行っております。以上です。申しわけございませんでした。

○議長（稲田忠則君）　本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は３名です。

１番目に吉村建文議員、２番目に榮正敏議員、３番目に寺本英孝議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第１　一般質問

○議長（稲田忠則君）　それでは、日程第１、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

７番吉村建文議員。

○７番（吉村建文君）　おはようございます。７番、公明党の吉村建文でございます。朝から傍聴に来ておられる町民の皆様に、改めて感謝をいたします。本日も、真摯に一般質問をさせていただきます。

熊本地震からもう３年がたとうとしています。改めて、震災によりお亡くなりになられた方々、そして、その御遺族に対しまして、心から哀悼の意をささげますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

益城町も、復旧の足跡が形になってきました。災害公営住宅の一部完成、第五保育所の落成、学校給食センターの落成、県道28号線の４車線化の一部起工式など、住民の方々にも目に見えて形となってきつつあります。

本日は、５点にわたって一般質問をさせていただきます。

１点目、児童虐待防止の推進について。

２点目、町内の幼稚園、保育園の現状について。

３点目、仮設団地の集約について。

４点目、防災・減災対策強化について。

５点目、水道事業の基盤強化について。

以上、５点について質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。

千葉県野田市で、10歳の女児が虐待死した事件が連日報道されていましたが、大変痛ましい事件であると思います。そこで、現在、本町において児童虐待の事例は何件あるのでしょうか。また、その対応について、本町では、どのように取り組んでいるのかお伺いします。そして、本町として掌握できる、住民登録のある全ての子どもに対して見守りネットワークを構築し、定期的な見守りを実施し、児童虐待の早期発見を構築すべきではないかと思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　おはようございます。平成31年第１回益城町町議会定例会も三日目を迎えております。本日は一般質問ということで、３名の議員の皆様の質問をいただいております。しっかり答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。また、傍聴席には、早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

それでは、７番吉村議員の一つ目の御質問、児童虐待防止の推進についてのお答えをさせていただきます。

まず、御質問の１点目、現在、本町において児童虐待の事例は何件あるのかにつきましては、虐待として受理している現時点での件数は、身体的虐待７件、心理的虐待11件、育児放棄などのネグレクトが10件の合計28件です。

次に、御質問の２点目、その対応について、本町はどのように取り組んでいるのかにつきましては、要保護児童対策及びＤＶ対策地域協議会を設置しまして対応しており、その協議会におき

まして、虐待事案の個別ケースに関して、担当者レベルで適時検討する個別ケース検討会議を積極的に開催し、具体的かつ即時に対応できる体制を整えています。

具体的な取り組みとしましては、協議会の構成員の代表者によります代表者会議を実施し、支援活動が円滑に機能するよう、環境整備を行っています。あわせて、実務者会議におきまして、虐待事案の全ケースの実態把握や、支援方針や課題の検討、啓発活動の実施を、また、個別ケース検討会議におきまして、関係機関で共通認識を持ち、役割分担の決定や具体的な支援内容の検討を行っているところです。

次に、御質問の３点目、住民登録のある全ての子どもに対して見守りネットワークを構築し、児童虐待の早期発見を構築すべきではないかにつきましては、それにかわる事業としまして、こんにちは赤ちゃん事業で家庭環境の把握に努め、乳幼児健診を全家庭に受診してもらうことにより、心身の発育や健康状態を把握し、支援が必要な子どもや家庭に対しましては、継続的な見守りを実施しているところです。また、就学後におきましても、学校単位での見守りを実施しているところです。

児童虐待につきましては、全国的にも大きな問題となっているため、本町におきましても、今後とも、関係機関と連携をとりながら、児童虐待の早期発見と防止に努めてまいります。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　虐待として受理している件数が合計28件あるとの回答でしたが、この件数が、益城町の人口に対して多いのか少ないのか分かりませんが、私は多い気がします。町長はどのように思われますか、お伺いします。

それでは、その対応についてでありますが、虐待事案の個別ケースに対して、担当者レベルで個別ケース検討会議を積極的に開催し、具体的かつ即時に対応できる体制を整えているとのことですが、１、まず、個別ケース検討会議とは、具体的に、本町においては何名ぐらいの人が配置されているのかお伺いします。

２、また、具体的取り組みとして、代表者会議を開く、実施すると回答されていますが、代表者会議のメンバーは何名いるのか。

３、また、実務者会議とは何名の構成になっているか、お伺いしたいと思います。

また、見守りネットワークの構築に関しては、児童虐待の早期発見を構築すべきではないかとの質問に対し、本町では、こんにちは赤ちゃん事業がそれにかわる事業であるとの回答でした。また、就学後においても、学校単位で見守りを実施しているとの回答でしたが、児童相談所、教育委員会、学校などの関係機関の対応については、今後の検討が待たれますが、今、学校、園で何ができるか、それぞれ足元を見直すことが必要なのではないでしょうか。

特に学校、園に対しては、幼児、児童生徒と接する中で、児童虐待を速やかに発見し、関係機関につないでいくことが要請されると思いますし、不自然な外傷、連絡のない欠席が続く、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなどは、最前線にいる教職員だから察知できることであるとも思います。

政府は、2022年度までに、子育ての悩みなど、相談に応じる子ども家庭総合支援拠点を全市区

町村に設置する目標を掲げていますが、本町では、子ども家庭総合支援拠点の設置状況はどうなっているのかお伺いします。

公明党は、児童虐待の防止に一貫して取り組んできました。2000年には、児童虐待防止法の制定をリードし、これにより、児童虐待の定義、１、身体的虐待、２、性的虐待、３、育児放棄、４、心理的虐待や、虐待を発見した場合の通告義務を明確化しました。

また、電話で虐待の通告などができる児童相談所の全国共通ダイヤルの３桁化も提案し、2015年７月から「189（いち早く）」の運用が開始されました。ちなみにではありますが、執行部の方でこの189に電話をされた方はどれぐらいいらっしゃいますか、挙手をお願いします。189。これが現実の実態ですね。

私も実際にスマホから189に電話したところ、音声案内があり、22.5秒に約10円の料金がかかること、自分の住んでいる郵便番号を言うと、最寄りの児童相談所につながることが分かりました。ちなみに熊本県では３カ所、熊本市と八代市、人吉市を管轄する八代児童相談所、それ以外の地域対象の福祉総合相談所。益城町は、日赤の並びにある福祉総合相談所が担当しているとのことでした。

子どもの命を守ることは最優先でありますが、目指すべきゴールは、子どもが安全に、家で家族と生活することであると思います。町全体で意識を変え、子育ては地域全体で笑顔の声かけを、そして189の活用を益城町全体で取り組んで、子育てしやすい益城町にしていくことが大事であると思います。広報紙等にも、この全国共通ダイヤルの「189（いち早く）」を再度掲載することを望みますが、町長の見解をお伺いします。

なお、今年２月に成立した18年度第２次補正予算には、通話料を無料化するための費用が計上されており、準備が整い次第、無料化が始まる予定になっています。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　７番吉村議員の２回目の御質問にお答えします。

まず、28件は多いと思いますかということですが、比較事例もございませんので、一概には言えませんが、増加傾向にあるとは感じています。

次に、個別ケース検討会議は何名配置されているかということですが、対象となる子どもの所属などによりまして、参加メンバーは変わってきます。例えば小学生であれば、校長先生、担任教諭、養護教諭などの教育機関や、放課後等デイサービスなどの福祉事業所、その他教育委員会、ケースによりましては、児童相談所や警察も加わる場合がありますが、実質的な支援にかかわる者で構成し、大体10名前後となります。

次に、代表者会議のメンバーは何人いるのかにつきましては、平成30年度は27名です。熊本地方法務局人権擁護課、御船警察署、中央児童相談所、小中学校、幼稚園、保育所、社会福祉協議会、医療機関代表、民生児童委員などの代表者で構成されています。

次に、実務者会議は何名の構成になっているのかにつきましては、28名です。代表者会議構成機関の実務者で構成されています。

子ども家庭総合支援拠点の設置状況についてですが、益城町は未設置の状況です。まずは、平

成31年度から、子育て世代包括支援センターの母子保健型を保健福祉センターに設置するよう準備に入ります。平成32年度から、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象に相談業務などを行い、次の段階で、子ども家庭総合支援拠点への施策へと進めてまいりたいと考えています。

最後に、全国共通ダイヤルの「189（いち早く）」の周知についてですが、金融機関や医療機関45カ所にポスター掲示とリーフレット設置の依頼を行いました。今後も、広報などで積極的に周知を図ってまいります。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　ぜひ、「189（いち早く）」の全国共通ダイヤルの徹底を図っていただきたいと思います。

次に、先日、３人の幼子を持つ若いお母さんから住民相談を受けました。益城町に転入して、保育園に入らせたいのですが、役場に行って申請をしたが、順番待ちで、すぐには入園できないで困っているとのことでした。

政府は２月12日の閣議で、幼児教育、保育を無償化する子ども・子育て支援法改正案を決定しました。今年10月の消費税10％への引き上げによる増収分を財源に充てることになっています。３歳から５歳児は、原則、全世帯、０歳から２歳児は住民税非課税世帯が対象になっています。10月１日から、認可保育所など、利用料が無料になります。また、公明党のリードで、認可外施設も補助額に上限を設けて無償化されるようになりました。

認可保育所や幼稚園、認定こども園に通う３歳から５歳児は、世帯の年収にかかわらず、全額無料です。認可外施設は、共働き世帯など保育の必要性があると認定された３から５歳児は、月３万7,000円、０から２歳児は４万2,000円をそれぞれ上限に補助することになりました。

そこで、お伺いします。現在、本町では、１、保育園、幼稚園、認定こども園は幾つあるのか。

２、無認可の保育園は幾つあるのか。

３、４月から新入園児が入ってきますが、その認定はどのようにしているのか。

４、現在、本町において、待機児童はどれぐらいいるのか。

５、そして、待機児童に対して本町はどのような取り組みをしているのかお伺いします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　７番吉村議員の二つ目の御質問、町内の幼稚園、保育園の現状につきましてお答えします。

まず、御質問の１点目、現在、本町には、保育園、幼稚園は幾つあるのかにつきましては、現在、本町には、認可保育園が町立５園、私立６園でございます。また、地域型の小規模保育園が６園ございます。幼稚園は、町立が２園です。これに加えまして、認定こども園が１園です。合計で20園となっております。

次に、御質問の２点目、認可外保育園は幾つあるのかにつきましては、認可外保育園は、企業内保育所を含めて４園となります。

次に、御質問の３点目、４月から新入園児が入ってくるが、その認定はどのようにしているのかにつきましては、保護者などの就労状況について点数化をし、高いほうからの入園となってお

ります。支給認定申請時に、支給認定申請・保育所等利用申し込みガイドをお渡しして、点数についてのお知らせをしています。

次に、御質問の４点目、現在、本町において待機児童はどのくらいいるのかにつきましては、２月１日現在で78名です。

次に、御質問の５点目、待機児童に対して、本町はどのように取り組みをしているのかにつきましては、継続して、毎月、入園調整を行っております。それに加えまして、益城町待機児童緊急支援助成事業補助金により、認可外保育施設を利用し、認可外保育園の保育料を上回った人に対して、年４回、３カ月分を補助金として支給します。補助金額は、一月の上限額が０歳児１万円、１歳から３歳児が9,000円、４歳から５歳児が3,000円です。

また、町が定員を100名増やす計画を立て、それに応募されました認可保育園が１園、４月よりオープンします。これに加えまして、内閣府子ども・子育て支援新制度を活用し、企業主導型保育事業で２園の認可外保育園が来年度中にオープンする予定です。今後の待機児童の解消に大きく貢献できると考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　町の現状はよく分かりました。待機児童解消に向けての対策も十分だと思います。ぜひとも、この待機児童の解消に向けて、今後とも対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、仮設住宅の集約についてお伺いします。

２月14日の熊日新聞で、仮設住宅などに入居する被災者が、１月末現在で１万9,193人になったと熊本県は報告しました。昨年12月末時点で、益城町に居住する仮設住宅が953戸、入居率が61％になったが、仮設住宅の住民の方々より、集約について多くの不安の声をお聞きしています。

そこで、本町は、仮設住宅の集約について、どのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

１、仮設住宅で地権者が延長を認めている住宅はどれぐらいあるのか。

２、基本的な考え方として、幾つぐらい集約を考えているのか。

３、集約の時期について、現在いつごろを計画しているのか、お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　答弁の前に、先ほどですね、認可保育園の保育料を上回った人に対しということで、その部分を「認可外保育園」の保育料を上回った人ということで、「認可外」と間違って表現してしまいましたので、訂正をよろしくお願いします。

それでは、７番吉村議員の三つ目の御質問、仮設住宅の集約についてお答えをします。

まず、御質問の１点目、地権者が延長を認めている団地はどのくらいあるのかにつきましては、昨年７月に、地権者の皆さんに対し、貸付期間の意向確認を含めたアンケート調査を実施しております。その中で、３年以上貸し付け可能という方が76％という結果が出ております。また、現在、本年４月以降の延長に関する説明会を実施しておりますが、その中でも、地権者から、すぐに土地を返してほしいという意見は出ておりませんので、延長につきましては、おおむね理解は

得られていると思っております。

次に、２点目及び３点目の御質問、集約の時期につきましては、建設型仮設住宅の入居者の中から、自分の仮設住宅はどうなるのだろうという心配される声も聞こえてきているところであり、ここで、町の基本的な方針につきましてお答えをしたいと思います。

今年の１月末現在の建設型仮設住宅の入居率は59.5％ですが、共同型災害公営住宅への転居が進みますと、入居率が約20％に減少する見通しです。そうなりますと、仮設団地内の相互見守りや自治会によるコミュニティーが弱まり、新たに防犯上の問題も心配されるところであります。入居者の皆様が安心・安全に暮らせるように、計画を丁寧に説明した上で、関係機関と連携を図りながら仮設住宅を集約いたします。

まずは３月中に、仮設住宅入居者に対して、集約の考え方、入居の見通し、大まかな集約の時期をお示ししたいと考えております。具体的な集約の時期につきましては、地権者の皆様の理解を得た上で、仮設団地ごとのスケジュールを入居者の自宅再建時期が把握できる８月ころに公表し、来年の６月をめどに集約を開始したいと考えております。

仮設住宅入居者への周知方法につきましては、今後発行予定の復興ニュースや、町ホームページへの掲載などでお知らせしたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　仮設団地の集約については、数多くの住民の方々より、その時期がいつになるのかとの声を聞いています。今回、仮設団地ごとのスケジュールを、入居者の自宅再建時期を確認した後に、今年の８月ごろにお示しし、来年の６月をめどに集約を開始したいとの町執行部の意向が分かって、仮設団地の住民の方々も安心されると思います。

現在、仮設団地を回る機会があるのですが、住民の方々より、団地の自治運営についての悩みをお聞きすることがあります。それは、仮設団地が発足した当時は、会長なり副会長、会計などを担当してくれている方々がいたが、半数の方々が自主再建され、仮設団地を退去された今、その役を担ってくれる人が少なくなっている現状を、何とかならないでしょうかというお声をお聞きしています。町当局として、何らかの対応はなされるのかお伺いします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　７番吉村議員の２回目の御質問、自治会運営を担う会長、副会長など、役員のなり手が少なくなってくる状況に対する町の対応についてにお答えをします。

現在、仮設団地におきまして24の自治会が発足し、それぞれの自治会から町に対し、役員の届けがなされ、コミュニティー形成や美化運動を中心に、役員の方々の活動により自治会は維持されているものと認識しております。しかし、吉村議員御指摘のとおり、今後は自治会役員のなり手が少なくなり、自治会運営が難しくなることも十分予想されます。

仮設団地の自治会運営につきましては、自治会発足当初から、ＮＰＯ団体などに御支援いただいており、平成29年度からは、町からの委託事業として、現在まで継続してその役割を担ってもらっているところです。今後予想される自治会役員のなり手不足に対しましては、委託先のＮＰＯ団体などとその課題を共有し、自治会役員の負担軽減を図りながら、仮設団地内のコミュニテ

ィー維持のために、自治会の継続に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　仮設住宅にお住まいの住民の方々、非常にその役員自治について悩んでおられますので、ぜひ、町としてもＮＰＯ団体とその課題を共有して、役員の負担軽減を図っていただきたいと思います。

次に、防災・減災対策強化についてお伺いします。

まず１点目、昨年の町議会で一般質問した町内全域のハザードマップは、いつごろ配布予定なのかお伺いします。

２点目、これも昨年の一般質問でお伺いしたものですが、災害時に避難所となる小中学校の体育館への冷暖房設置についてですが、本年２月の衆議院予算委員会で、公明党の高木美智代議員が質問されたのに対し、柴山文部科学大臣は、体育館などへのエアコンの設置に向けては、自治体の実質負担が大幅に抑えられる総務省所管の緊急防災・減災事業債が活用できると明言し、地方自治体に周知したいと述べられましたが、その後の本町の取り組みはどうなっているのでしょうか、お伺いします。

３点目、自主防災組織の拡充と防災士登録者数の増加推進について、本町の取り組みをお伺いします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　７番吉村議員の四つ目の御質問、防災・減災対策強化についての１点目、ハザードマップの配布時期についてお答えします。

ハザードマップにつきましては、６月補正で予算を計上させていただいたところでありますが、基図となる住宅地図が昨年10月に震災後初めて更新されましたことから、その最新の地図をもとに、浸水想定区域、土石流危険区域等災害危険箇所、避難所の位置図、また熊本地震の概要や防災関係機関の連絡先、個人で記入できる緊急連絡先欄など、多くの情報を集約した利用しやすいハザードマップを作成しており、現在、最後の確認作業を行っております。

また、体裁につきましては、冊子型となっており、最後のページにはポケットがついており、更新された際の地図や、ほかの配布物をファイルできる便利なものとなっております。配布時期につきましては、本年４月を予定しております。

○議長（稲田忠則君）　酒井教育長。

○教育長（酒井博範君）　７番吉村議員の防災・減災対策強化についての２点目、指定避難所となる小中学校体育館へのエアコンの設置についての御質問にお答えいたします。

確かに小中学校の体育館には、現在、エアコンは設置してございませんけれども、全ての小中学校の普通教室、特別教室などにはエアコンが設置してあります。必要な場合には、特別教室などを避難所として使用することは可能であります。

また、現在建設中の総合体育館では、緊急防災・減災事業債を活用し、従来のメーンアリーナに加えまして、サブアリーナ、武道場にもエアコンを設置する予定でございます。このことも含めまして、今後、関係各課と協議しながら検討してまいりたいと考えております。以上でござい

ます。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　７番吉村議員の四つ目の御質問の３点目、自主防災組織の拡充と防災士登録者数の増加推進の取り組みについてお答えをします。

まず、自主防災組織につきましては、自助、共助、また、自分たちの地域は自分たちで守るという理念に基づくもので、町としましても、最重要施策の一つとして、その設立支援に力を入れているところでございます。これまでに、小学校区単位１団体、行政区単位２団体の計３団体が設立されており、自主防災組織の世帯カバー率は約30％となっています。

今後も、各地区におきまして設立支援を行い、平成34年度までにカバー率100％を目指してまいりたいと考えております。

なお、自主防災組織に対する支援につきましては、現在、益城町自主防災組織設立事業補助金交付要項により、防災資機材購入費などに充てるための補助金を、５万円を上限に設立時に交付しておりますが、今後、要項を改正し、それに加えて、活動を支援するための補助金を年２万5,000円を上限に交付したいと考えており、新年度予算に計上させていただいているところでございます。

次に、防災士登録者数の増加推進についてですが、現在、町としましては、県主催の防災士養成講座「火の国ぼうさい塾」へ受講希望者を推薦することにより、防災士の資格を取得していただき、地域防災力の向上に努めているところです。しかし、町からの推薦につきましては人数に制限があり、希望者全員が受講することはできない状況であります。また、本町は、災害に強いまちづくりを目指しているところでもあり、来年度以降、町独自の防災士養成講座を開設し、多くの町民の皆さんや町職員の受講を可能にしたいと考えております。

また、資格取得後は町へ登録していただき、より一層の地域防災力の向上を図ってまいります。新年度予算には、そのための経費を計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　ハザードマップについて、もう少し具体的に説明をお願いします。

体育館へのエアコンの設置については、ぜひ県、国に対してアプローチをかけてほしいと思います。手を挙げる努力をお願いします。

現在建設中の総合体育館のサブアリーナ、武道場にエアコンが緊急防災・減災事業債を活用して設置されることは、非常にありがたいことだと思います。

また、町独自の防災士養成講座を開設し、多くの町民や町職員の受講を可能にしていこうとする今回の施策は、非常によいものだと思います。広報紙等で参加を呼びかけていただきたいと思います。

また、防災士養成講座の開催はいつごろを予定しているのかお伺いします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　まず、ハザードマップについての２回目の御質問にお答えします。

体裁につきましては、Ａ４サイズ冊子版、ポケットつき、中とじ、カラー印刷で、表紙回り４ページ、地図面８図16ページ、全体区割り図１図２ページ、防災関連記事８ページで構成されております。繰り返しになりますが、最終ページにはポケットがついており、地図が更新された際などにはファイルできるようになっております。

納期の関係で、本日は現物をお見せできませんが、４月１日には全戸配布する予定にしておりますので、各家庭におきまして、利用していただきたいと考えております。

次に、防災士養成についての２回目の御質問にお答えします。

防災士養成講座につきましては、土曜日及び日曜日の開設を予定しておりますが、例年、秋ごろまでは多くの行事が行われており、それらの行事の日程を確認しながら、また、講師、開催場所などにつきましても調整を行いながら、できれば秋以降に開催したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　防災士養成講座につきましては、秋以降に開催したいといった回答をいただいております。ぜひ、防災士に関しましては、町民の皆様、また町職員の皆様にぜひ受講をされていただきたいと思っております。

最後に、昨年12月４日に、主に各市町村が経営する水道事業の基盤強化を目指す水道法改正案が可決されましたが、本町では、この問題にどのように取り組まれているのかお伺いします。

この改正案は、官民連携の新たな仕組みで、そのポイントは、１、あくまでも選択肢の一つである。

２、議会の議決・大臣の許可が必要である。

３、料金の枠組みは条例で設定する。

４、業務状況など、日常的に監視。

５、災害対応は事前に取り決めすることが挙げられます。

具体的な内容として、水道事業者に対し、施設台帳の作成、保管を義務づけ、計画的に施設を更新する努力義務などを課します。

また、広域連携では、国による基本方針の策定とともに、都道府県の役割を明確化して、市町村を越えた調整を行いやすくします。また、蛇口やトイレなどの給水装置の工事をする工事事業者の指定制度についても、業者の資質を保つため、５年ごとの更新制とする。また、官民連携については、施設の所有権を自治体が有したまま民間が運営するコンセッション方式を導入しやすくするとなっています。

ところで、住民にとって大切なライフラインの一つである水道事業の益城町の現状はどうなっているのでしょうか。この点についてもお伺いします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　７番吉村議員の五つ目の質問、水道事業の基盤強化について、昨年12月に水道法改正案が可決されたが、本町では、この問題に対してどのように取り組むのかについてお答えいたします。

今回の改正は、水道管の老朽化などに伴う施設の更新、少子化による水道料金収入低下による経営悪化が懸念される水道事業の基盤強化を図る目的としまして、一つ、関係者の責任の明確化。

２、広域連携の推進。

３、適切な資産管理の推進。

４、官民連携の推進。

５、指定給水装置工事業者制度の改善。

以上、五つのポイントがあります。

吉村議員御質問の、益城町の水道事業の現状に関しましては、まず、施設台帳の整備につきまして、現在、既に町独自の台帳整備を行っております。施設の更新などにつきましては、耐用年数を経過した老朽管などの整備は、復旧復興を最優先に整備し、今後は復興計画とあわせ、計画的に整備していく方針であります。

次に、広域連携の推進につきましては、熊本県水道事業基盤強化推進協議会の熊本中央地域協議会を昨年11月20日に立ち上げ、関係11市町村と水道事業の広域連携等の検討を開始しております。

水道指定工事事業者の５年ごとの更新制につきまして、業者の資質を保つため、実施に向けた制度の検討を行います。

問題となっております官民連携の推進につきましては、コンセッション方式が推進されていますが、これは、水道施設などの所有権は自治体が持ち続けるが、その経営権を民間事業者に任せるという手法です。しかしながら、経営権を持った民間事業者が採算性のみを追求した場合、当然ながら、全てのコストが料金に反映され、水道料金の高騰、水質維持管理費の削減等につながり、安心・安全な水道水の安定供給に問題が生じることが懸念されます。海外では、一旦、民営化された水道事業が、以上の理由により、再び公営に戻されるケースが散見されたため、益城町では、水道民営化への対応は現在のところ考えておりません。

町としましては、今後とも、町民の皆様に対して、安心・安全な水道水の安定供給に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　益城町では、民営化への対応は現在のところ考えていないということが分かりました。今後とも、安心・安全な水道水の安定供給のため、よろしくお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君）　吉村建文議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。11時から再開します。

休憩　午前10時48分

再開　午前11時00分

○議長（稲田忠則君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、榮正敏議員の質問を許します。５番榮正敏議員。

○５番（榮　正敏君）　こんにちは。５番榮です。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

今年は、さっきの町長のあれにもありましたが、今年は天皇在位30年の節目に当たり、５月には平成天皇陛下が退位されて、新しい年号になります。歴史的な瞬間に立ち会えることの喜びとともに、益城町への慰問の折に見せられた天皇陛下の慈愛に満ちたお顔に、どれだけの勇気と復興への道標をいただき、感謝の念にたえません。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

さて、平成最後の３月議会、最後の一般質問をさせていただきます。

あの震災から間もなく３年がたとうとしていますが、復旧から復興へと進む中で、県道４車線化の用地買収も、空き地にはくいを打たれ、縄張りが進まれているようです。いよいよ本格化されていくようですが、また、木山の区画整理事業も、元中央小学校跡に県の区画事業本部の事務所が建設されていく中で、復興のほうも津森、福田、飯野地区の災害復興住宅が完成し、また福田地区には益城第五保育所が開園し、先日は子どもたちが待ち望んでいた益城町給食センターがオープンしました。非常に熊本市とか御船町の関係者の皆様には感謝したいと思います。助けていただいてありがとうございました。

道路や住宅の擁壁工事など、あちらこちらで工事が進んでおります。

また、河川工事においては、急ピッチで堤防工事、また、31年度完成を目指して橋梁工事があちらこちらで進められておりますが、今なお3,800名を超える方々が、仮設住宅やみなし住宅で生活を余儀なくされています。被災された方々の生活再建は、我々議員としての最重要課題であり、責務だと思っております。復興の足音が早く町内の隅々まで響き、子どもたちの明るい笑い声が至るところより聞こえることを願っております。

それでは、通告していた質問事項。

一つ目、水道事業の民営化。

二つ目、児童、幼児に対するいじめや虐待の実態は把握できているか。

三つ目、認知症初期集中支援チームの設置状況はどうなっているか。

以上の三つの項目について質問させていただきます。

さて、本日は、先日来、忙しい中、たくさんの方々に入れかわり傍聴に来ていただきましたが、私のときはもう帰っておられます。日ごろから町政に御理解を持っていただき、傍聴に来られる方に感謝したい。また、報道の皆さんは、きょうは待っておられました。前回は帰られましたが。いつも言っているように、的確な、正確な、町の復興を後押しするような報道をよろしくお願いいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

質問に先立ち、さきの同僚議員と質問事項が重複するところもありますが、私は私なりの視点から質問いたしますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。

益城町の大切なライフラインである水道事業の民営化について伺いたい。

さきの国会において、水道事業の運営権を民間に委託するコンセッション方式導入を促進する水道法改正案が成立する見通しとなりました。これを受けて自治体は、認可を受けたまま、赤字財政の事業を企業に託すことができるようになるが、まことに不思議な法案であると思います。

これから人口減少により事業収入が削減されていくであろう水道事業に、ただでさえ利益追求にシビアな民間企業が飛びつくとはまず思えません。まして水質の確保やいろいろな法的制約を受けるこの水道事業は、利益追求していくならば、法改正や規約の緩和、水質低下、水道料金の値上げ等々出てくるのではないかと心配であります。

水道事業とは、町民の生活になくてはならない命をつなぐ重要なライフラインであるということを忘れてはいけません。さきの震災で長期間の断水を経験した我々は、あの水が出た瞬間、この喜びを忘れてはいません。あえて水道じゃなくて水と言っときますが、命の水ですから。あの水道復旧にかかわった職員の皆さんや、水道事業者や全国からの応援の自治体支援部隊の皆さんのおかげで、奇跡的な早期復旧ができましたことを、私も水道工事業者の一人として心よりお礼を申し上げます。本当に不眠不休の突貫工事でしたが、ありがとうございました。

国の指針による民営化促進に対して、他の自治体のさまざまな状況、情勢も調査すべきでありますが、益城町は、全て地下水による供給で水道事業をしているという希有な好条件の中で、今後の民営化に対してどう考えているか、伺いたい。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　５番榮議員の一つ目の質問、水道事業の民営化についての１点目、益城町の大切なライフラインである水道事業の運営権を民間に委託するコンセッション方式についてお答えをいたします。

今回の改正は、水道管の老朽化などに伴う施設の更新、少子化などによる水道料金収入低下による経営悪化が懸念される水道事業の基盤強化を図る目的としまして、１、関係者の責任の明確化。

２、広域連携の推進。

３、適切な資産管理の推進。

４、官民連携の推進。

５、指定給水装置工事業者制度の改善。

以上、五つのポイントがあります。

榮議員の御質問の官民連携の推進につきましては、コンセッション方式が推進されていますが、これは、水道施設などの所有権は自治体が持ち続けるが、その経営権を民間事業者に任せるという手法です。しかしながら、経営権を持った民間事業者が採算性のみを追求した場合、当然ながら全てのコストが料金に反映され、水道料金の高騰、水質維持管理費の削減等につながり、安心・安全な水道水の安定供給に問題が生じることが懸念されます。海外では、一旦、民営化された水道事業が、以上の理由により再び公営に戻されるケースが散見されたため、益城町では、水

道民営化への対応は現在のところ考えておりません。

町としましては、今後とも、企業努力により、住民の皆様に対して、安心・安全な水道水の安定供給に努めてまいります。

○議長（稲田忠則君）　榮議員。

○５番（榮　正敏君）　続いて２点目に入ります。

県内の各自治体から、住民の暮らしや命にかかわる水の民営化に対し、なじまない、災害時の対応に不安という声が上がる中で、町長の答弁にありましたが、海外で民営化した都市では、料金の高騰や水質悪化が相次ぎ、少なくとも世界33カ国の267の都市で、再び公営化されていくというのが実情であります。済みません、入れ歯の都合でちょっと発音が悪いんです。済みませんがよろしくお願いいたします。

こんな中で、民間資金活用によるコンセッション方式を促進し、自治体の広域連帯を進めて水道事業の基盤強化を図ると言っているが、例えば熊本市、益城、嘉島との水道事業を一つの民間企業に委託し、事業展開するという方式でありますが、思い出してください。数年前、前町長のときに、熊本市と益城町は消防の事務合併しました。このとき、他の自治体を、私は消防の工事業者でもありますので、いろんな方面に聞きました。どこでもそんなばかなことはせんということで、よその自治体も、熊本県内、一切、益城町以外やってません。

そんとき私どもは絶対反対で押し通しましたけど、そんとき町長等も、終わったことは言いませんけど、非常に迷惑してますが、はい。震災のときに、消防車や救急車は満足に動けませんでした。なぜなら、地元の隊員が一人、二人ぐらいしかおらんだった。１億円かけて整備した衛星システム採用のナビは、崖崩れや橋の落橋には全然対応できず、立ち往生でした。私が当時心配して合併反対していたことが、まさに事実、起こってしまったわけです。他の市町村の方々でしたので、そのとき動いてくれたのは地元の消防団の職員の方たち。地元だから、機械じゃなくて、生活の中で培った知識と勘で。このことが水道事業にも当てはまります。

地震直後、益城町内も全戸断水しました。16本の井戸で水をくみ上げ、点在する設備で水質管理し、複雑な水道管の経路コントロール、バルブのあけ閉めとかいろんな方法があります。特殊な技術が必要になるわけですが、そのときの水道技術者が技術を継承していたからこそ、短期間で復旧できた。あの大きな熊本市の水道事業管理者も言ってました。まさに、技術者が大事だと。そのとおりであると思います。

もし、民間委託していたならば、経営コスト削減で、コンピューター管理するのはまず間違いありません。それによる人員削減、何もできなくなったと思います。この目で見ていく、目視管理、災害時に非常に役立つと思います。もし国の指針どおり広域連携を進めていけば、緊急時の対応は遅れることは間違いないと思います。

皆さんは御存じないかもしれませんが、道路に敷設してある水道管の地下埋設バルブは、右に回して閉まるバルブと、同じく、右に回して開くバルブがあります。通常、逆バルブと言いますが。熊本は右に回せば閉まりますが、福岡県の福岡市とか、ほかの事業体もあるようですが、右に回すと開く逆バルブを採用しています。配管材や接続方法も、各事業体ごとに指定メーカー仕

様の違いなどがあり、全て一律でありません。

このように、各自治体でさまざまな使用形態が違うものを単に広域連携しようとしても、簡単にできるものではありません。本町としても、政府が進めるこの広域連携のあり方にどう考えているか伺いたいということですが、さきの答弁で町長は、考えていない、単独事業でやっていくというような答弁をなされていますので、そこはもういいと思います。

また、現在、敷設されている、布設、埋設ですね、水道管の全体で、40年の法定耐用年数を過ぎている水道管と、耐用年数内の水道管との割合は何対何ぐらいになっているか。それを踏まえて、今後の水道事業の方針はどのように推移していくのか、この２点を伺いたい。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　５番榮議員、２点目、水道事業の基盤強化を図るための広域連携を含め、今後の水道事業の方針についてお答えします。

まず、広域連携の推進につきましては、熊本県水道事業基盤強化推進協議会の熊本中央地域協議会を昨年11月20日に立ち上げ、関係11市町村と、水道事業の広域連携などの検討を開始しております。議員御質問のとおり、広域連携には、経済的、地理的要件などにより、さまざまな問題が想定されます。現在、協議会では、広域連携によるメリット、デメリットの洗い出しなどを行い、連携によりメリットがあるものについて検討を行っているところです。

次に、水道管の埋設状況につきましては、水道管総延長24万6,558メートルのうち、40年の耐用年数を経過した老朽管延長が２万5,904メートルで、全体に占める割合は約１割となっております。水道施設等の整備につきましては、平成25年度から、簡易水道を上水道に統合するため、簡易水道再編推進補助金を活用しまして、平成29年度に施設整備を完了しております。

今後の水道事業の方針といたしましては、益城町復興計画に基づき、復旧、復興に係る事業を最優先に、計画的に整備していく方針であります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　榮議員。

○５番（榮　正敏君）　済みません。今の答弁、ちょっと聞き漏らしましたので、耐用年数40年のうち、１割があるって、そっちはどっちのほうが１割ですか。耐用年数に耐えているほう、耐えてないほう。

（「老朽管が」と呼ぶ者あり）

老朽管が１割残っているちゅうことですね。済みません、分かりました。

私も水道事業者でありますが、今現在、私事ですが、自衛隊方面から県庁方面に向かって東バイパス下地下17メートルを300メーターの推進工事をやっております。もうすぐ完成ですが、600ミリの水道管を布設しております。もう全て夜間工事です。今度通られるとき、あそこに覆工板がまだありますので、自衛隊側とバイパスを通り過ぎて先の県庁の手前、覆工板で、推進工事をやっております。もうすぐ完成です。一生懸命、水道事業に力を注いでおります。

水道事業は、すぐ命にかかわる大事な事業であるため、しっかりといろんなことを精査した上で、慎重に対応していただきたいと思います。

それでは、続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。

今、テレビをつけると、親の児童や幼児に対する虐待が、こともあろうに親から子どもにですね、死亡事件まで起きています。テレビのアナウンサーの言葉に耳を塞ぎたくなるような事件の内容が報道されている昨今ですが、早くできて、調査できて、対処していれば、こんな悲しい出来事は回避できたのではないかと思いますが、このいじめや親による虐待は、なかなか表に出にくいし、調査が難しい面があると思います。

さきの文科省の小中高生等の問題行動、不登校の調査で、17年度は９万1,235件増の41万4,378件で、過去最多で更新したとあるが、中でも、心身の大きな被害を受ける重大事態は477件、78件の増、児童生徒の自殺は250人で、うち10人がいじめに遭っていたと文科省の発表ですが、この中に、いじめを１件も把握していない学校が全体の25.6%だったと、驚きの事例もあります。今年の春には少しは解消できたのであろうかと思いますが、まだ発表がありません。

それから、さらに驚いたことには、去年、何月だったですかね、教職員の児童に対するいじめがあったと、山口県のいじめ調査検証委員会で認める報告がありました。13年成立のいじめ防止対策推進法、生徒の行為のみをいじめと定義し、教職員は含まないとありますが、県検証委は、教職員の声はいじめに相当するとの見解を示したとあります。

このような状況が混濁する中で、先日、政府も、二千数百人いると言われる行方不明者の中に虐待に遭ってる子どもがいないか、各関係機関と警察で連携して調査するよう指示したとあります。

さらに、３月３日の新聞に、くしくもひな祭りの日ですが、その日の新聞に「保護者体罰法規制へ」と、改正案に、児童のしつけに際し、体罰を加えるなどの行為で懲戒してはならない、懲戒してはならないとの内容を盛り込むとあります。ここでいう懲戒とは、懲らしめ、戒め、家庭においてはしつけと解釈して、私はいます。この禁止の主体は、保護者だけでなく、里親や児童福祉施設の施設長も視野に入れていく、この児童福祉施設の施設長も視野に入れていくということは、相当施設での、やっぱ施設長といいますか、職員さんからのそういうこともあるということを含めています。

民法が必要の範囲内で保護者に認めている懲戒権との調整が必要になりますが、この法が整備されれば、児童相談所の虐待されている子どもを親から引き離して保護するこの介入、介入という作業が非常にやりやすくなります。さきの新聞報道にもありますが、児相が行って、どうのこうのと言うと、親はいじめていない、そんなとこにやれないと、もう親の権限で受けつけない。それが結果的に死亡事件、悲しい事件に発展しました。この介入が、児相がやりやすくなる。この法を絶対に早急な整備が必要だと思います。

こんな悲しい、親による子どもの虐待死は二度と見たくありません。本町におけるこの事案に対する調査方法は十分なのか。また、小学校、中学校別に、いじめ、虐待、ないであろう教職員のいじめの実態把握はできているか、伺いたい。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　５番榮議員の二つ目の御質問、いじめや虐待について調査は十分なのか、また、実態は把握できているのかの１点目、今問題になっている児童や幼児に対するいじめや親

からの虐待が刑事事件にまでなっているが、早く調査できて対処していれば、こんな悲しい出来事は起こらなかったと思うが、本町における調査は十分なのか。また、実態は把握できているのか伺うについてお答えします。

先ほど吉村議員の御質問に答弁しましたとおり、28件の虐待事例を把握しております。把握できてない分の早期発見につきましては、こんにちは赤ちゃん事業における訪問時での確認作業や、乳幼児健診、妊婦健診時における虐待リスクのあるケースを適切な支援につなげるため、鋭意努力しているところです。保育園や幼稚園、小中学校でも、子どもたちの日常に気を配りながら連携して取り組んでおり、関係機関が一団となりながら、情報共有に努めています。緊急を要する場合は、児童相談所への通告を含め、総合的に取り組んでいるところです。

また、虐待として受理はしていないケースにつきましても、情報提供を受けた場合は、定期的に近況の確認を行い、介入の必要性の有無について検討を行っています。

通報につきましても、児童相談所全国共通ダイヤル189番（いち早く）において、匿名でも受け付けをしていますので、その普及にも努めてまいります。

いずれにしましても、児童虐待につきましては、全国的にも大きな問題となっているため、本町におきましても、今後とも関係機関と連携をとりながら、子どもの命を常に最優先に考え、児童虐待の早期発見と防止に努めてまいります。

○議長（稲田忠則君）　酒井教育長。

○教育長（酒井博範君）　５番榮議員の２番目の質問、児童、幼児に対するいじめや虐待の実態把握はできてるかと。

今、町長のほうからもありましたけれども、教育現場における状況についてお答えいたします。

初めに、いじめの調査について申し上げます。各学校では、定期的に心のアンケートや教育相談を実施しております。そのアンケートや教育相談を通しまして、児童生徒の状況、実態把握に努めておるところです。

また、毎年12月には、熊本県教育委員会主催の心のアンケートも実施されておりまして、これらの調査結果も活用しながら、実態把握といじめ対応に取り組んでいるところでございます。

教育委員会としましては、毎月、各学校の生徒指導担当者から成る生徒指導会議を実施し、いじめの早期発見、早期対応に努めているところでございます。

また、各学校では、毎月、教育委員会に対しまして、事故やいじめを含む問題行動等の発生状況を報告することになっておりまして、教育委員会ではこの報告をもとに実態を把握しまして、必要に応じて学校と連絡をとり合いまして、対応しているところでございます。

いじめは早期発見、早期対応が重要であります。日ごろから児童生徒の実態に目を向け、アンテナを高くして、児童生徒の発するシグナル等に気づくこと、また、どんなささいなことであっても、教職員相互の情報交換、共通理解を図り、適切かつ迅速な対応を図ることが重要であります。このことにつきましては、町校長会議や生徒指導会議等を通じまして、各学校に対して随時指導をしているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　榮議員。

○５番（榮　正敏君）　乳幼児健診や学校における身体検査などは非常に有効な手段だと思います。これによって子どもの体の心身の変化とか、それを見きわめていく上で大事な手段だと思います。また、心のアンケートなどによる実態は把握しているといいますか、毎月の報告、ここが大事なアンテナですね、今言われたように。常に心を子どもたちに向けておいていただきたいと思います。

次に、２点目の質問ですが、ちょっと待ってください。失礼しました。

この２点目の質問ですが、このいじめの中に、いわゆる体とかそういういじめじゃなくて、ネットやＳＮＳを介したいじめが昨今問題になっていますが、このインターネット利用は、今や小学校低学年や、もう幼稚園、未就学児童にまでインターネット、携帯を、スマホを使っております。

内閣府が昨年10代の男女とその保護者5,000人を対象とした調査によれば、スマホやネットを使っている子どもは82.5％ってすごい数字が出て、そういうような中で、こうした現状とも呼応するかのごとく、昨年１年間に出会い系以外の会員制交流サイト、ＳＮＳを利用し、自分の裸を撮影して送るよう強要される自撮りなどの被害に遭った18歳未満の子どもは、過去10年間で最も多い1,813人に上ったとあるが、これは氷山の一角であると思われます。

こういうことは、なかなか言える問題でありません。親が分かって、警察に通報し、学校に通報し、それが出た数がこの1,813人。ほとんどの子どもが誰にも相談できずに悩んでいる、そういう状況が非常に多いと思います。女子中学生が中心ですが、県内でも33人が被害に遭っている。このほかにも、ネットで友達を誹謗中傷したり、仲間外れにしたり、そういういじめが、いわゆる炎上して、恥ずかしくて学校に行けなくなる、不登校になるなど、さまざまな弊害が出ている中で、昨年７月に政府が決定した第４次青少年インターネット環境整備基本計画、これも、もとい官民がいかなる施策を講じても、この問題が親と子どもの対話が不十分なままでは、思うような効果は期待できないと思います。

そんな中で、先日、大阪府で、小中学生に携帯の学校持ち込みが検討されているとありましたが、被害時に子どもと連絡がとれるからと言っていました。これはますます子どものいじめが増える要因になりはしないかと思います。小学生にスマホを全ての家庭が買ってやれる環境にはまだないと思います。

携帯を持ってる子ども、持ってない子どもとの格差が生まれて、そこで子ども同士の差別が生まれはしないか。居場所の確認は、防犯ベルに、親が言っている居場所の確認ができるからと言いますが、その確認は、防犯ベル、小学校の子どもが持っている防犯ベルにＧＰＳ機能を付加した機種です。これ、ネットで調べましたらあります。そういうのを政府が補助して安く、防犯ベルを配るんであれば、それを義務づけて、ＧＰＳ機能をつけなさいって言って、それを政府が補助して配ってやれば簡単にできることですね。ただ、一方通行でありますので、親から今子どもはどこにいる、例えば駅の構内にいる、公民館のそばに、そういうことは確認できます。ただ、子どもからの親への、何ですか、居場所のほうはもう分かっております。子どもから親がどこにいるか分かりませんが、そういう方法はできるということです。

このネットを介した被害やいじめに対する、本町の子どもたちを守るためのネット教育、また今後、小中学校に携帯持ち込みなどはどう考えているのか、これを伺いたい。

○議長（稲田忠則君）　酒井教育長。

○教育長（酒井博範君）　５番榮議員の２番目の質問の２点目、ネット被害やいじめに対するためのネット教育、また学校への携帯の持ち込みはどう考えているかにお答えします。

初めに、スマホや携帯電話の所持率、これは平成29年度の町の調査で子どもたちの実態を申し上げますと、小学校児童が2,136人中986人の所持で46％、中学校生徒が950人中695人で73％となっております。これは、平成29年度の町の調査です。

このような状況の中で、各学校におきましては、スマホや携帯電話の適切な使い方について規則を設けて対応しているところでございます。学校の規則としましては、原則として学校への持ち込みは禁止、特別の事情がある場合は、個別に相談することとなっております。個別の事情によって認められた場合でも、学校に来たら職員にまず預けまして、帰りにそれを受け取るというようなところになっております。

また、ネットの教育に対しましては、各学校におきまして、スマホや携帯電話でのトラブル等を防ぐために、情報モラル教育と言いますが、情報モラル教育について、これは専門機関から職員を派遣していただきまして、児童生徒向け、保護者や職員向けの研修会を随時開催しているところでございます。

次に、スマホや携帯電話の学校への持ち込みについてでございますけれども、議員がおっしゃいますように、まだまださまざまな課題が存在しておりまして、すぐにそのような形にするという段階ではないと考えます。

教育委員会としましては、今後、県教育委員会の指導や郡の教育長会議、校長会議、ＰＴＡ連絡協議会との協議を重ねながら、慎重に対応してまいりたいと考えます。

○議長（稲田忠則君）　榮議員。

○５番（榮　正敏君）　小学校46、中学校73％持っていると、やっぱすごい数字です。

原則持ち込み禁止ということで、安心しました。それから、情報モラル教育を行っているということで、私は原則、小中学校の携帯の持ち込みは禁止していただきたいと思います。非常にもう、いじめ、それにつながっていく事案だと思っております。非常に難しいことでしょうが、頑張っていただきたいと思います。

次に、三つ目の質問に移らせていただきます。

今後、団塊の世代が要介護の予備軍としている現在、どうしたら健康年齢を維持できるかが課題になっています。この健康年齢とは、自分のことを完璧に自分でやれるその年齢、例えば73歳でできなくなる人、89歳まで自分のことをきちっとできる人、いろいろおられますが、その年齢を個人個人の健康年齢と言っていますが、今からさらに高齢化社会に突入した現在、認知症対策は非常に重要な課題であると思います。今、我々が取り組まなければ、今後10年後には、700万人が認知症になるだろうと言われております。今、ここにおられる執行部、議員の皆さん、その予備軍でありますから、一生懸命頑張って健康年齢を維持できるようにしていかなきゃなりませ

ん。

それには、周りのものがいつも関心を持って、注目して見ている、ある程度の範疇はそういうことでクリアできると思いますが、一番心配なのは、二人暮らしの高齢者の所帯。片方が入院したら、例えば奥様が入院されたら、もうじいちゃんのほうは炊事洗濯できんけん、がくっと弱ってしまいます。それからまた、じいちゃんのほうが入院すっと、奥さんが心配で心配でそれでまた弱ってしまう。こういう可能性が非常に多うございます。

この認知症の盲点は、かかっている初期状況の本人が全く気がつかないという点が非常に多うございます。奥さんが例えば、「あんた、近ごろ、何でんかんでん忘れるごとなったな。今度、病院に行こうかい」と、すると旦那さんが「何で、おいがぼーっとボケとるとや、とぼくんな。誰が病院に行くか」と。こういうことがほとんどの家庭だと思います。そういう言うことを聞かない人が多くあるそうですが、これも調査の中で何%というとは出てませんが、そういう資料でありました。

また、ある事例では、いつも大声でどなる主人に対して、奥さんも気の強い奥さんです、けんかですぐやり返しておった。何ば言うねどうのこうのって言いよったやつが、ある日突然、怒っても、何ですか、やり返してこない。ただ単に、椅子に手ついて、ぶるぶるぶると震えとった。何も言い返さず、その日は奥さんは、買い物に行っても、メモしてしていっても同じものを幾つも買ったり、今度は買ってきた品物を、例えば水屋、私どもは水屋と言いますが、今の人は何ですか、食器棚か、右にある食器棚、左にある食器棚、いつも女性というのは同じところに同じ皿、同じ茶わん、入れ物、それを置くのに、今度は同じとが右も左にもあちこちになるようになったと。この品物を直す場所がばらばらになっていった。そういうふうに御主人が言っておられた。このような認知症は、行政にとって発見が非常に難しい症例です。

そんな中で、昨年、認知症対策の国家戦略で、４月から全自治体に設置が義務づけられた認知症初期集中支援チーム、これは、専門職が早目に対処することで症状が落ち着いたり、家族で問題の共有ができたりする効果が見られていると言われます。今現在、上球磨、多良木、湯前、水上村が連携してチームを結成している。保健師や社会福祉士など専門職の９人が、対象者への訪問に加え、事例や対処の検討を行っているとあります。ある認知症サポート員は、症状が軽い段階で接触し、医療機関などにつなぐことで重症化を防ぐことができる。早期発見の重要性っていうのを強調してあります。

私が注目したのは、この中で、対象者への訪問という点であります。過疎化が進む農山村地域では、免許返上や交通網の都合上、自分たちじゃあ病院に行けない、買い物にも行けない人たち、いわゆる交通弱者、買い物弱者である老人たちへのサポートが非常に重要になっています。今、各地で日曜サロンというのが開催されておりますが、ここに、認知症予防に非常に効果が出ている西洋式のタッチケア、これを取り入れたらどうかと提案いたします。

今現在、日曜サロンでは、折り紙を折ったり、お遊戯したり、何か歌うたったり、そんなことは非常にやっておられますが、ここにもう一つ発展性のある、スウェーデン方式のこのタッチケア、これは常にゆっくり触って、手を体の一部から、必ず右手、左、どっちか触って、何ちゅう

かですね、外している時間をなくす。これを10分から15分ぐらいずっと続けると、これをＮＨＫだったかな、やってました。非常にやっぱ改善効果があると。このタッチケアは、また老人の徘徊防止にも意識改革に非常に役立っている。

それから、ＩＴ企業の、ＩＴ企業って、もう本当パソコン、パソコンの仕事であれですが、この中で、人としての触れ合い、いつもパソコンとばっかり向かい合ってるＩＴ企業の人に、人としての触れ合い、それから教育現場でいじめ防止にも役立つ。そういう、今、現象があらわれている、今注目されているこのタッチケア、こういうのを取り入れたらどうかと思います。

県認知症対策・地域ケア推進課によると、昨年９月現在で、全45市町村で47チームが活動しているが、市町村が直接運営するほか、病院や高齢者施設、医師会などに委託しているとこもありますが、本町における認知症初期支援チームの設置条件の保健師や看護師、精神保健福祉士、認知症専門医などの専門職の確保はできているのか。また、現在の活動状況、今後の活動方針あるいは計画があれば、この２点について伺いたい。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　５番榮議員の三つ目の御質問、認知症初期集中支援チームの設置状況についてお答えをします。

認知症初期集中支援チームの設置目的は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の者もしくは認知症が疑われる者及びその家族に早期にかかわり、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することにあります。

本町の認知症初期集中支援チームにつきましては、平成29年度から熊本県の認知症疾患医療センターの指定を受けました益城病院に委託し、設置しております。介護保険などに規定されるチーム員の編成は、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士などの医療系職員１名と、介護福祉士、社会福祉士などの介護系職員１名と、専門医１名の３名以上で編成することになっておりますが、本町におきましては、現在、医療職１名、看護師３名、准看護師２名、心理士１名、作業療法士１名、精神保健福祉士２名、うち１名は社会福祉士を兼ねております、の10名で編成されており、専門職の確保はできているものと考えております。

加えて、認知症初期集中支援チームの活動としましては、認知症が疑われる人、認知症の人及びその家族を、医療系職員と介護系職員の各１名のチーム員２名で訪問し、情報収集や日常生活課題の把握を行い、必要な見通しや方針を立て、家族支援など初期支援を包括的、集中的におおむね６カ月行い、自立生活のサポートを行っております。その間、地域包括支援センター、社会福祉協議会の認知症地域支援推進員、町福祉課が参加するチーム員会議を開催し、かかわりの検討を重ねています。

今後の活動方針、計画につきましては、まずはできる限り早期の段階から訪問支援対象者となる可能性がある方をチーム員につなげるため、チームについて、地域や関係機関に周知をしているところです。また、年に１回、認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催し、チームの活動状況を評価しながら、円滑な運営の継続を目指してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　榮議員。

○５番（榮　正敏君）　病院、益城町は病院委託ということであります。この病院委託も、チームの人たちを確保するのはどうしても大事なことですが、さっき言いました、対象者への訪問、要するに、行こうと思っても行けない人たち、郡部の交通弱者の人たち、こういう人たちを見つけて、どう対処していくか。この見つけることが大事です。こういう見つけることを、どこか探す支援対策というのは何かありませんかね。そこが一番、予防的なあれが一番大事だと思いますが、この点について、町長に見解を最後に伺います。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　５番榮議員、２問目の２回目の御質問にお答えをいたします。

認知症対策、本当に非常に大切なことでありまして、以前、介護保険係長をしたときも、一番大変なのは、介護度が軽い認知症の家族の方が大変、やっぱり徘徊とかありまして、困られていたのを覚えております。

そういったことで、私の中では、この認知症集中支援チームも大切と思います。そのもう一方で、地域で見守るという体制づくりも必要かなということで思っております。その一つが地域包括ケアシステムということで、医療、介護、福祉、こちら、この辺を地域で守っていく。これは以前、大野城市あたりで、認知症のひとり暮らしの方を地域で見守っていくという取り組みもされておりますので、やはり地域福祉、どんな状態、高齢になっても、認知症になっても、安心して住めるような形づくり、これはそのチームだけではなくて、地域全部で取り組んでいくことが非常に大事かなということで思っておりますので、議員各位の皆さん方、この仕組みづくりをまたしっかりと取り組んでいきます。地域包括ケアシステムは、大変大きな災害にも対応できる大事な仕組みづくりと思っておりますので、集中支援チームとあわせてよろしくお願いします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　榮正敏議員。

○５番（榮　正敏君）　ありがとうございました。認知症対策よろしくお願いします。私も予備軍の一人ですので、しっかりとお願いしときます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（稲田忠則君）　榮正敏議員の質問が終わりました。午前中はこれで終わります。午後は１時30分から会議を開きます。

休憩　午前11時52分

再開　午後１時30分

○議長（稲田忠則君）　午前中に引き続き会議を開きます。

次に、寺本英孝議員の質問を許します。11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君）　皆さんこんにちは。11番寺本です。

私が平成最後の一般質問者となりますので、と同時に、西村町長に対しても、最後の一般質問者となりますので、何か感慨深いものがあります。よろしくお願いいたします。

私は、通告していました１点目に、復旧期の進捗状況について、２点目に、町長の政治姿勢の中で、復興計画における再生期にどのように臨まれるのか、また、町長就任以来５年目となりますが、顧みて５年間の総括を伺います。

以上２点について、質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

１点目に、益城町復興計画における復旧期の進捗状況について伺います。

平成28年熊本地震から３年を迎えようとしています。ここに、改めて、お亡くなりになられた方々、そして御遺族に対しまして、心から哀悼の意をささげますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本日は、益城町復興計画における復旧期の進捗状況について質問させていただきます。平成28年12月に策定されました益城町復興計画、現在は第６次益城町総合計画に組み込む形で計画が入っていると思いますが、平成28年度から平成30年度までは復旧期として、生活や産業の再開に不可欠な住宅生活基盤施設及びインフラ等の復旧に加え、再生発展に向けた準備を進める期間とされています。本年度で復旧期が終わろうとしておりますが、復旧期のこれまでの総括といいますか、インフラであれば、復旧状況の進捗率及び再生、発展に向けた準備はどのようなものが行われたかを、分かる範囲で結構ですから御回答いただければと思います。一つ目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　11番寺本議員の一つ目の御質問、復旧期の進捗状況についてお答えをいたします。

復興計画におきましては、今年度が復旧期の検証年度であり、検証作業の実施とあわせて第５次総合計画の見直しを行い、昨年12月に議会承認をいただき、第６次総合計画へ移行をしております。

検証作業は昨年８月に実施し、各事業の今年度末の進捗状況を推定した上で整理しました。検証の対象は、事業の予定期間が復旧期のみの事業だけではなくて、復旧期から再生期及び発展期まで予定している事業も対象とし、検証に当たりましては、事業などの効果の検証ではなく、復旧できたか、またはできなかったかといった視点からの検証を行い、163の対象事業を達成状況に応じて三つに分類しています。

検証結果としましては、予定時期までに達成できる、または達成予定、もしくは達成済みのものが47事業、進捗しているが予定時期まで達成が見込めない、進捗率60％以上のものが87事業、予定時期までの達成が見込めない、進捗率60％未満のものが29事業の結果が出ております。

予定時期までの達成が見込めない理由としましては、他の公共事業の影響によるものや、関係機関などとの調整が必要なもの、当初より事業規模が拡大したものなどが挙げられます。あわせて、第６次総合計画に反映する必要がある事業数は、予定時期までに達成できる、または達成予定、もしくは達成済みの事業のうち、引き続き実施する必要がある事業を含め、163事業中129事業という結果になりました。

なお、事業の達成状況をまとめました復興計画復旧期検証シートにつきましては、災害復興特別委員会及び益城町総合計画審議会におきまして報告し、あわせてホームページにも掲載をしております。この復旧期の災害復旧工事の進捗率は、１月末現在で、インフラの工事件数ベースで、工事契約率が89％、工事完了率が73％となっています。また、再生期、発展期に向けた取り組みとしましては、現在進めております益城中央被災市街地復興土地区画整理事業や都市計画道路整備事業など、各種事業におきまして、住民説明会や相談窓口などを設置するなど、住民の方々の御意見をお聞きしながら事業を進めているところです。

さらに、これらの事業を推進するに当たりましては、関係する方々が、具体的な目指したい町の将来像を共有しながら取り組む必要がありますことから、現在、益城町の将来像イメージ図の作成に取り組んでおります。

今後は、第６次総合計画に基づいて、町の復旧から再生、そして発展に向けて、各種事業を知恵を出し合いながら、住民の方々や関係機関の皆様方とともに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　寺本議員。

○11番（寺本英孝君）　ありがとうございました。今年度で復旧期が終わりますが、ここまで復旧を進めてこられた町長をはじめ、町当局あるいは関係者の皆さんに改めて感謝申し上げます。

次に、２点目の、町長の政治姿勢についての考え方をお尋ねいたします。

町長の政治姿勢の中で、益城町復興計画における再生期に、どのような方針、姿勢で臨まれるのか。また、町長就任以来５年目となりますが、顧みてどんな５年間であったのかの質問に移らせていただきます。

西村町長になってから５年目を迎えるわけですけど、毎年、年度初めには、町長のちょっと一言で、今年の一文字に込めた思いと決意を拝見いたしまして、平成29年度は、生活再建を支えていくとの決意で「支」とされました。30年度は、心の復興に力を入れていきたいという思いから「心」、本年度が、町民の思いに寄り添う、またどんな災害が起こっても決して想定外としないという思いを込めて「想」、あるいは「想い」としましたと述べられておられますが、確かにすばらしい思い、考えと私も同感いたしました。

しかし、今後は、仮設住宅、みなし住宅等の入居者、また、何らかの事情で別の場所で生活されておられる方々などいらっしゃいます。そういう中で、仮設住宅、みなし住宅などで生活されておられる方々は、いろいろな条件や問題などあって、災害公営住宅に入居できない方も今後出てくるのではないでしょうか。

私は、このような事態になりはしないかと大変心配しております。なぜなら、町長のちょっと一言の中で、「支え」という考え方で、日本もさまざまな支えの形が生まれていますが、支えの理念が置き去りにされているように感じられます。過剰に手をかけることが優しさと誤解され、支えの真の目標である自立を促すことを意識していない人たちを多く見かけます。支える側の見守りやいろいろな気持ちを手抜き、冷たさと受け取る人もいますが、支えとは、手を出すことよりも、寄り添って見守ることではないでしょうか。過剰な優しさに依存してしまい、本人のでき

ることまで奪ってしまう、このような事例にならないよう、願っております。

また一方では、昨年、災害大国日本は、西日本豪雨に代表される50年に一度の大雨、生命に危険を及ぼすレベルの猛暑が相次ぎ、完全な異常気象に入ったかに思われます。そういう中で、西日本豪雨災害では、理解しにくい対応が目につきました。例えば行方不明者の氏名公表です。岡山県は公表、広島県は、県警の身元確認情報をもとに、死者名は公表したものの、不明者は見送り、愛媛県は、個人情報保護などを理由に、死傷者、不明者とも公表を見送られました。

情報提供元の各市町の了解を得ていない、あるいは、個人情報の保護が非公表の理由のようでした。今後、想定外や50年に一度が常態化すれば、いつでも起き得る災害となり、想定外ではなくなります。となると、想定外、50年に一度を前提にした災害対策やマニュアルは適用せず、見直しが必要となります。ただし、どのようなマニュアルをつくろうと、不測の事態は必ず起きます。異常気象の大災害や猛暑に備えるには、誰もがこれまでの常識を捨て、発想を変え、対策等を日々の生活の中で備えるべきであると願うものです。また、行政など担当者には、事態に柔軟に対応するとっさの判断力、決断力が一層強く求められることになるでしょう。

いろいろ述べてきましたが、町長の政治姿勢を別の視点から検討させていただきました。２問目の質問といたしまして、復興の再生期に向かって、どのような気持ち、姿勢で臨まれるのか。また、５年間を顧みて、益城町の最高責任者として、町長自身、町長としての立場をどのように評価いたしますか。町長の思い、考えを聞かせてください。２点目の質問とします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　11番寺本議員の二つ目の御質問、益城町復興計画における再生期にどのような姿勢で臨まれるか、そして町長就任５年目となるが、顧みて５年間の総括ということを伺うについてお答えをいたします。

まず、復興計画再生期における取り組み姿勢につきましては、復興計画では、平成31年度から平成34年度までを町の再生期と位置づけ、復旧されたインフラと住民の力をもとに、震災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間としております。このことは、第６次総合計画におきましても引き継いでいるところです。

この期間に特に力を入れて町政運営すべきことは多々ありますが、まずは、被災された皆様の生活再建が最優先だと考えています。被災された皆様の住まいの受け皿としまして、災害公営住宅の建設を進めていますが、１月25日に、津森地区に建設していました田原団地におきまして、本町における最初の災害公営住宅の落成式をとり行うことができました。これ以降、田原団地をはじめ、砥川、畑中の災害公営住宅への入居が開始されています。

また、災害公営住宅の建設につきましては、平成31年度末までの全戸整備を目指し、着々と建設工事を進めています。あわせて、安全で安心して暮らしやすいまちづくりのため、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業をはじめとします、宅地耐震化による良好な生活環境の整備に努めています。

また、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業や都市計画道路益城中央線拡幅整備事業及び都市計画道路益城東西線などの街路事業など、まちづくりにつながる社会資本整備にも取り組ん

でまいります。あわせて、町民の皆様が、それぞれお住まいの地域で安心して生活できるよう、住民関係機関などと連携し、地域福祉の充実を推進していきたいと考えています。

先ほど議員のお話にありましたように、被災者の皆様が自立再建を目指していただく中で、支えてまいりたいと、それが本来の復興に寄り添うということと考えております。

それと、２週間ぐらい前だったでしょうか、目指すべき地域福祉の姿ということで、担当のほうから話がございました。どこまで寄り添っていけばいいのかという話もありました。今、災害公営住宅あたりができていきます。目指すべきは、議員おっしゃられるように、やはり自立かなということで思っておりますが、ただ、災害公営住宅に入る際にも、やはりルールづくり、コミュニティーづくり、そういった自治会づくり、そこあたりはしっかり寄り添って取り組んでいかなければということで思っております。

それと、お互いが、目指すべき方向はお互いが支え合う。災害公営住宅のコミュニティー、それから仮設住宅のコミュニティー、地域のコミュニティー、たくさんのコミュニティーが今度できていきますが、それぞれがそれぞれにまた、災害公営住宅の方も地域も支える、そういったことのまちづくりを進めていただければということで思っております。お互いが支えていくような形、そして自立に向けて取り組んでまいりたいということで考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

このように、まずは、住民の皆様が震災の前よりも安心して生活できるような環境を住民の皆様とともに整えていくことが、被災された皆様の生活再建につながり、加えて、地域の活力の回復につながるものと考えております。引き続き、スピード感を持って、生活再建が加速するよう、全力で取り組んでまいります。

また一方では、震災以降、各地域におきまして、住民主体のまちづくり活動、例えば震災遺構を活用しましたフットパスや、若者が中心となったイベントの開催、にぎわいづくりのための古民家活用の検討など、いろいろな活動が活発になってきております。これらの活動を行政としまして、できる限り、できる範囲で支援することで、それぞれの活動がさらに活発となり、また、いろいろな活動が連携することで、集客や活動自体の魅力の向上につながるのではないかと考えています。

あわせて、道路の拡幅や公園整備など、今後、公共事業として整備される社会資本のにぎわいづくりへの活用など、地域の活力向上に資する事業などを、住民や関係機関の皆様と知恵を出し合い検討することも必要だと思っております。これらの地域の活力回復や地域の価値を高める事業などを行政だけではなく、住民や関係機関などと実施することが地域力の向上となり、あわせて、関係人口の増加や地域経済の向上、ひいては本町への移住、定住の促進や、企業にも選ばれる町につながるのではないかと考えています。

次に、就任５年間の総括につきましては、この５年間で、熊本地震の対応を含め、いろいろな取り組みをしてきましたが、特に、住民主役のまちづくりを念頭に、町政運営を進めてまいりました。総合計画をはじめとする各種計画の策定や各種公共事業の実施、さらに、まちづくり協議会をはじめとする各種団体からのまちづくりに関する提案など、町政運営に当たりましては、町

民の皆様の声に耳を傾けることを第一に考え、町職員に対しましても、その旨を伝えてまいりました。それは今後も変わることなく、引き続き、住民主役のまちづくりを進めていきたいと考えております。

住民の皆様が主体となるまちづくり活動が、震災前から少しずつ出てきていましたが、震災以降は、さらに活発な活動がなされています。このような活動の広がりは、私としても喜ばしいことであり、私の目指している町の姿でもあります。

今後も、まちづくりは、行政だけで行うものではなく、住民の皆様や町議会議員の皆様、そして関係機関などとともにつくり上げていくことが、本町の未来につながるものであると思いますので、協働のまちづくりがさらに活発化するよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　11番寺本議員。

○11番（寺本英孝君）　私もある程度、答弁を期待しとったんですけど、どんな気持ち、姿勢で、再生期に向かってどんな気持ち、姿勢、思いで向かわれるのか、そういうとばですね、私は答弁してほしかったっですけど、５年間のですね、５年間を振り返ってですね、自分自身をどのようにですね、評価するか、これはちょっと難しいかもしれんですけど、今後ですね、町長の思い、考えや、あれをする、これをした、こうやってしたというのももちろん、私も分からんでもない。ただ、私の思いとしては、町長のですね、今後のやっぱ思い、考えをですね、聞きたかったんですけど。

では、次の質問に移らせていただきます。

さて、今回が、私の議員生活最後の質問となりますので、一言御挨拶と最後の質問をさせていただきます。

私は、平成19年４月の初当選以来、これまで３期12年間にわたり、町民の皆様の御支持により、議員活動を行わせていただきました。改めて、この12年間議員活動を与えていただきました皆様に、この場をおかりしまして感謝申し上げます。

この12年間を振り返ってみますときに、いろいろな出来事がありました。例えば、津森校区に建設されようとした小規模多機能施設や山本山敷地用地取得の案件、それと、何回となく行われた議長採決など、議員として悩む出来事が数多くありました。

しかし、私の議員生活12年間を振り返ってみますときに、議員として、また、私個人として、生涯忘れることができない議案としまして、平成21年１月26日の第１回臨時議会の議案、益城町が熊本市と合併することについての賛否を問う住民投票条例案の制定についての案件です。結果は、原案のとおり可決、決定されました。その後、住民投票が実施され、結果は大差で、熊本市との合併を望まないという町民の意思決定がなされました。しかし、私は、議会の採決の際には、常に、町民の幸せに少しでも役に立ちたいという思いで採決に臨んできました。その当時では、最善の判断だったと思っています。

しかし、それで終われればよかったのですが、私は、それから３年半の長い期間、冬の時間を過ごすこととなりました。これは、私個人の問題ですから別としまして、その後、西村町長が誕生し、町としましても、いろいろな課題や問題等もありましたが、結果として、順調に推移してい

たのではないでしょうか。

しかし、平成28年４月14日、４月16日の二度の熊本地震により、町の姿は大きく変わり、人の心まで変わり、当時私は愕然としました。この二度の地震、益城町民はもとより熊本県民も、生涯忘れることはないでしょう。これらを今後、風化させないよう望んでおります。私も４月14日の前震、４月16日の本震、そして４月15日は、私たちの44回目の結婚記念日でした。忘れようとも生涯忘れることができない、この３日間となりました。まあ、それは余談ですけど。

震災から３年目になろうとしていますが、時々、ふと地震がなかったならばと思いにふけるときも正直あります。しかし、現実として町の姿は、行政、町民、関係者など、日々復旧、復興、再生に向かって頑張っておられますが、私の12年間の議員生活を顧みますと、子ども医療費、小中学校のエアコン設置、中央小学校建設、集落内開発制度における定住化促進など、他の市町村に先駆けて実施され、また現在継続している事業もあり、大変ありがたいことです。

しかし、当時を振り返ってみますと、中央小学校建設で用地取得の際は、狭い、広過ぎる、余分なところは要らないなど、いろいろな意見がありました。しかし現在、運動会等に行ってみますと、広々とした芝生の上にテントを両親が張りめぐらされ、のどかでゆったりとした気分を味わうことができます。

また、飯野校区、福田校区、これらの地域においては、子どもたちの増加、これは町の財産、あるいは町の宝と言っても過言ではないでしょう。

私の議員生活を振り返り、自分の考え思いを述べてまいりましたが、特に、何々検討委員会、何々審議会、何々特別委員会等で検討、議論なさるのは結構なことです。しかし、政治は結果責任です。西村町長になってから、私たち議員に対しても、経過及び趣旨説明等を常に丁寧に、丁寧になされてこられました。私は頭が下がる思いでした。しかし、結果として、これらが政治の停滞、もしくは行政の停滞になっては、何のための丁寧な説明だったのか、私たち議員が復旧復興の足かせになっているのではないかと、個人的には思っております。

私の議員としての勉強不足だったのかもしれませんが、いろいろ申してまいりましたが、そこで、町長、最後の質問になりますが、あえて申し上げます。議案を出したり引っ込めたりなさらず、なぜこうなるのか、これは町長自身が一番分かっておられるのではないでしょうか。益城町の最高責任者としてのリーダーシップを発揮され、今後、強い決断力のもと、町の復興、再生、発展に臨んでいただきたいと願っております。

町の力は、町民の力です。この思いを刻んで、私も一町民として、微力ながら町の復興、再生発展に参加させていただきたいと思っております。

そこで、町長５年間を顧みて、町長自身、一番残念であったこと、あるいは悔しかったこと、あれば聞かせてください。以上で最後の質問といたします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　11番寺本議員、三つ目の御質問、残念だったことについてということで、５年間ですね、自分の中では、やっぱり一番残念だったことは、やはり地震があったということで、５年前に六つの公約を掲げて選挙のほうに出させていただいたんですが、２年間着々と進ん

でいたんですが、それができなくなった。そして、多くの町民の皆さん方が被災されて、大事な家もなくされ、もう、いっぺんに生活が一変したことが非常に残念だったというのが私の中で思っております。

もう一つ、業務的に残念だったことは、備えができてなかったというのが、もう非常に反省するところでもあります。自主防災組織の設立であったりとか、中長期の職員の派遣、本当は阪神淡路とかですね、職員時代に行けるチャンスはあったかなと思います。自分自身で手を挙げて何で行かなかったんかなということで、自分の自戒を込めてもう反省点かなと、残念だったなというのは今思っております。

それとやはり、災害協定、ほかの自治体、民間団体と結んでなかったこと、それから情報の多元化、もう災害に当たっては、本当に残念だったことがあります。ただ、今、検証の中で、それを今一つ一つ取り組んでおりまして、これから台風であったり、大雨であったり、取り組めるような形でなっていってるのかなということで思っております。

ただ、寺本議員をはじめ、その間、議員の皆さん、家が被災した中での活動ということで、献身的な活動がありました。職員も人です。それがあったから、ここまでの復旧復興が進んでるかなということで思っております。

時には厳しい言葉も浴びせられたこともあるかと思います。大変な御苦労があったと思いますが、本当に感謝を申し上げたいと思います。また、私自身が、これからまちづくりをするに当たって、やはり、これは行政だけでもまちづくりはできません。議会だけでもできません。やっぱり、みんなが一緒になって、町民の皆さん方が主役になって、一緒になってわいわい言いながら町をつくることが一番、そのプロセスを踏むことが一番大事かなということで思っております。

町民の皆様、そして議会、執行部、関係機関が一緒になって、同じ方向を見てまちづくりを進めていくことが、真の復興が進んでいくということで思っております。寺本議員はじめ議員の皆様方には、今後とも、益城の未来のために、さらなるお力添えをお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　寺本英孝議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会　午後２時05分

平成31年第１回益城町議会定例会会議録

１．平成31年３月５日午前10時03分招集

２．平成31年３月12日午前10時00分開議

３．平成31年３月12日午後０時23分閉会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　役場仮設庁舎別館２階本会議場

６．議事日程

日程第１　常任委員長報告

日程第２　議案第27号　公有財産の取得について

日程第３　議案第28号　公有財産の取得について

日程第４　議案第29号　工事請負契約の締結について

日程第５　議案第30号　工事請負契約の締結について

日程第６　議案第31号　工事請負契約の締結について

日程第７　議案第32号　工事請負契約の締結について

日程第８　議案第33号　工事請負契約の締結について

日程第９　議案第34号　工事請負契約の締結について

日程第10　議案第35号　工事請負契約の締結について

日程第11　議案第36号　工事請負契約の締結について

日程第12　議案第37号　工事請負契約の締結について

日程第13　議案第38号　工事請負契約の締結について

日程第14　議案第39号　工事請負契約の締結について

日程第15　議案第40号　工事請負契約の締結について

日程第16　議案第41号　工事請負契約の締結について

日程第17　議案第42号　工事請負契約の変更について

日程第18　議案第43号　工事請負契約の変更について

日程第19　議案第44号　工事請負契約の変更について

日程第20　議案第45号　工事請負契約の変更について

日程第21　議案第46号　工事請負契約の変更について

日程第22　議案第47号　工事請負契約の変更について

日程第23　議案第48号　工事請負契約の変更について

日程第24　議案第49号　工事請負契約の変更について

日程第25　議案第50号　工事請負契約の変更について

日程第26　議案第51号　工事請負契約の変更について

日程第27　議案第52号　工事請負契約の変更について

日程第28　閉会中の継続調査の件

７．出席議員（17名）

１番　上村幸輝君	２番　下田利久雄君	３番　冨田徳弘君
４番　松本昭一君	５番　榮　正敏君	６番　中川公則君
７番　吉村建文君	９番　宮﨑金次君	10番　坂本　貢君
11番　寺本英孝君	12番　坂田みはる君	13番　石田秀敏君
14番　中村健二君	15番　竹上公也君	16番　渡辺誠男君
17番　荒牧昭博君	18番　稲田忠則君	

８．欠席議員（０名）

９．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	西口博文

10．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	永田清道君
土木審議監	持田　浩君	危機管理監	今石佳太君
会計管理者	髙森修自君	総務課長	中桐智昭君
総務課審議員	塘田　仁君	総務課審議員	冨永清徳君
企画財政課長	山内裕文君	生活再建支援課長	姫野幸徳君
税務課長	坂本祐二君	住民保険課長	森部博美君
こども未来課長	木下宗徳君	健康づくり推進課長	後藤奈保子君
福祉課長	深江健一君	産業振興課長	安田弘人君
都市建設課長	荒木栄一君	公営住宅課長	河内正明君
復旧事業課長	増田充浩君	復興整備課長	坂本忠一君
復興整備課審議員	米満博海君	危機管理課長	金原雅紀君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	吉川博文君
水道課長	森本光博君	下水道課長	水上眞一君
代表監査委員	戸塚誠司君		

開議　午前10時00分

○議長（稲田忠則君）　皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程、常任委員会報告に入る前に西村町長から議案第11号、平成31年度益城町一般会計予算に係る資料について、訂正する旨の申し出がありましたので発言を許します。

西村町長。

○町長（西村博則君）　皆さん、おはようございます。ただいまお許しをいただきましたので、訂正の説明をさせていただきます。

３月５日に提出しました議案第11号、平成31年度益城町一般会計予算の202ページ、予算に関する説明書の地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の平成29年度末現在高の普通債、平成30年度末現在高見込み額及び当該年度末現在高見込み額に誤りがありました。訂正後の調書につきましては、議席に配付しているとおりでございます。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　本日の日程は皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

日程第１　常任委員長報告

○議長（稲田忠則君）　それでは、日程第１、常任委員長報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告、坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君）　皆様、おはようございます。総務常任委員会の報告を行います。

総務常任委員会報告書。平成31年第１回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

１、事件名。議案第６号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第２表地方債補正。議案第11号、平成31年度益城町一般会計予算中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第２表債務負担行為、第３表地方債。議案第18号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第19号、益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第20号、益城町男女共同参画センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。議案第21号、益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について。議案第22号、益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

２、審査経過。①付託年月日。平成31年３月６日。②審査状況。平成31年３月８日午前10時から、役場仮設庁舎総務常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、３月11日午前10時から、全委員出席のもと、益城町町民グラウンド工事現場、益城町陸上競技場、益城町総合運動公園テニスコート及び飯野小学校校舎増築予定地を視察した。

３、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第６号ほか６件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。議案第６号について、歳入では、熊本地震復興基金交付金の減額理由につ

いて質疑があり、担当課長から、被災宅地の復旧、私道の復旧、墓地の復旧等への交付金であるが、申請者が当初見込みより少なかったことに伴う減額補正であるとの説明を受けた。また、不動産売り払い収入の場所について質疑があり、担当審議員から、里道、水路の払い下げと、県道熊本高森線４車線化に伴う広崎、福富、惣領、寺迫の町有地の売り払い金であるとの説明を受けた。

次に、歳出では、11款災害復旧費１目公立学校施設災害復旧費の小中学校設計等業務委託料について、学校はどこかとの質疑があり、担当課長から、益城中学校の工事監理業務委託料であるとの説明を受けた。

議案第11号については、２款総務費１目一般管理費の窓口業務等民間委託料について、目的は何なのか、なぜ今なのか、いつから検討されていたのか等について質疑があり、担当課長から、今回の窓口業務等民間委託の目的は、住民サービスの向上、経費削減及び職員の適正配置が可能となることであり、特に、来年４月から施行される会計年度任用職員制度導入に伴い懸念される、人員確保の問題や人件費の増大を緩和できるとの説明を受けた。

また、窓口業務等民間委託の検討時期等については、平成28年度に旧庁舎の１階フロアの改修とあわせて、行政改革大綱に基づき検討していたが、熊本地震により、中断せざるを得なくなった。今回、新庁舎の整備に当たり、再度プロジェクトチームを立ち上げ、窓口業務等民間委託について検討したものであるとの説明を受けた。

また、委員からは、会計年度任用職員制度の導入により、非常勤職員全般について検討すべきではないか。また、窓口業務等民間委託を実施するに当たっては、窓口の混乱を招かないようにとの意見があった。

２款総務費６目防災費の災害備蓄用消耗品費及び災害拠点施設等備蓄機材等について、どこに整備し、どういった物を備蓄するかとの質疑があり、担当課長から、防災倉庫を指定避難所や公共施設、避難地等に37カ所整備する予定であり、その中に消耗品のほかに救助用の資機材、応急救護用の資機材、災害救助工具のセット、緊急医療のセット等の備品を備蓄する予定であるとの説明を受けた。

また、10款教育費１目学校管理費の飯野小、広安西小施設整備費について、整備内容の詳しい説明を求め、飯野小については、児童数増加により４教室を増築するため、広安西小については、窓からの雨漏りにより改修を行うためであるとの説明を受けた。

議案第18号及び議案第19号については、改正内容の詳しい説明を求め、担当課長から、それぞれの改正内容について説明を受けた。

議案第22号については、この改定による校区内の団体等の使用料は上がるのかとの質疑があり、担当課長から、校区内の方の利用については、改定前と変わらず無料であるとの説明を受けた。

議案第20号及び議案第21号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。視察した益城町町民グラウンド災害復旧工事現場については、現地において、担当係長から、３月中には工事が完了予定であるが、芝生の養生期間が必要なため、７月１日からの利用開始であること、また、夏祭りでの使用は芝生の状況によるため、現時点では未

定であるとの説明を受けた。

益城町陸上競技場については、現地において、担当係長から、走路の資材変更により記録向上が期待できること、人工芝の耐久性が向上し、長期間にわたってプレーしやすい環境が維持できることなどの説明を受けた。

益城町総合運動公園テニスコートについては、現地において、担当係長から、コートの色の変更によりボールの視認性が向上すること、ライン際の判定が容易になることなどの説明を受けた。

飯野小学校校舎増築予定地については、現地において、担当課長から、校舎の配置設計図をもとに、低学年棟の南側に増築すること、移転または撤去が必要な施設があること、教室数は４教室であること、既存の校舎にあるパソコン室と図書室は普通教室として使用するため、一部改修する必要があることなどの説明を受けた。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。

平成31年３月12日、総務常任委員長坂田みはる。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君）　総務常任委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　おはようございます。福祉常任委員会の報告をいたします。

福祉常任委員会報告書。平成31年第１回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

１、事件名。議案第６号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第７号、平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）。議案第８号、平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第２号）。議案第10号、平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）。議案第11号、平成31年度益城町一般会計予算中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第12号、平成31年度益城町国民健康保険特別会計予算。議案第13号、平成31年度益城町後期高齢者医療特別会計予算。議案第14号、平成31年度益城町介護保険特別会計予算。議案第17号、平成31年度益城町水道事業会計予算。議案第23号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。議案第24号、益城町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

２、審査経過。①付託年月日。平成31年３月６日。②審査状況。平成31年３月８日午前10時から、役場仮設庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、３月11日午前10時から、全委員出席のもと、益城町立第五保育所と益城町学校給食センターを視察した。

３、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第６号ほか10件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。議案第６号については、３款民生費１目社会福祉総務費のうち、町内にある障害児施設について質疑があり、担当課長より、障害児施設等の施設数や場所について説明を

受けた。

また、３款民生費１目児童福祉総務費の中で、放課後児童健全育成事業委託料について質疑があり、担当課長より、当初予算時の積算根拠と実績について説明を受けた。

次に、３款民生費２目仮設住宅運営費の樹木管理、害虫駆除、除草業務委託料の減額について質疑があり、担当課長より、専任職員を雇用したことにより減額となったとの説明を受けた。

議案第８号については、介護保険特別会計の２款介護保険給付費１項介護サービス等諸費の減額について質疑があり、担当課長より、利用者減によるもので、福祉サービスの低下にはつながらないとの説明を受けた。

議案第11号については、３款民生費４目老人福祉費の敬老祝い金について質疑があり、担当課長より、対象人数や支給額について説明を受けた。

また、３款民生費２目仮設住宅運営費の発電機リース料について質疑があり、担当課長より、必要性や使用目的について説明を受けた。

４款衛生費２目予防費の風疹抗体検査、予防接種について質疑があり、担当課長より、対象年齢や周知方法などの説明を受けた。

４款衛生費４目公害対策費の水質調査委託料について、調査結果を報告するよう要望があった。

益城町自殺対策の実施方法について質疑が出され、担当課長より、益城町自殺対策計画概要版を用いて説明を受けた。

地震後、２、３年経過してからの自殺者数が増える傾向にあるため、しっかり対策するようにと要望があった。

議案第12号については、国民健康保険の被保険者の数について確認があった。

議案第23号については、放課後児童支援員の資格について質疑があり、担当課長より、年齢制限はないとの説明を受けた。

議案第７号、議案第10号、議案第13号、議案第14号、議案第17号及び議案第24号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、益城町立第五保育所については、現地において、所長より、子どもの虐待対応については、毎朝登園してきた子どもの状況と様子を観察し、虐待の早期発見に努めているとの説明を受けた。

益城町学校給食センターについては、担当職員より、詳細な説明を受けた。熊本地震後に、防災対策として、防災研究室・防災備蓄倉庫などを備えていると説明を受けた。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。

平成31年３月12日、福祉常任委員長松本昭一。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君）　福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告。荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君）　皆さん、おはようございます。建設経済常任委員会報告を行います。

建設経済常任委員会報告書、平成31年第１回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

１、事件名。議案第６号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）中、歳出（建設経済常任委員会関係)。議案第９号、平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第４号)。議案第11号、平成31年度益城町一般会計予算中、歳出（建設経済常任委員会関係)。議案第15号、平成31年度益城町公共下水道特別会計予算。議案第16号、平成31年度益城町農業集落排水事業特別会計予算。議案第25号、町道の路線認定について。議案第26号、町道の路線認定について。

２、審査経過。①付託月日。平成31年３月６日。②審査状況。平成31年３月８日午前10時から、役場仮設庁舎建設経済委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、３月11日午前10時から、全委員中４名出席のもと、宮園橋災害復旧工事現場（宮園地区)、大規模盛土造成地滑動崩落防止対策事業現場（辻の城地区、杉堂地区）及び四賢婦人記念館建設現場（杉堂地区）を視察した。

３、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第６号ほか６件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。議案第６号については、８款土木費の中の避難路等整備事業について質疑があり、まちづくり協議会から提案された狭隘道路の拡幅や避難用地等の整備を速やかに行うとの説明があった。

議案第11号については、６款農林水産業費の中の益城畜産団地解体設計委託料及び跡地の活用について質疑あり、執行部より、解体工事や廃材処理をする工事入札のための設計費用である。跡地の活用については、地元嘱託員等と協議中であるとの説明があった。

また、有害鳥獣被害防止対策事業補助金や鳥獣被害防止対策推進事業補助金については質疑があり、有害鳥獣防止対策事業補助金は、電気柵等設置に対する補助であり、鳥獣被害防止対策推進事業補助金は九州地区を一斉に行う駆除活動等に益城町有害鳥獣駆除隊へ補助するものとの説明があった。委員からは、益城町有害鳥獣駆除隊の後継者が少なくなる中、負担軽減を図るため、補助金増額の要望があった。

また、８款土木費の中の戸建木造住宅耐震設計・改修事業補助金について質疑があり、個人住宅において耐震設計や改修事業費の補助であることの説明があり、委員から事業周知についての要望があった。

さらに、８款土木費の中の社会資本整備総合交付金事業の工事請負費について質疑があり、高遊原公園から農免道をつなぐ約550メートルの道路整備工事との説明があった。

議案第16号では、農業集落排水事業と公共下水道の一本化について質疑があり、今後検討していくとの説明があった。

議案第９号、議案第15号、議案第25号及び議案第26号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場の宮園橋災害復旧工事現場（宮園地区）及び大規模盛土造成地滑動崩落防止対策事業現場（辻の城地区、杉堂地区）については、担当課から工事概要の説明を受け、進捗状況を確認した。宮園橋災害復旧工事現場（宮園地区）については、雨期までの

橋台工事関係の要望があった。

なお、四賢婦人記念館建設現場（杉堂地区）については、進捗状況を確認した。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。

平成31年３月12日、建設経済常任委員長荒牧昭博。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、建設経済委員長の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君）　建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

それでは、これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑に入ります前に議員各位に申し上げます。

常任委員長報告に対する質疑は、益城町町議会会議規則第50条及び益城町議会議会運営に関する申し合わせ先例に従い、審査の経過と結果に対する疑義に限ります。また、発言は簡明にお願いします。

なお、石田秀敏議員に限り、自席からの発言を許します。

質疑はありませんか。

１番上村幸輝議員。

○１番（上村幸輝君）　おはようございます。１番の上村です。

建設経済常任委員長に１点だけお伺いいたします。

先ほどの委員長報告の中で、議案16号についてが、公共下水道と16号の農業集落排水、これについて一本化を今後検討していくということで、何か説明があったというふうに報告があったんですけど。そもそもが、この事業自体ができるのかできないのかとか、公共下水については、現在は、法律補助とか、県からの、今度は集落排水は県からの予算補助とかついてるわけなんですけど、そういったことを一本化した場合のメリット、デメリットとか、そういったところまで説明があったのか、なかったのか。これについてですね、ちょっと詳しい説明の内容をお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君）　荒牧昭博建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君）　１番上村議員の質問にお答えします。

委員会の中で、公共下水道と農業集落排水事業を一元化ができないかという中ではですね、処理場については、将来的にはわからないが、一部一元化を進めたいというふうな可能性はあるという形で説明を受けてます。

それから、その中で、一元化した中でデメリットとメリットがあったか、なかったかというその内容については、委員会では質疑はあっておりません。以上です。

○１番（上村幸輝君）　わかりました。

○議長（稲田忠則君）　いいですか。ほかに質疑はありませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君）　15番竹上です。総務委員長に一つお伺いしたいと思います。

委員会の報告の中では、議案第18号及び議案第19号については、改正内容の詳しい説明を求め、

担当課長より、改正の内容について説明を受けたというふうにおっしゃっております。

議案第18号は、一般職員の給与に関する条例の一部改正ということで、時間外手当の改正ということで言われたと。

19号については、休暇等の改正ということでですね、役場職員にとっては、非常に重要な条例の改正であるというふうに思っております。直接職員の給与に反映する職員の皆さんの生活に直結したね、問題だなとかいうことで、このことについて、詳しく説明を求めたということは、総務委員会としては、大変有意義なことではなかったのかというふうに思うわけでございます。

私が、先日、この件について執行部のほうから説明は受けておりますけれども、詳しい説明を求めたということでございますので、どういう説明があったのか、求められたのか。わかればお願いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君）　坂田みはる総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君）　15番竹上議員の質問にお答えいたします。

まず、議案第18号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑におきましては、議案の中の２ページの下と言いますか、第16条中、益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、平成７年益城町条例第３号を勤務時間条例に18を毎年４月１日から翌年３月31日までの間における勤務時間条例第９条に規定する祝日法による休日、土曜日に当たる日を除く。及び年末年始の休日、日曜日又は土曜日に当たるを除く。の日数の合計に改めるとあるが、これをわかりやすく解説してほしいという質疑がございました。

これに対して、執行部のほうから、第16条中に表記してあることは、職員が時間外勤務を行う際に、１時間当たりの単価を定めるためのもの。勤務時間条例中に、18という数字があるが、これは祝日の数が以前は18日だった。今年度で言いますと、天皇陛下がかわられることになり、新たな祝日ができるために18ではなくなってしまうので、実際の祝日の数に合わせるようにするためのものであるという説明がありました。

それから、議案第19号、益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、改正についてまとめて説明が欲しいという希望があり、執行部のほうから、改正内容の主な点、時間外勤務命令で、月60時間を超える分に関する割り増し分について、その分をお金か代休のどちらかに指定できるというものであるという詳しい説明をいただきました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　竹上議員。

○15番（竹上公也君）　時間外については、私どもは時間給のいわゆる残業時間1.25倍。深夜あるいは休日出勤は1.5倍というふうになってたというふうな覚えしかございませんが、今回の改正で大幅に、何て言うんですかね。残業時間に幅を持たせたということで、職員の皆さん方、本当にこれから惜しみなく残業ができるんじゃなかろうかというふうな思いがしております。

そういうことですが、この中で一つだけ僕わからないのがあるんですが、こういうことお聞きになったかどうかちょっとわかりませんが、例えば19号において、60時間を超えた部分については、代休を取れということでございますが、僕だったら、代休じゃなくて有給休暇を使うと。40

日ぐらい有休があるはずですからと思うんですが、どっちが優先するのかとか、そういうお話はございませんでしたか。

○議長（稲田忠則君）　坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君）　15番竹上議員の２回目の質問にお答えします。

総務常任委員会のほうでは、今竹上議員のお気づきになりました有給休暇等についての利用ということについての意見は、委員の中からも出ませんでしたので、ただいま新たな発見をいたしました。失礼いたしました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

２番下田利久雄議員。

○２番（下田利久雄君）　２番下田です。建設経済常任委員長にお伺いいたします。

１点だけです。８款土木費の中で、戸建木造住宅耐震設計等改修事業費の助成金について質疑がありという答えでしたが、委員の中から、町民に対する事業周知徹底についての具体的な話は出たんでしょうか。１点だけお伺いいたします。

（自席より発言する者あり）

（「８款の19節土木費の中の、131ページです」と呼ぶ声あり）

（自席より発言する者あり）

○議長（稲田忠則君）　荒牧昭博建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君）　済いません。ちょっと私が聞きとれんで。戸建ての部分ですね。

○２番（下田利久雄君）　いやいや、周知を町民に知らせる方法はあったかというだけの話です。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君）　あ、そうですか。その部分についてはですね、何月だったかな。広報紙で周知して何月。ちょっと待ってください。資料持ってきます。

えーとですね、昨年の９月にですね、広報ましきで周知をされているということでございます。済いません。以上です。

○議長（稲田忠則君）　よかですか。ほかにございませんか。

９番宮﨑金次議員。

○９番（宮﨑金次君）　おはようございます。９番宮﨑です。

私は福祉常任委員長に２点質問をします。

まず１点目は、議案第６号、平成30年度益城町一般会計補正予算書（第４号）の中の民生費児童福祉総務費の中で、放課後児童健全育成事業委託料の質問がされたみたいですが、その中で、その積算根拠と実績について説明を受けたと先ほどお話がありました。どのような説明があったのか教えていただきたいと思います。放課後の児童健全育成事業委託料の中で、その積算根拠と実績。今回の議案では減額をされたと、そこから質問が出てると思いますが、よろしくお願いします。

それから、２点目。これは議案第11号、平成31年度益城町一般会計予算の中で、公害対策費の水質調査委託料についての調査結果を報告するよう要望がなされておりますけれども、その要望

の中身と、それから、執行部がどのようにお答えになったのか。この二つについて教えていただければありがたいと思います。以上２点、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　いかがでしょう。

松本昭一福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　９番宮﨑議員の質問にお答えします。

放課後児童クラブの減額分についてですが、放課後児童クラブは九つあります。当初予算額計上時においては、各クラブの入所状況把握ができませんので、補助基準額の上限で計上しております。基準額は、金額も、430万6,000円。日加算74万8,000円、長期休暇加算34万円、障害児加算179万6,000円、処遇改善加算154万1,000円の合計873万1,000円を１クラブ当たりで計上させていただいております。うち、１クラブは小規模クラブ扱いで、568万1,000円となります。年度途中の変更が厳しいので、当初で上限額を計上し、実績で減額させていただいているということでございます。

二つ目のですね、水質調査委託料についてお答えいたします。

これは、検討していただきたいということだったので。基準値を超えた場合、町として、対応することとしているが、報告については、今後検討していきたいということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　９番宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　福祉常任委員長の答弁ありがとうございました。

１点目のですね、放課後の児童健全育成事業委託料の中の、その積算根拠というのを、今ちょっと御説明いただいたんですが、施設は９カ所と、それからどれぐらいかかるかというのは、年度当初ではよくわからないので、かかる一番最上限というかですね、上限額を基準にして、それに施設をかけた数なんですかね。それが430万と、こういう話なんですかね。それとも、人員１人当たりという話ではないんですかね。これ、どっちか、そこのところだけ。施設当たりでいくんですかね。それとも、そこにお世話になる人間の数でいくんですかね。それがちょっとよくわかんなかったので、教えてください。

それから２点目のですね、今後、これは検討するだけで終わってるんですかね。確かに基準値を超えた場合は、早く住民に知らせなきゃいかんわけですよね。ただ、今のところ、基準値を超えてないから、そういう処置がなされてないんだろうと思うんですけど、これについて今後ですね、本当に町はどういうふうにするのかなというのが、ちょっとなかなかわかりづらいもんですから。委員会の中で出た会話、これを教えていただければありがたいと思います。どうしても、出なかったら、それはそれでまた担当課長のほうに確認するようにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　９番宮﨑議員の質問にお答えします。

放課後児童クラブの予算は１施設当たりでございます。

それと、水質調査料の54万6,000円については、予算計上で説明は受けているが、調査結果の

報告がないため、今後の課題として周知も含め検討をしていきたいということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君）　14番中村です。福祉常任委員長に１点だけ伺います。福祉じゃなかった。総務常任委員長、ごめんなさい。顔見てこぎゃん横向きになったけん。総務常任委員長に、１点だけ伺います。

議案第11号の２款１目の一般管理費の中で、窓口業務委託料ですね、ついて、いろんな質疑があっていろんな説明を受けているようです。報告書の中で、それを伺いましたが、これについては、以前の総括でも、総務部課長のほうから、全協のほうでも２度ほど説明受けておりますので、内容的なことは、もう十分わかっておりますが、ここで常に出てくるのはですね、民間委託ということで、住民サービスの向上につながるということが、必ず一番頭に出てくるんですよね。委託に出して、何で住民サービスの向上につながるのか。その辺の理由については何か説明が、どういうことで、住民サービスの向上につながるというような説明はあったでしょうか。

それと、もう１点は、非常勤職員制度がなくなって、会計年度任用職員制度になるということで、人件費の増額を抑えるとか、そういうことになっておりますが、現在非常勤で働いている方がですね、全て任用職員になるわけでもないでしょうし、いろんな条件等がありますんで、この人たちが会計年度のことですから、一年間の契約で任用職員になるとすれば、やっぱ次も一生懸命働いて、次も、契約してもらおうということで、逆に頑張るんじゃないかなと。委託に出してサービス向上につながるのかなと思って、その辺がちょっとあれだったもんですからね。

それと、今現在働いている非常勤職の方々の今後の処遇については、何か説明があったでしょうか。この２点、ちょっとお伺いします。

○議長（稲田忠則君）　坂田みはる総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君）　14番中村議員の御質問にお答えいたします。

確かに、この窓口業務等民間委託料については、たくさんの皆さんからのたくさんの質疑がありまして、執行部のほうから、本日報告した以外にもたくさんの答弁をいただいております。

先ほどおっしゃいましたサービスにつながるのかという、その御質問等につきましては、とにかく住民サービスの向上が一番の狙いであり、付随して経費削減、人員の適正化配置ができると思うという御答弁、報告したとおりではございます。

ただ、これまでに皆さんが質問になられたときに、実例としての、本議会での中でも御報告がありましたように、住民サービス、３月、４月、一番忙しい、サービスというか受け付けはですね、忙しいときに、時短になって待ち時間が少なくなったなどの報告は執行部のほうから当初受けておりましたので、そのような理解で、総務常任委員会の中では、同じ質問は出なかったかと思っております。

あともう一つ何がありましたっけ。

（自席より発言する者あり）

待遇ですね、はい。今後の処遇ということで、突き詰めて皆さんの中からの御質問ということはありませんでしたけれども、総括のときに、しっかりとそれも御説明をいただいておりましたので、非常勤の皆さんも扶養の範囲内で働くとか、それぞれの御事情がございますので、そういったところで、兼ね合いとしては、見ていかれる部分を御説明いただいております。

130万、103万の壁があるということでの内容を深く、それを執行部のほうから、後日御説明はいただきました。

また、月14日以内にというようなくくりがあるということで、非正規の職員の皆さんの関連が出てくる。ただ、これが、もしかすると、そういった兼ね合いがあるので、職員になっていただく方に、人員が２倍になるような可能性もあることも含んでいるというところまでのお話はきちんと御説明を受けております。以上でございます、はい。

○議長（稲田忠則君）　14番中村議員。

○14番（中村健二君）　２回目の質問というか、ちょっと住民サービスの向上っていうのが、これはいつも総務課長が言うときは、一番に必ず出てくるんですよね。

だけども、どうして、その住民サービスの向上は何で住民サービスの向上になるのかというと、じゃ今までの非常勤職員の方々が、その態度が余りよくなかったのか、対応が悪かったのか、そういうことなのか。だから、この議案で一番、これで一番あれなのは、やっぱり人員確保の問題が一番じゃなかろうかと思うんですけど。この辺が一番、今、人が足らなくて大変だからということで、委託に出したから。今の説明を聞いていると、どうも住民サービスの向上というのの理由はどういうことだったかという理由はあんまりはっきりしなかったような、ちょっとその辺が余りわからなかったんですが。それとして、そこまでの説明、今委員長が言われたような説明で聞かなかったならば、もうそれでですね、もう仕方ありませんけども。

ただ、あとはもう、この非常勤の方々には、それぞれ、やっぱりその働くため、扶養関係のいろんな問題があるでしょうから、103万、130万の問題とかですね。ちょっと問題があるでしょうけど、ただ、この後、この人たちの処遇というのはどうするのか。一人一人に、このまま、ただやめてもらうのか。それとも、いろいろこう面談して、どうしますかっていうようなお伺いを立てて任用職員にするのか。その辺のことについては、何もなかったでしょうか。その辺をちょっとお願いします。

○議長（稲田忠則君）　坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君）　14番中村議員の１回目の御質問にお答えいたします。

委員会の中では、住民サービス向上の理由についての質問ということでは、ちょっとございませんでした。で、先ほどおっしゃいました非常勤職員さんへの配慮についての今後というのは、委員さんからの質問がございまして、執行部のほうから、現在窓口業務７名の非常勤職員に委託しておりますのが、10月までの雇用形態っていうことで、設明済みであるということ、また、了承いただいているということの御説明がありました。

そして、その方々、10月以降も雇用されるケースは出てくると思うが、扶養等の、先ほど申し上げた問題もあるために、委託業者との条件が合うかどうかであろうということの御説明までい

ただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君）　16番渡辺でございます。福祉常任委員長に１点だけお尋ねいたします。

６号議案ですね。６号議案の福祉のところで、障害児の施設について質疑がありました。その施設のですね、場所と施設数についてお伺いいたしたいと。これも総括でもあったですけど、ちょっと私も聞きそこないいたしましたので。

それから、もう１点のほうは、同僚議員が積算等の根拠については、今お聞きいたしましたので、その１点だけお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　松本昭一福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　16番渡辺議員の質問にお答えします。

障害児児童施設としては、５カ所あります、益城町に。ピアサポートぴあすまいる、これは広崎でございます。ピアサポートきっずぴあ、これも広崎です。障害児通所支援事業所あすでい、これも広崎でございます。子ども支援室みらい益城教室、これは古閑でございます。多機能型事業所キッズキングダム、これも古閑の５カ所で行っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　16番渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君）　御答弁ありがとうございました。

５カ所ということでございまして、広崎と古閑とございますが。もう１件だけ、その点について、大体その障害児の中の人員は大体どのぐらいずつか、おわかりでございますか。それがわかりましたら、お願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　16番渡辺議員の質問にお答えします。

障害施設の人員という、それについての質疑はございませんでした。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。発言はございませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより議案第６号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）」から議案第26号「町道の路線認定について」までの提出21議案について採決します。

議案第６号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号）」から議案第26号「町道の路線認定について」までの21議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員です。よって、議案第６号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第４号)」から議案第26号「町道の路線認定について」までの21議案については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。11時15分から再開いたします。

休憩　午前11時06分

再開　午前11時15分

○議長（稲田忠則君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２　議案第27号　公有財産の取得について
日程第３　議案第28号　公有財産の取得について
日程第４　議案第29号　工事請負契約の締結について
日程第５　議案第30号　工事請負契約の締結について
日程第６　議案第31号　工事請負契約の締結について
日程第７　議案第32号　工事請負契約の締結について
日程第８　議案第33号　工事請負契約の締結について
日程第９　議案第34号　工事請負契約の締結について
日程第10　議案第35号　工事請負契約の締結について
日程第11　議案第36号　工事請負契約の締結について
日程第12　議案第37号　工事請負契約の締結について
日程第13　議案第38号　工事請負契約の締結について
日程第14　議案第39号　工事請負契約の締結について
日程第15　議案第40号　工事請負契約の締結について
日程第16　議案第41号　工事請負契約の締結について
日程第17　議案第42号　工事請負契約の変更について
日程第18　議案第43号　工事請負契約の変更について
日程第19　議案第44号　工事請負契約の変更について
日程第20　議案第45号　工事請負契約の変更について
日程第21　議案第46号　工事請負契約の変更について
日程第22　議案第47号　工事請負契約の変更について
日程第23　議案第48号　工事請負契約の変更について
日程第24　議案第49号　工事請負契約の変更について
日程第25　議案第50号　工事請負契約の変更について
日程第26　議案第51号　工事請負契約の変更について
日程第27　議案第52号　工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君）　次に、本日提出されました、日程第２、議案第27号「公有財産の取得について」から日程第27、議案第52号「工事請負契約の変更について」までを一括議題としたいと思います。

お諮りいたします。日程第２、議案第27号「公有財産の取得について」から日程第27、議案第52号「工事請負契約の変更について」までを一括議題とすることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君）　異議なしと認めます。したがって、日程第２、議案第27号「公有財産の取得について」から日程第27、議案第52号「工事請負契約の変更について」までを一括議題とします。提案者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第27号の公有財産取得から議案第52号の工事請負契約の変更についてまで、一括して説明を申し上げます。

まず、議案第27号、公有財産の取得について御説明を申し上げます。

この議案は、災害公営住宅建設に係る財産取得で、木山の復興土地区画整理事業区域内に建設予定の鉄筋コンクリートづくり、５階建てになります。

別紙参考図のとおり、きらめき館跡地とその北側の土地約3,000平米の敷地に、１棟40戸の建設を計画し、平成31年度末の完成を予定しております。

取得予定価格は10億4,347万4,400円で、建物本体のほか、設計費、造成費、外構費などを全て含んだ金額となります。

取得の相手方は基本協定を締結しました吉永産業グループの構成員の中で、宅地建物取引業の資格を有する熊本市中央区九品寺４丁目２番24の201号、株式会社ムラカミ不動産です。

議案第28号、公有財産の取得について御説明申し上げます。

この議案は、災害公営住宅建設に係る財産取得で、木山下辻地区に建設予定の鉄筋コンクリートづくり、５階建てになります。

別紙参考図のとおり、役場仮庁舎の南側に位置し、約１万3,000平米の敷地に、４棟120戸の建設を計画しており、そのうち１棟29戸はペットを飼うことを可能としております。

なお、別棟で、木造平屋建ての集会施設の建設も計画し、平成31年度中に全ての完成を予定しております。

取得予定価格は28億9,596万円で、建物本体のほか、設計費、造成費、外構費などを全て含んだ金額となります。

取得の相手方は、基本協定を締結しました光進建設グループの構成員の中で、宅地建物取引業の資格を有する熊本市中央区花畑町12番１号、株式会社八千代コーポレーションです。

議案第29号、工事請負契約の締結について説明します。

馬水教育集会所災害復旧工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災しました馬水教育集会所の建物本体の復旧工事を行

うものです。

工事の主な内容としましては、建物基礎改修工事及び建物内外装改修工事となります。

契約金額は5,556万6,000円で、契約の相手方は熊本市南区島町４丁目１番30号、稲葉建設株式会社でございます。

議案第30号、工事請負契約の締結について説明します。

大規模滑動防止事業（堂園地区）工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、堂園地区におきまして、熊本地震により被災しました擁壁などの復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、コンクリートブロック積み工、Ｌ型擁壁工、鉄筋挿入工及び重力式擁壁工となります。

契約金額は２億170万800円で、契約の相手方は、上益城郡山都町杉木465番地の１、大栄企業株式会社でございます。

議案第31号、工事請負契約の締結について説明します。

大規模滑動防止事業（田原１地区）工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、田原地区におきまして、熊本地震により被災しました擁壁などの復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、コンクリートブロック積み工及び鉄筋挿入工となります。

契約金額は１億8,360万円で、契約の相手方は、熊本市東区上南部２丁目６番１号、東陽道株式会社でございます。

議案第32号、工事請負契約の締結について説明します。

大規模滑動防止事業（平田・福原地区）工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、平田地区におきまして、熊本地震により被災しました擁壁などの復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、コンクリートブロック積み工、Ｌ型擁壁工、鉄筋挿入工及び重力式擁壁工となります。

契約金額は４億7,395万5,840円で、契約の相手方は球磨郡多良木町大字多良木144番地の１、味岡建設株式会社でございます。

議案第33号、工事請負契約の締結について説明します。

大規模滑動防止事業（砥川１地区）工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、砥川地区ほかにおきまして、熊本地震により被災しました擁壁などの復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、コンクリートブロック積み工、Ｌ型擁壁工、鉄筋挿入工及び重

力式擁壁工となります。

契約金額は３億382万3,440円で、契約の相手方は熊本市東区石原２丁目１番35号、大智株式会社でございます。

議案第34号、工事請負契約の締結について説明します。

大規模滑動防止事業（島田地区）工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、島田地区におきまして、熊本地震により被災しました擁壁などの復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、コンクリートブロック積み工、Ｌ型擁壁工、鉄筋挿入工及び重力式擁壁工となります。

契約金額は１億7,152万2,360円で、契約の相手方は熊本市東区石原２丁目１番35号、大智株式会社でございます。

議案第35号、工事請負契約の締結について説明します。

大規模滑動防止事業（木山・宮園地区ほか）工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、木山地区ほかにおきまして、熊本地震により被災しました擁壁などの復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、コンクリートブロック積み工及び重力式擁壁工となります。

契約金額は7,558万9,200円で、契約の相手方は上益城郡山都町杉木465番地の１、大栄企業株式会社でございます。

議案第36号、工事請負契約の締結について説明します。

大規模滑動防止事業（安永３地区ほか）工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、安永地区ほかにおきまして、熊本地震により被災しました擁壁などの復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、コンクリートブロック積み工、Ｌ型擁壁工、鉄筋挿入工及び重力式擁壁工となります。

契約金額は４億7,520万円で、契約の相手方は熊本市東区尾ノ上４丁目19番４号、佐藤企業株式会社でございます。

議案第37号、工事請負契約の締結について説明します。

城ヶ峯芭蕉線（２工区）道路災害復旧工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災しました杉堂地区の道路災害復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、施工延長が約114.4メーターで、現場吹き付けのり枠工、のり面補強土工、コンクリートブロック積み工、表層工、上層路盤工、アスカーブ及び区画線工とな

ります。

契約金額は5,969万4,840円で、契約の相手方は熊本市東区戸島西１丁目５番35号、株式会社宇佐美工業でございます。

議案第38号、工事請負契約の締結について説明します。

堂園地区緑地整備工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、堂園まちづくり協議会から提案されました緑地の整備を行うものです。

工事の主な内容としましては、緑地整備面積が2,450平米で、敷地造成工、のり面工及び防災設備設置となります。

契約金額は6,372万円で、契約の相手方は菊池郡菊陽町辛川598番地、東亜道路工業株式会社熊本営業所でございます。

議案第39号、工事請負契約の締結について説明します。

辻団地地区避難広場整備工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、辻団地まちづくり協議会から提案されました避難広場の整備を行うものです。

工事の主な内容としましては、施行面積が3,500平米で、敷地造成工、擁壁工、施設整備工、園路広場整備工及び管理施設整備工となります。

契約金額は5,443万2,000円で、契約の相手方は八代市千丁町太牟田459番地の２、株式会社栄興でございます。

議案第40号、工事請負契約の締結について説明します。

袴野福原線道路改良工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、川内田村づくり協議会から提案されました避難路の整備を行うものです。

工事の主な内容としましては、施工延長が132メーターで、道路土工、のり面工、ブロック積み工、排水構造物工、舗装工、防護柵工及び区画線工となります。

契約金額は5,075万7,840円で、契約の相手方は熊本市東区戸島西１丁目５番35号、株式会社宇佐美工業でございます。

議案第41号、工事請負契約の締結について説明します。

崎久保川（２工区・その２）河川災害復旧工事につきましては、随意契約により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災しました崎久保川のコンクリート三面水路を復旧するものです。

工事の主な内容としましては、復旧延長が158メーターで、Ｕ型水路工、ボックスカルバート、Ｌ型水路工及び仮設工となります。

契約金額は6,595万4,304円で、契約の相手方は上益城郡山都町杉木465番地の１、大栄企業株

式会社でございます。

議案第42号、工事請負契約の変更について説明します。

平成29年災公下（繰越）第14号、益城町益城馬水地区ほか汚水管災害復旧（16－21ほか）工事につきましては、当初設計金額が5,000万円未満の工事で、議会の承認は得ておりませんが、今回の変更で、変更設計金額が5,000万円を超えるため承認をお願いするものです。

変更の内容につきましては、請負金額の変更であり、現在の請負金額4,860万円に対し、710万760円を増額するものです。

増額の理由としましては、主に２点ございまして、１点目は本工事の施工に先立ち、試掘をしましたところ、管路掘削箇所に既存の上水道管の埋設が判明したため、支障となることから上水道管の移設に要する費用を増額するものです。

２点目は、本工事におきましては、熊本地震などの震災関連工事の本格化に伴い、工事箇所近隣だけでは労働者の確保ができず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得なかったため、必要となる赴任旅費を間接費として計上したため増額となるものです。

議案第43号、工事請負契約の変更について説明します。

平成29年災公下第３号、益城町益城福富地区ほか汚水管災害復旧（21－14ほか）工事につきましては、平成29年６月議会におきまして、契約の承認を、また平成30年３月議会におきまして、工法の変更承認をいただいた工事であります。

今回の変更の内容につきましては、請負金額の変更であり、現在の請負金額8,450万6,739円に対し、1,680万7,572円を増額するものです。

増額の理由としましては、本工事の開削工法、掘削箇所及び推進工法、立て坑築造箇所におきまして、既存の上水道管が埋設してあり、施工に支障となりますため、移設に要する費用を増額変更したものと工事箇所近隣だけでは、労働者の確保ができず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得なかったため、必要となる赴任旅費などを間接費として計上したため増額となるものです。

なお、本工事の変更につきましては、既に国交省との変更協議を終え、変更の承認をいただいているものでございます。

議案第44号、工事請負契約の変更について説明します。

平成29年災公下第７号、益城町益城宮園地区ほか汚水管災害復旧（22－08ほか）工事につきましては、平成29年６月議会におきまして、契約の承認をいただいた工事であります。

今回の変更の内容につきましては、請負金額の変更であり、現在の請負金額３億1,495万8,780円に対し、2,749万3,134円を増額するものです。

増額の理由としましては、主に３点ございまして、１点目が仮排水工の変更で、当初管渠布設がえ、管更生におきまして、２インチの水中ポンプを設計計上しておりましたが、地下水の流入が多く、現計画では施工が困難であるため、経済性、施工性にすぐれた４インチ水中ポンプに変更しましたため増額が生じるものです。

２点目としましては、施工箇所の一部路線におきまして、車両通行どめを実施し、迂回路へ誘導する計画をしておりましたが、迂回路に設定しました道路の道幅が狭く、離合が困難なことか

ら、離合箇所設置の要望を受け、敷き鉄板よる離合箇所を２カ所設置しましたため、敷き鉄板設置、撤去工を増額するものです。

また、３点目としましては、管渠布設がえに伴う掘削をしましたところ、残置の鋼矢板５メーターが確認され、試掘をしましたところ、延長約20メーターにわたり、鋼矢板の残置が判明し、バイブロハンマーによる引き抜きを増工したため、増額が発生するものです。

なお、本工事の変更につきましては、既に、国交省との変更協議を終え、変更の承認をいただいているものでございます。

議案第45号、工事請負契約の変更について説明をします。

平成29年災公下第12号、益城町益城寺迫地区ほか汚水管災害復旧（16－25）ほか工事につきましては、平成29年９月議会におきまして、契約の承認をいただいた工事であります。

今回の変更の内容につきましては、請負金額の変更であり、現在の請負金額２億48万1,480円に対し、2,085万3,819円を増額するものです。

増額の理由としましては、仮設工の変更でございまして、推進工の施工中に、到達立て坑の目前で障害物に当たり、推進不能となりましたため、仮設工として、ライナープレートを築造し、障害物の撤去の必要が発生しました。

そのため、仮設工のライナープレート増工を増額するものです。

なお、本工事の変更につきましては、既に、国交省との変更協議を終え、変更の承認をいただいているものでございます。

議案第46号、工事請負契約の変更について説明します。

今回の変更は、平成30年第２回益城町議会定例会において議決されました益城町町民グラウンド災害復旧工事（グラウンド工事）請負契約のうち、契約金額１億8,784万8,288円を１億7,470万2,320円に変更するものでございます。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました益城町町民グラウンドの主にグラウンド内の土木関係を復旧するものでございます。

変更の理由としまして、グラウンド外外周排水路工事及びグラウンド舗装復旧工事に伴う数量変更減によるものでございます。当初、グラウンド外周の排水路工事を計画しておりましたが、宮園橋災害復旧工事や各農業排水工事など、周辺の公共工事と重複し、下流に水が流せないなどの理由により、水替え工や掘削工が施工不能となり、工事を中止せざるを得ない状況となったこと、さらには、グラウンド中央部分の芝生舗装面積の最終的な精査により復旧工事数量減少に伴い、請負金額を1,314万5,968円減額するものでございます。

議案第47号、工事請負契約の変更について説明します。

今回の変更は、平成30年第５回益城町議会臨時会におきまして議決されました第64号大規模滑動防止事業（辻の城１地区）工事請負契約のうち、契約金額２億3,212万3,320円を２億6,159万4,942円に変更するものです。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました辻の城１地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としましては、現地のブルーシート及び大型土のうを撤去し、再調査をしましたところ、コンクリートブロック積みでの施工可能な高さを超えている箇所及び家屋が近接し、仮設工を要する箇所があったため、鉄筋挿入工を追加変更するものでございます。

以上の理由により、請負金額を2,947万1,622円増額するものでございます。

議案第48号、工事請負契約の変更について説明します。

今回の変更は、平成30年第６回益城町議会臨時会におきまして議決されました平成29年度災補工（繰越）第２号、第24号益城町総合運動公園①災害復旧工事（その２）請負契約のうち、契約金額６億8,235万1,086円を６億5,980万2,081円に変更するものでございます。

変更の理由としまして、駐車場舗装工及び陸上競技場施設の数量減少によるものでございます。

本工事におきましては、熊本地震により被災しました運動公園の施設を復旧する工事を行っておりました。

しかし、第１駐車場の一部と第２駐車場の舗装復旧につきましては、体育館災害復旧新築工事と文化会館災害復旧工事及び交流情報センター災害復旧工事の施工ヤードとしまして利用することにより、舗装復旧面を傷めるおそれがあるため、舗装復旧工の減工を行うものでございます。

また、陸上競技場の内圏縁石につきましては、陸上競技場及びサッカーグラウンドの多目的な利用を考慮して、設置の減工を行うものでございます。

よって、請負金額が2,254万9,005円減額するものでございます。

議案第49号、工事請負契約の変更について説明します。

今回の変更は、平成29年第４回益城町議会定例会において議決されました第103号、下竹之下川河川災害復旧工事請負契約のうち、契約金額5,984万326円を5,957万2,521円に変更するものでございます。

変更の理由としまして、河川復旧工事に伴う数量変更減によるものでございます。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました下竹之下川のコンクリートブロック積み護岸を復旧するものでございます。

本工事のコンクリート護岸の復旧につきまして、一部の区間をコンクリートブロック積みから中型ブロックに変更しております。

また、工事実施に際し、予定されていました工事用道路の敷き鉄板の施工を工事車両及び建設機械の乗り入れ部分に限って施工したことにより、数量の変更減が生じたものでございます。よって、請負金額を26万7,805円減額するものでございます。

議案第50号、工事請負契約の変更について説明します。

今回の変更は、平成30年第４回益城町議会定例会において議決されました第125号、九尺堀川（１工区）河川災害復旧工事請負契約のうち、契約金額7,814万265円を6,301万4,184円に変更するものでございます。

変更の理由としまして、別事業による復旧施工が決定したことに伴う数量変更減によるものでございます。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました九尺堀川のコンクリートブロック積み護岸を

復旧するものでございます。

工事実施に際し、当該工事区間の一部を含む区域が国土交通省所管の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の対象区域となり、調査の結果、同事業による対象区域の復旧、施工が決定しましたことにより、当該工事の工事延長及び復旧内容の変更減が生じたものでございます。

よって、請負金額を1,512万6,081円減額するものでございます。

議案第51号、工事請負契約の変更について説明します。

今回の変更は、平成30年第４回益城町議会定例会において議決されました第123号、崎久保川（１工区）河川災害復旧工事請負契約のうち、契約金額１億8,395万1,416円を１億7,164万3,628円に変更するものでございます。

変更の理由としまして、別事業による復旧施工が決定したことに伴う数量減及び工事内容の変更によるものでございます。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました崎久保川のコンクリート三面水路を復旧するものでございます。

工事実施に際し、当該工事区間の一部が、熊本県が施工する都市計画道路益城中央線街路整備事業の施工区域となり、同事業による復旧施工が決定したことにより、当該工事の工事延長及び復旧内容の変更が生じたものでございます。

また、家屋が隣接している施工区間におきまして、仮設工、矢板引き抜きにより、隣接家屋に影響を与えることが判明し、鋼矢板の存置を実施することに伴い、復旧内容の変更が生じたものでございます。

よって、請負金額を1,230万7,788円減額するものでございます。

議案第52号、工事請負契約の変更について説明します。

今回の変更は、平成30年第４回益城町議会定例会において議決されました第124号、崎久保川（２工区）河川災害復旧工事請負契約のうち、契約金額１億80万739円を3,484万1,384円に変更するものでございます。

変更の理由としまして、事故繰り越し予算工事のため、予算執行満了に伴う出来高精算変更によるものでございます。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました崎久保川のコンクリート三面水路を復旧するものでございます。

工事発注に際し、２度にわたる入札の不調、不落により、工事契約に遅れが生じ、工事契約後も工事実施に際し、隣接する河川復旧工事との事業間協議による工程調整や隣接地権者との境界確定及び国土交通省との工法変更協議に不測の日数を要したことなどから工事進捗に遅れが生じ、今年度内の工事完了が困難となりました。

当該工事が、今年度事故繰り越し予算であるため、予算執行満了による出来高精算として変更するものでございます。

よって、請負金額を6,595万9,355円減額するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　日程第２、議案第27号から日程第27、議案第52号までの説明が終わりました。

始めに、議案第27号及び議案第28号の公有財産の取得について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

７番吉村建文議員。

○７番（吉村建文君）　吉村でございます。

議案第27号、公有財産の取得についてでありますけども、先ほどの説明によりますと、これは益城町役場の前に建設される災害公営住宅の物件だと思うんですけども、これに限らずですね、今まで災害公営住宅の建設予定地の計画をされてますけども、身体障害者に対する、その設計上の配慮というか、それが今までの分がなかったんじゃないと思うんですけども。特に、この建設予定地は、新庁舎ができる益城町役場の前に建設されるとこなので、一番そういった町民の方々も近くて便利になるところだと思うんですけども、身体障害者に対する設計上の配慮がなされているのか、その点だけお聞きいたします。

○議長（稲田忠則君）　河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君）　公営住宅課の河内です。７番吉村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

障害者に対する住宅の建設というものに配慮されているのかというお尋ねでございますけども、災害公営住宅の建設につきましては、本申し込みを行っていただいた後に、入居者の方々の抽せんというのも既にやっております。住宅ごとに入居者を決定した上での建設ということで取り組んでおりますので、今回の二地区につきましては、おっしゃられる身体障害者という部分については、該当がなかったので、そういう目的での建設はいたしておりません。

ただ、申し込み時点でですね、はっきりとわかっている部分についてはですね、その地区にそれぞれですね、それ用の住宅を建設をするということで予定をしております。

ただ、全般的に言いますとですね、高齢者の方が非常に多ございます。ですから、入り口の段差とか、室内の段差をですね、極力なくして建設をすると、開きじゃなくて、何ですか、引き戸を多くするとか、そういったことでですね、配慮は十分にしているというところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　７番吉村議員。

○７番（吉村建文君）　回答ありがとうございました。この災害公営住宅っていうのは、今、仮設におられる方たちが入居されるわけですけども、将来的に、多分町営住宅になって、住まわれる方がまた増えると思いますので、ぜひ今のところはなくてもですね、そういったその障害者に対する配慮をぜひやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑がありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。質疑がないようですので、議案第27号及び議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号から議案第41号までの工事請負契約の締結について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

９番宮﨑金次議員。

○９番（宮﨑金次君）　９番宮﨑です。議案30号から36号まで、この７件について、共通の案件で３点だけ確認をさせてください。

まず、その１点目はですね、この大規模滑動防止事業ですよね。これの契約について、その中身がですね、非常に地域が包括的に、こう書いてあるもんですから、どこの土手、どこの石垣というのが、当然あって、それの積み上げでこの金額は出されたものと思うんですけども、この具体的な工事、滑動防止の工事をやるところは、これは決定をされてるということでよろしいんでしょうか。これが１点。

それから、２点目は、当然そういう決定をなされておるんであれば、住民の了解は得られてるのかどうか。それとも、今後住民の了解を得て工事をするという話になるのか。これが２点目です。

それから、３点目は、工事の完了期間が一応今年度予算ですから３月末日になってますけども、来年繰り越されると思いますが、これは何年ぐらいでこの工事をやろうとされてるのか。

議案30号から36号までの７件について、共通の３点、御質問をします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君）　復旧事業課長の増田でございます。９番宮﨑議員の御質問にお答えいたします。

議案第30号から36号、工事請負締結についてということで、大規模滑動防止事業の案件でございますが、まず、こちらですけども、どの部分を工事なのかということです。こちらについては、もう決定しております。

それから、住民の了解を得られているのかということですけども、こちらのほうも基本的に同意書をいただいております。

三つ目の工期でございます。議員がおっしゃられるように、来年度への繰り越しになりますけども、現在のところ、おおむね10カ月から１年程度を考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　９番宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　今、１回目の答弁をしていただいたんですが、もう１回ちょっと確認させてください。具体的に工事をやる箇所はもう決定をされてる。だけど、住民はほとんど知りません、それは。これはどういうふうにして徹底されるのか。これをお聞きしたいと思います。

それから、工事期間がちょっとですね、非常に短いような気がするんですけど、大丈夫でしょうかね。まあ、その２点だけ、再度質問をします。

○議長（稲田忠則君）　増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君）　宮﨑議員、２回目の御質問ですけども、住民が知らないというような話と、住民の方が知らないんではないかということと、もう一つ、工期の件だったと思いますけども、住民の方には、全体的な説明会も従前から行っておりまして、今回、工事の対象と

なられる方につきましては、事前説明会、また、昨年から今年にかけて行っております。

そして、現地調査に当たりましては、こちらにおられる方に関しましては、基本的には直接お会いして、こういった工法で復旧しますとか、そういう形で住民の方には周知をしているところでございます。

もう一つ、工期の件ですけれども、今のところ、予算上の都合で来年の３月31日までとなってますけども、工事の金額によりましては、平成32年度にかかる予定かもしれません。これにつきましては、国のほうからも、平成32年度内に終わるようにと、お達しが来ておりますので、町としても１日も早く、住民の方の日常生活が戻られるようにですね、１日も早い復旧工事を目指したいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　９番宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　３回目の質問、最後でございますが、住民が知ってるとこういうお話でございますけども、正直言って、私、この議案の中の安永の工区がありますけれども、36号ですか。これ、私の家に来たのが、１週間前ぐらいですかね。町内会としても、こういう工事がやられるというのはほとんど知りません。はっきり言って。

課長のほうは、何か通知をされたと、多分ホームページか何かで通知をされたりいろいろされるんでしょうけど。ほとんど住民は知りません。住民説明会があったっていうのも私は聞いてません。ですから、ぜひですね、住民に何らかの形で、よく周知をさせてください。これでもかこれでもかというぐらいに知っとってもらわないとですね、先行きトラブルと思いますんで、どうぞよろしくお願いします。以上です。

○議長（稲田忠則君）　増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君）　宮﨑議員、３回目の御質問にお答えいたします。

住民の方で、今回の事業を御存じない方がおられるということです。今回のこの議決を得られましたらば、４月以降になるかと思います。地域の方にですね、住民説明会、これは工事の対象になっている方、なられておられない方、地区内で工事をやりますので、重機等が行ったり来たりします。その辺で、住民の方にもいろいろ御迷惑かけますので、地区の方にはですね、住民説明会を十分やりまして、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

６番中川公則議員。

○６番（中川公則君）　６番中川です。私は、議案48号、工事請負の変更ですね。

（自席より発言する者あり）

あ、そうですか。御無礼しました。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君）　13番石田です。議案第38号、39号についてちょっとお尋ねいたします。

災害時の緑地整備工事関係です。これにつきましては、災害時には、もうありがたい施設でございますが。12月の議会のときだったと思いますが、この公園を、町内あちこちにつくっていた

だく。大変ありがたいわけでございますが、完成後の管理の問題、これについてお尋ねをいたしました。そのときの担当課の答えは、そんときの私の質問はですね、益城町内のある団体の方たちが東北のほうに視察に行かれたと、そのときに避難緑地公園あたりも何カ所も見て来られた。この中で、もう４年ぐらいたつと、管理が全くされていなくて、草ぼうぼうのところが何カ所もあったというようなことが、当時、新聞に掲載されておりましたので、これが完成した後はどこが管理をするのか。地元がするのか、それとも町がするのかということをお尋ねしましたときに、はっきりと町のほうで管理をいたしますという答えでしたですもんね。また、そこは再度念を押してお尋ねしましたが、やはり町でやりますということでした。

それから、何カ月もたっておりません。そうした中で、先週の木曜日の議会の一般質問の終わった後の全員協議会のときに、担当課長から、今度の最終日に工事の議案の提案をいたしますというところの説明の中で、付帯設備については町でしようと思ってますけど、草取り、除草は地元にお願いをしたいというような話がありました。これもですね、やはり先ほどの宮﨑議員のように、地元に先に説明をしてくれと。そういう考えであるならですね、やはり地元に前もって、完成後はどこまで地元で管理をしていただけるのか、そこら辺の確認を先にしとったほうがよかじゃなかかという思いであります。

各田舎のほうにいきますと、部落のほうも、高齢化がじゃんじゃん進んで、労働力がかなり低下しています。そういう中で、広い面積の草取り、除草にしても、なかなか思うようにはいかんとじゃなかろうかという気がしております。

やはり、地元もどこまで管理をしてもらえるのか、それをいち早く確認された後でですね、この議案が出るのであれば、後々のことは心配せんわけでございますが、どっちかと言えば、できれば、今回は、議案の提出を保留できれば保留してでも向かっていったほうがいいような気もするわけでございます。

この工事そのものの中身についてはですね、何も疑義は持っておりません。ただ、そこだけ、後先がですね、後々の管理に入った場合に、４年、５年先ごろにですね、本当に地元にお願いをするところをお願いした場合に、それが地元でやっていけるのかなという思いです。以上です。

○議長（稲田忠則君）　坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君）　復興整備課長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。13番石田議員の御質問にお答えいたします。

議案38号と議案39号、この２件の避難地・緑地の維持管理についての御質問ではなかったのかということでございます。

12月時点では、町が全部やると言ったのに、全員協議会の中では、除草とかですね、そういうものは町ではやれないというようなことを言っておるではないかということでございます。

避難地、避難路、同じような設計内容で、例えば、木とか植えておりませんので、この木剪定とかその辺の維持管理はございませんが、広場をつくりますと必ず草は生えてくるわけでございますんで、広いところでは3,000平米を超えるようなところになります。そうなりますと、つくった当初はあれなんですけど、２年目、３年目以降になると必ず草が生えてくるちゅうのは、も

う仕方ないということでございますが、維持管理についてもですね、今後、こういう箇所が10カ所以上出てまいります。で、財政的に、非常にこう、既に、今いろんな維持管理でですね、公園というのもございますので、財政上の課題になりはしないかというのが、役場の中でですね、お話がありまして、そういうことも、予算に占めるこの維持管理費の割合とかが非常に大きくなるということになれば、財政上の課題になる可能性もあります。

そういうことでですね、地元のまちづくり協議会には、いろいろお話をする中では現在しておりますが、最終的、正式にはですね、できあがる、着工する時点で、いろんなお話をさせていただいて、とにかく維持管理のかからないようなつくりにですね、構造に、例えばもう草の生えないような、例えば形に変えるとかですね、コンクリートを張るとか、のり面とかではですね、そういうのも考えられますので、地元とそういうことも協議した上でですね、施工を進めていきたいというふうに考えております。

なるべく手間がかからないようなですね、つくりに、工事費に関しましては、そういうことで減額になる、もしくは増額になる可能性もございますが、ただ、余りにもぜいたくなですね、ことをするということになると、補助事業としてふさわしくないようなことにはなりますので、あくまでも維持管理上ですね、考慮した上で、後へ10年後、20年後にもですね、うまく引き継いでいけるような、避難広場緑地にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君）　13番石田議員。

○13番（石田秀敏君）　こういう建築物についてはですね、これは基本的にはですね、これはできるだけ地元でできる範囲はですね、最大限地元でやるのは基本的には当然だろうと思われる。ただ、12月の議会のときに、課長がはっきり町のほうで何も全てやりますようなことをおっしゃられたけんですね、だけん、そこの方針が変わるとすれば、やはり、完成間近になってから、地元にお話をそこら辺をするというようなことよりも、できるだけ早目にですね、やはり知らしてもらって確認を取ったほうがよかろうかと思います。

もちろん、予算的に、予算が大きくなるということは、これはもう最初からわかっていることですけんでね。だから、後々スムーズにいくように、一つ努力をしていただきたいということで終わらせていただきます。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。質疑がないようですので、議案第29号から議案第41号までの質疑を終わります。

次に、議案第42号から議案第52号までの請負契約の変更について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君）　16番渡辺でございます。

工事契約の変更ですね、これ、全体的に今まで減額、増額等々につきまして、非常に、こう変更が多ございます。この変更についてですね、理由はいろいろ書いてございますけれども、やは

り設計委託と言って設計する委託業者がいらっしゃいまして、なぜこんなに変更が多いのかということを、非常にこう思いましたので、その点について一つよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　持田土木審議監。

○土木審議監（持田　浩君）　審議監の持田でございます。16番渡辺議員の質問に対して答えさせていただきます。

設計委託をやって、工事の設計をやっているのに、なぜ変更が多いのかという御質問ですけども、一つは、きょう御提案してるような土木工事におきましては、例えば工場等でですね、精密な図面に基づいて製造するというものではなく、野外での自然の相手の工事になります。

そういった中で、地質調査とか、いろんな調査をやりながら設計をやっていくんですが、なかなか例えばそのボーリング一つにとってもですね、点での調査になりますので、全容を把握して、それを全部設計に生かすということは、なかなか困難なことになります。それを、全くその例えば、地質とかを把握しようとすると膨大な調査費にもなりますので、通常はですね、ここの現場に何か致命的な欠陥はないかとか、その調査によって実施設計が可能となるという範囲で調査設計を行って、それで工事を発注するということになります。

ですので、そういったことで工事を着手して、例えば土質が想定よりも違ったとか、気象条件が違ったとか、あと例えば、土砂の流用をほかの工事からやろうとしたけども、ほかの工事の都合が変わったとか、もろもろの条件変更が想定されますんで、そういった工場内でのですね、そういった気象とか、そういった社会的条件への影響が及ばない製造に比べますと、一般的に土木工事というのは、変更というものが多くなってまいりますんで、そういった調査設計費と、それから工事の進展のバランスをとったところで調査をやって、発注をするということになりますので、どうしても変更というのが出てくるということは、御理解いただければというふうに思います。以上です。

○議長（稲田忠則君）　16番渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君）　御答弁ありがとうございました。

その点につきましてはよくわかりましたけれども、まず、地質調査等々についてはわかりますが、この前、ちょっとその変更につきまして、川内田の件だったろうと思いますが、起点から終点までの距離がのんだから、はかって凹凸があって、その分伸びましたからという変更がございましたですね。その点について、ちょっともう少し詳しくお伝えいただけますでしょうか。

（自席より発言する者あり）

変更は変更だ。

○議長（稲田忠則君）　渡辺議員、今のやつは、この議案の中ですね。

○16番（渡辺誠男君）　関連、関連。変更の関連。

○議長（稲田忠則君）　わかりました。いいですか。

持田土木審議監。

（「議案に対してだけん」と呼ぶ者あり）

○16番（渡辺誠男君）　関連だけん、変更は変更だもん。

（「議長、議案に対してだけん、関連なんて今まで初めてよ。これまで聞いたことなか」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君）　はい、わかりました。議案外ですので、答弁よございます。

ほかに質疑はございませんか。

６番中川公則議員。

○６番（中川公則君）　ちょっと１点だけですね、御説明いただきたいと思います。

議案第48号、第24号の益城町総合運動公園①災害復旧工事（その２）の契約変更ということで、2,254万9,005円減額をしてありますけど、これは駐車場の舗装関係でございますけども、これは補助対象の内の仕事の減額であるのか、それとも、この部分は、まだほかの作業工程で支障をきたしているから今回できないということでございますもんで、後でやることになれば単独工事になるのか、その点だけですね、ちょっと御説明をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君）　増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君）　復旧事業課長の増田でございます。６番中川議員お尋ねの議案第48号、工事請負変更契約についてお答えいたします。

議員からのお尋ねは、今回減額するところは、補助対象になるかどうかというところと、もう一つは、それが今度補助として認められるかということのお尋ねだと思います。

まず今回、減額の変更の大きなものとしましては、議員がおっしゃられましたように、駐車場関係の舗装工でございます。こちらのほうについては、基本的には補助のところでした。で、それから、そうですね。それから減額があと、内圏縁石工、こちらのほうも補助でした。

内圏縁石工のほうは今回設置しないということになりました。

舗装工ですけども、基本的には、これが28年度予算ということになっておりますので、一度精算打ち切りになりますので、単独になる可能性が高いというふうに考えております。

公園のほうがですね、公共土木と違い、公共とか農政と違いまして、打ち切りということで聞いております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。質疑がないようですので、議案第42号から議案第52号までの質疑を終わります。

これより討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第２、議案第27号「公有財産の取得について」から日程第27、議案第52号「工事請負契約の変更について」までの26議案を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

日程第２、議案第27号「公有財産の取得について」から日程第27、議案第52号「工事請負契約の変更について」まで、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員です。よって、日程第２、議案第27号「公有財産の取得について」から日程第27、議案第52号「工事請負契約の変更について」までの26議案は原案のとおり可決されました。

日程第28　閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君）　日程第28、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君）　異議なしと認めます。よって各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

任期最後の定例会閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

３月５日から本日まで８日間にわたり、平成31年度一般会計予算をはじめ、提案されました全ての案件を議了することができました。議員各位の御協力に感謝申し上げますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます。

町長はじめ、執行部におかれましては、議員各位から述べられました一般質問あるいは質疑における意見、要望を町政の執行に際しまして、十分反映されますようお願いするものです。

終わりに、議場において皆様全員と顔を合わせることも最後になるかと思いますが、今期をもって勇退されます議員各位におかれましては、健康に留意されまして、ますますの御活躍を祈念申し上げます。

また、再出馬を決意されておられる各位におかれましては、全員が当選の栄誉を得られますよう格段の努力、奮闘を心よりお祈り申し上げます。

甚だ簡単ではありますが、閉会の挨拶とします。

これで平成31年第１回益城町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会　午後０時23分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

平成　　年　　月　　日

益 城 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員